# 長 崎 県

# 障害者虐待防止・権利擁護マニュアル



令和3年7月 長崎こども・女性・障害者支援センター (長崎県障害者権利擁護センター)

## < 目 次 >

第1章	障害者虐待について	
1	障害者虐待とは	1
2	対象となる障害者とは	1
3	三種類の障害者虐待	2
4	虐待の種類・内容	4
5	虐待の防止に向けた基本的視点	5
第2章	養護者による障害者虐待への対応	
1	養護者による障害者虐待の相談、通報・届出への対応	7
2	コアメンバーによる対応方針・緊急性の判断	1 0
3	事実確認と訪問調査	1 3
4	個別ケース会議の開催	2 2
5	立入調査	2 4
6	積極的な介入の必要性が高い場合の対応	3 0
7	養護者(家族等)への支援	3 8
8	成年後見制度等の活用	4 0
9	モニタリングと虐待対応の終結	4 3
10	財産上の不当取引による被害の防止	4 4
第3章	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応	
1	施設従事者による障害者虐待の通報等への対応	4 6
2	市町による事実の確認・県(障害福祉課)への報告	4 9
3	社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使	5 2
4	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表	5 8
5	身体拘束に対する考え方	5 8
6	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止	6 1

第4章	使用者による障害者虐待への対応	
1	使用者による障害者虐待の通報等への対応	6 3
2	市町・県による事実の確認等	6 6
3	市町から県への通知	6 6
4	県から労働局への報告	6 8
5	労働局による対応	6 9
6	使用者による障害者虐待の状況の公表	6 9
7	使用者による障害者虐待の防止	7 0
参考	資料	

障害者虐待対応帳票集等----- 7 1

## 第1章 障害者虐待について

ここでは、「障害者虐待」の基本的な事項について整理していきます。

## 1 障害者虐待とは

平成24年10月から、障害者虐待防止法(障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)が施行されました。

障害者虐待は、障害者の尊厳を脅かすものであり、障害者の自立や社会参加を妨げる行為です。障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組む必要があります。

本法は、障害者の当たり前の生活を守る法律であり、法が目指すのは、障害者が地域において自立した生活を円滑に営めるようにすることです。

## 2 対象となる障害者とは

身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害を含む)や、そのほかに心身の 障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で、援助が必要な人が対 象となります。(障害者手帳を持っていない人も含まれます)

- Q 障害者手帳未取得者の場合、「障害者」にあたりますか。
- A 手帳の取得に関わらず、障害者虐待防止法の「障害者」に該当するかどうかを判断し、対応をすることが必要です。その際は、将来的に福祉サービスの利用も高いので、手帳の取得等の考慮をしていくことも必要です。

また、高次脳機能障害や難病に起因する障害者についても、障害者基本法第2条第1号に含まれると解釈されていますので、本法に基づいて対応することが必要です。

なお、本法の対象とするには難しい場合でも、人権が客観的に侵害されていたり、 生活に支障が生じていれば、相談支援として対応したり、警察や司法等、しかる べき機関につなげる支援が必要です。

## 3 三種類の障害者虐待

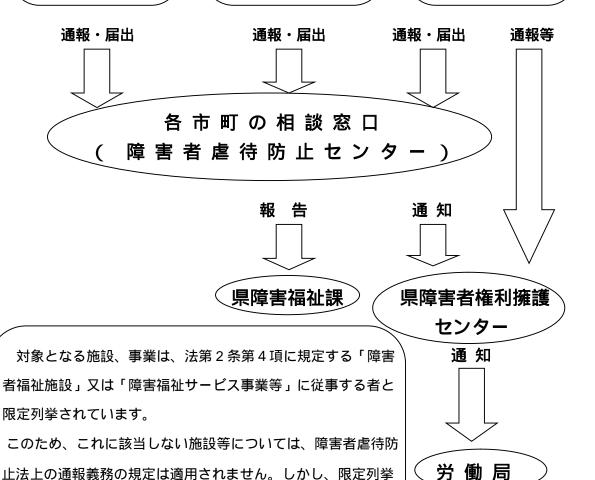
障害者虐待防止法では、虐待を以下の三種類に分けています。

養護者によるもの

障害者の身の回りの 世話や金銭の管理等 をしている家族や親 族等による場合。 障害者福祉施設従 事者等によるもの

障害者福祉施設や障害 福祉サービス事業所で 働いている職員等によ る場合。 使用者によるもの

障害者を雇用して いる事業主等によ る場合。



されていない施設等においても虐待が発生した場合の通報・相

談自体を妨げるものではありません。

#### 【参考】障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在			福祉施設・事業						
場所		障害者総		介護保 険法等		児童福祉法			
年齢	在宅 (養護者・ 保護者)	障害福祉 サービス 事業所 (入所系、 日中系、GH 高む)	相談支援事業所	高齢等 施設系、 近所系、 適所系、居住 系等含む)	障害児 通所支援 事業所	障害児 入所施設 等 3	障害児 相談支援 事業所	企業	学校 病院 保育所 5
18歳	<u>児童虐待</u> 防止法 ・被虐待 児支援(都 道府県)			_	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な権 限行使(都 道府県・市 町村)	児童福祉 法法 ・適切な権 限行使(都 道府県・市 町村) 4	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な権 限行使(都 道府県・市 町村)		
18歳	<u>障害者虐</u> 待防止法	<u>障害者虐</u> 待防止法	<u>障害者虐</u> 待防止法	_	【20歳ま で】 2	【20歳まで】		一 <u>障害者虐</u> 待防止法	<u>障害者虐</u> 待防止法
以上 65歳 未満	・被虐待者 支援 (市町村)	・適切な 権限行使 (都道府県 ・市町村)	・適切な 権限行使 (都道府県 ・市町村)	【特定疾病40歳以上】	_	_	I	・適切な 権限行使 (都道府県 労働局)	・間接的 防止措置 (施設長・ 管理者)
65歳 以上	障害者虐待 防止法 高齢者法 ・被虐待 ・被虐待者 支援 (市町村)			高齢者虐 待防止法 ・適切な権 限行使(都 道府県・市 町村)	_	_	-		

- 1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。なお、配偶者から暴力を受けている場合は、DV法の対象にもなる。
- 2 放課後等デイサービスのみ
- 3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等(児童福祉法第33条の10)
- 4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。
- 5 通報義務のある障害者虐待に該当しない場合であっても、法第3条の主旨に立ち返り、通報、届 出の内容を聞き取り、適切な機関に確実に引き継ぐ等の対応が求められる。

学校、保育所等、医療機関に関しては、各々の法令に基づき不適切な場合は指導等を通じて 改善を図ることとされている。

学校(地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び学校教育法:担当部署としては市町、 都道府県の教育委員会、教育センター等)

保育所等(子ども・子育て支援法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律:担当部署としては、市町、都道府県の保育課、 子育て支援課等)

医療機関(医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の規定:担当部署としては 都道府県の医療政策課等)

## 4 虐待の種類・内容

障害者の虐待には五つのタイプがあります。

具体的な例としては、以下のようなものがありますが、これらが重なって行われている場合もあります。



殴る、蹴る、タバコの火を押し付ける、熱湯をかける。 戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、縄などでしばる。 熱いものや辛いものを無理やり食べさせる。



性的暴力、性的行為を強要する。

性器や性交、ポルノ雑誌や映像を無理やり見せる。 障害のある人をポルノの被写体にする。



「バカ」「アホ」などの言葉を浴びせる。

怒鳴る、ののしる、悪口を言う。

無視や嫌がらせによって精神的苦痛を与える。



身辺の世話や介助をしない。食事を与えない。 衛生管理(入浴、着替え、掃除など)を怠る。 必要な治療や福祉サービスを受けさせない。



本人の給料や年金などを渡さない。

日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 預貯金を本人の意思に反して使用する。

## 5 虐待の防止に向けた基本的視点

障害者虐待防止法と対応の目的は、障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を 保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。

虐待の発生予防から、安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、障害者の権利擁護を基本に置いた切れ目のない支援体制を構築することが必要です。

#### 未然に防ぐための積極的なアプローチ

住民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止法の周知、権利擁護についての啓発、 障害や障害者虐待に関する正しい理解の普及を図ることが必要です。

また、障害者やその家族が孤立することがないよう、地域における支援ネットワークを構築するとともに、必要な福祉サービスの利用を促進する等養護者の負担軽減を 積極的に図ります。

#### 早期発見・早期対応

問題が深刻化する前に早期に発見し、支援を開始することが重要です。そのためには、通報義務の周知徹底が必要です。特に、国・地方公共団体のほか、保健、医療、福祉、使用者等の関係者も虐待問題に対する意識を高く持たねばなりません。地域組

織との協力連携、ネットワークの構築等によって、早期に発見・対応できる仕組みを 整えることも必要です。

#### 障害者の安全確保を最優先する

生命に係るような緊急的な事態もあることが予想されます。障害者本人の自己決定が難しい時や養護者との信頼関係を築くことができない時でも、障害者本人の安全確保を最優先しなければなりません。

#### 障害者の自己決定の支援と養護者の支援

障害者が主体的に生きられるよう、生活全体への支援を意識しながら、本人が本来 持っている力を引き出すような関わりを行い、本人の自己決定を支援する視点が重要 です。

一方、虐待事案では養護者を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、養護者自身や家族が何らかの問題を抱えていることも少なくなく、それらが複合、連鎖的に作用し虐待に至っていることもあります。このような場合は、障害者の安全確保を最優先しつつ、積極的に養護者支援も展開していくことが求められます。

#### 十分な情報収集と正確なアセスメント

伝聞情報か、直接聞いた情報か、誰から聞いた情報か、目撃したのかなどに注意して、正確に聞き取る必要があります。また、適切な養護者支援を検討するためには、 障害者を取り巻く生活歴や生活状況についての十分な聞き取りが大切です。

こうして収集した情報を元に、組織として正確なアセスメントを行うことが、的確な判断につながります。

なお、各地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについては、各地方公共団体が定める個人情報保護条例に従って取り扱われるものです。「障害があること」については、「要配慮個人情報」として規定されているため、個人情報保護担当部局との連携を図り、その取扱いについて確認しておくことが必要です。

## 第2章 養護者による障害者虐待への対応

ここでは、「養護者による障害者虐待」の基本的な流れについて整理していきます。 障害者虐待防止法は、「市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害 者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施 するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなけれ ばならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応するこ とができるよう、特に配慮しなければならない。」(第 35 条)として、市町における連 携協力体制の整備を義務付けています。

## 1 養護者による障害者虐待の相談、通報・届出への対応

障害者虐待に関する相談や通報・届出を受けた職員は、虐待の状況や障害者・養護者等の状況、通報者の情報など可能な限り必要となる情報を聴取します。

ここで的確な情報を把握することが、次の段階への判断の根拠になります。あいまいに聴き取るのではなく、直接見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのかなどを確認しながら聴き取りをします。

#### 【聴き取りの内容】 P71の障害者虐待対応帳票集等参考

虐待の状況

(いつ、どこで、誰が、どのような虐待をしたのか等、具体的な内容を聴き取ります)

- ・虐待の種類や程度 ・虐待の具体的な状況 ・虐待の経過 ・緊急性の有無 障害者の状況
- ・障害者本人の氏名、居所、連絡先 ・障害者本人の心身の状況や意思表示能力 障害者と家族の状況
- ・虐待者の状況、虐待者と障害者の関係 ・その他家族関係 障害福祉サービス等の利用状況
- ・障害福祉サービス等の利用の有無 ・家族に関わりのある関係者の有無 通報者の情報
- ・氏名、連絡先、障害者・養護者との関係等

#### <留意事項>

#### 通報者が焦っている場合

通報者に安心感を与えて落ち着かせることが大事ですが、聴き取る職員も慌てない ことです。

#### 相談者が「虐待」という言葉を使わない場合

障害者の状態など相談内容から虐待が推測される場合は、その後の対応を念頭に置いて相談を進める構えが必要です。

#### 匿名による通報

通報者が名前を言うことを嫌がる場合があります。匿名による通報であっても、き ちんと通報内容を聴く必要があります。

受付記録を詳細に作成しようとするあまり、通報者の話の流れを無視して項目を順番に埋めるような質問にならないよう、通報者の話の傾聴に努めます。

#### 個人情報の保護

- ・ 相談や通報、届出によって知り得た情報や通報等に関する情報は、個人のプライ バシーに関わる極めて繊細な性質のもので、守秘義務が課せられています。
- ・ 通報等の内容や通報者の情報は、外部に決して漏らさないことを伝えます。
- ・ 事務を委託された市町障害者虐待防止センターの職員についても、正当な理由な しに委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはいけません。
  - (注) 個人情報の第三者への提供を本人の同意なしに行うことを制限する例外規定。 「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」等。(個人情報保護法第23条)



- Q 18歳未満の障害者に関する通報・届出があった場合、どの法令により対応すべきですか。
- A 本法において、養護者による障害者虐待については、「18歳未満の障害者について行われるものを除く」とされています。(第7条第1項)
  そのため、18歳未満の障害者に対する養護者による虐待については、本法による対応はせず、児童虐待防止法の仕組みによる救済が図られることになります。なお、18歳未満の時から児童に対する虐待として児童相談所等が対応していたものの、虐待が解消されないまま18歳に達したケースでは、障害者虐待防止法に基づく措置が必要になる場合も考えられますので、日頃から児童虐待に係る庁内の担当部局等と連携を図り、引継ぎの体制を整備しておくことが必要です。
- Q 65歳以上の障害者に関する通報・届出があった場合、どの法令により対応すべきですか。
- A 高齢者関係施設等における障害者虐待については、高齢者虐待防止法が適用されますが、65歳以上の障害者に対する養護者による虐待については、本法の対象になると同時に高齢者虐待防止法の対象にもなります。

このように、虐待の内容によって対応が異なることから、円滑な対応のためには障害者虐待と高齢者虐待の担当部局、地域包括支援センターを始めとする関係機関で連携チームを作っておくなど、65歳以上の者に関する通報等への対応方法をあらかじめ協議しておくことが望まれます。このとき、将来的に福祉サービスを利用する場合は、原則として介護保険給付が優先されること等を踏まえて協議することが必要です。

- Q 通報・届出があった場合、障害者の住所地の市町が対応するのですか。
- A 原則として、障害者及び養護者の住所地の市町が対応します。 但し、住民票の住所と居所が異なる場合、障害者と養護者の住所が異なる場合などは、関係する市町で協議の上、日頃の相談支援や障害福祉サービスの利用等で障害者との関わりがあるなど、事情をよく把握している市町が中心となり

連携・協力して対応します。



## 2 コアメンバーによる対応方針・緊急性の判断

#### (1)初動対応の決定

虐待に関する相談・通報・届出を受けたときには、直ちに虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合であるかどうかを判断します。この判断は、コアメンバー(担当市町職員及び担当部局管理職、委託先の担当職員)によって組織的に行うことが重要です。

なお、コアメンバーについては、緊急の事態に速やかに対応ができるよう事前に責任者やメンバー、各々の具体的な役割を明確化しておくことが必要です。

#### (2)初動対応のための緊急性の判断

受付記録の作成後(場合によっては形式的な受付記録の作成に先立ち) 直ちに、受付者が担当部局の管理職(又はそれに準ずる者)に報告し、相談等の内容や、過去の通報や現在の支援内容等の情報があれば、それらをもとに判断を行います。

相談受理者が委託を受けた市町障害者虐待防止センター職員である場合には、 市町障害者虐待防止センターにおいて通報内容の詳細を確認するとともに、市 町の担当部局に速やかに連絡することが必要です。

#### (3) コアメンバー会議において検討すべき事項

#### 当該事案が虐待に当たるか否かの判断

- ・虐待の事実があったかどうかの判断は、客観的な事実に基づいて判断するため、障害者本人に自覚があるかどうか、また、養護者が一生懸命面倒をみているかどうかは問いません。
- ・「虐待があったかどうか明確に判断できない」場合は、過去の通報や支援内容 など必要な情報を収集し、虐待の事実確認をするための調査を実施します。

#### 緊急性の判断

・虐待の事実があると判断した場合は、虐待の状況や障害者の生命や身体への 危険性などから医学的措置や緊急措置の必要性を判断します。

ここで言う緊急性の判断とは、入所や入院といった一時保護のための措置を 検討・実施すること。また、障害者の生命・身体の安全が確保できない場合 に、立入調査の要否を検討することを指します。

#### 「緊急性が高いと判断できる状況」

生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される。

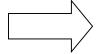
・骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷、 極端な栄養不良、脱水症状、衰弱が見られる。



入院の必要性を検討します。

・「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報がある。 器物(刃物、食器など)を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される。

障害者本人が明確に保護を求めている。



施設への入所、親族宅の利用等による分離保護を検討します。

#### <緊急性があると判断した場合>

・早急に介入が必要であるため、可能な手段から適切なものを選択して介入 します。

(例)

身体障害者福祉法(第18条第1項、第2項)又は知的障害者福祉法(第15条の4、第16条第1項第2号)による施設への入所措置、立入調査など

#### <緊急性がないと判断した場合>

・緊急性がないと判断できる場合や情報が不足する場合は、その後の調査方 針と担当者を決め、情報収集を行います。

#### 初動期の対応の方針・内容

・障害者や養護者・家族等の状況確認の方法、関係機関への連絡や情報提供 依頼、措置の適応、成年後見申し立て等を含みます。

#### <留意事項>

記録決定した内容を会議録に記録し、速やかに責任者の確認を受け保存します。

#### 時間外の対応

・障害者虐待に関する通報等は平日の日中のみに寄せられるとは限らないため、休日や夜間でも迅速かつ適切に対応できる体制(時間外窓口、職員連絡網、夜間対応マニュアル等)を整備します。

#### 通報者への報告

・通報者には守秘義務がないため、通報者への報告等は個人情報の保護や守秘義務の観点から慎重にする必要があります。但し、通報した人の中には、通報後も被虐待者を心配している方がいますので、問い合わせがあった場合には関係機関がきちんと対応している旨を知らせ、通報者が安心できるよう配慮します。また、通報者が、障害者や養護者・家族等に継続して関わる可能性がある場合には、関わり方などについての要望やアドバイスを伝えます。

#### 今後の担当者の決定

・原則、複数体制とします。身体的虐待や介護・世話の放棄・放任が疑われる場合 には、医療職(医師、看護師、保健師等)を加えることが有効です。

#### 関係機関の確認等

・関係する機関ごとの役割分担や今後の方針を検討します。

## 3 事実確認と訪問調査

#### (1)事実確認の実施

市町は、障害者に関する相談・通報・届出がなされた場合、速やかにその内容に関する事実確認を行う必要があります。(第9条第1項)

事実確認に当たっては、虐待を受けている障害者の安全確認や、現在得られている虐待に関する情報のみでなく、障害者や養護者等の家族状況を全体的に把握することで、将来起こりうる状況も予見しやすくなり、支援方針にも大きく関わります。

訪問などによる事実確認の他、市町内の他部局、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所、民生児童委員など、当該障害者と関わりのある機関等からできる限り情報収集し、障害者の状況を客観的に確認するようにします。

#### 事実確認で把握・確認すべき事項



虐待の状況(虐待の種類や程度/虐待の具体的な状況/虐待の経過)

#### 障害者の状況 (安全確認/身体状況/精神状況/生活環境)

#### (安全確認)

・ 緊急保護の要否を判定する上で、障害者の心身の状況を直接観察することが 有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。

#### (身体・精神・生活状況)

- ・ 身体的外傷の状況を具体的に記録する。
- ・ 虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、様子を記録する。
- ・ 通院医療機関、障害福祉サービスの利用状況等を確認する。
- ・ 居室の様子等の生活環境を記録する。

#### 障害者と家族の状況(人間関係/養護者や同居人に関する情報)

#### (障害者と養護者等の関係)

- ・ 障害者と養護者の法的関係や同居家族を把握する。
- ・ 障害者と養護者・家族・関係者等の人間関係(障害者への関わり方等)を把握する。

#### (養護者や同居人に関する情報)

・ 年齢、職業、性格、生活歴、虐待との関わり等を把握する。

#### 障害福祉サービス等の利用状況

障害者が重症を負った場合や障害者又はその家族が、虐待行為を行った養護 者等を刑事事件として取り扱うことを望んでいる場合などについては、警察 との情報交換が必要と考えられます。

#### (2)関係機関からの情報収集

事実確認に当たっては、障害者本人のほか、利用している障害福祉サービス事業所等の職員、日頃から関わりのある支援者、民生児童委員及び庁内関係部局などから必要な範囲で情報収集します。

なお、通報・届出により虐待していると疑われている養護者以外の家族や関係 者の中にも虐待者がいる可能性がありますので、誰から情報収集するのかについ ては、慎重に判断する必要があります。

#### 関係機関から収集する情報の種類等の例

- 家族全員の住民票(同居家族構成の把握)
- ・戸籍謄本(家族の法的関係や転居歴等)
- ・生活保護の有無(受給していれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴を把握。 また、援助の際に福祉事務所との連携を図る)
- ・障害福祉サービスを利用している場合は、担当相談支援専門員や利用している 障害福祉サービス事業所からの情報)
- ・医療機関からの情報
- ・警察からの情報
- ・民生児童委員からの情報



#### < 留意事項 >

- ・ 個人情報保護法第23条の第三者提供の制限の例外規定に該当すると解釈できる旨の説明や、相談支援事業等との契約において包括的な同意のもとに個人情報の提供が可能な場合には、その旨を説明します。但し、相手側機関にも守秘義務規定があるので、それを保障することが必要です。
- ・ 情報収集とともに協力を依頼する場合など、通知内容に関する情報提供が必要なこともありますが、その情報の取り扱いについては慎重にするよう注意を喚起します。

#### (3)訪問調査

虐待の事実を確認するためには、原則として障害者の自宅を訪問して障害者の 安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握することが必要です。

但し、訪問による面接調査は、養護者・家族等や障害者本人にとっては抵抗感が大きいため、調査を拒否するケースもあると考えられます。また、事前に訪問が拒否された場合には、その後の支援も受けられなくなるおそれがあります。このようなときは、障害者や養護者・家族等と関わりのある機関や親族、知人、近隣住民等の協力を得ながら情報収集を行う等して、円滑に調査が行えるようにします。

#### < 留意事項 >

#### 信頼関係の構築を念頭に

障害者本人や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく 関わってくる重要な要素です。そのため、訪問調査は、虐待を受けた障害者だけ でなく、養護者・家族を支援するために行うものであることを十分に説明し、理 解を得るように努力することが必要です。

また、調査内容、調査の必要性、秘密は守られること(職員の守秘義務)等について説明します。

なお、虐待が行われているか判然としない状況で訪問するときには、いきなり 「虐待」という言葉は使わない等の配慮も必要になります。

例えば、日常的に訪問している障害福祉サービス事業所や医療機関の職員に同行して状況を把握することも有効な方法として考えられます。

#### 複数の職員による訪問

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。また、障害者虐待では障害者本人と養護者等双方への支援が必要ですので、別々に対応し支援者との信頼関係を構築するよう努める必要があります。

#### 障害者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

調査にあたっては、障害者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないよう十分な配慮が必要です。

#### (例)

・**身体状況の確認時** … 暴力や性的虐待等の事実確認のため衣服を脱ぐ必要がある場合は 同性職員が対応する。

・養護者への聴き取り … 第三者のいる場所では行わない。

・障害者の権利について … 養護者不在時に訪問調査や障害者の保護を行った場合は、訪問調査や保護の事実と法的根拠、趣旨、担当部署の連絡先等を明記した文書をわかりやすい場所に置いておく。置く場所は第三者の目に触れないところで、封筒に入れる等の配慮を行う。

#### 医療職の立会い

通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が予想される場合には、訪問したときに的確に判断でき迅速な対応がとれるよう、医療職(医師、看護師、保健師等)が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

#### 柔軟な調査技法の実施

養護者自身が援助を求めている場合には、介護等に関する相談支援として養護者の主訴に沿った受容的な態度で調査を実施することも考えられます。一方で、深刻な虐待で再発の危険性が高く措置入所の必要性がある等の場合には、養護者の行っている行為が虐待にあたるとして毅然とした態度で臨むことも必要となります(受容的な態度で接する必要がある場合の対応者を分けることも考えられます)

調査に当たっては、障害者や養護者の状況を判断しつつ、障害者の安全確保を第一に、信頼関係の構築も念頭に置いて柔軟に対応する必要があります。虐待を受けた障害者への聴き取り調査は、第三者に話の内容が聞かれることがないよう、本人が安心して話すことができる環境に配慮する必要があります。

また、面接により事実確認を行う場合、質問の仕方によっては答えを誘導してしまうことが知られています。特に、知的障害者の場合、誘導の影響が大きくなることが明らかになっているため、面接に関する専門的な研修を受講し、知的障害者からの聴き取り調査について基本的な知識や経験を身につけるとともに、事案によっては訓練を受けた専門家が必要に応じて面接に対応できる体制を整えておくことが必要です。

#### 調査の継続性の確保

調査を実施して障害者の安全や事実確認を行った後も、障害者や養護者を取り巻く環境は常に変化しています。担当者は、定期的に訪問して状況を確認し、 継続的にアセスメントを実施します。

- Q 通報・届出を受けてから事実確認の実施までの時間の目安はありますか。
- A 市町は、障害者虐待の通報・届出を受けたときは、速やかに当該通報・届出に係る事実の確認のための措置を講じなければなりません。(第9条第1項)「速やかに」は、何時間以内といった具体的な期限を示すものではありませんが、事例によっては緊急の対応が必要な場合もあると考えられますので、休日・夜間に関わりなく、できる限り速やかに対応することを原則とします。

なお、児童虐待対応においては、「48時間以内の目視による安全確認を原則とする(平成22年9月30日、厚生労働省課長通知)」ことが義務づけられており、本県においては24時間以内の安全確認を目標にしています。

また、高齢者虐待対応においては、24時間以内あるいは48時間以内といった基準を設けて対応している市町があります。

- Q 訪問調査について理解を得るために、障害者、養護者、家族等に対してどのような説明をすればよいですか。
- A 訪問調査は、虐待を受けた障害者だけでなく、養護者・家族を支援するために行うものであることを十分に説明します。

また、調査内容、調査の必要性、秘密は守られること(職員の守秘義務)等 について説明します。

その後の支援を円滑に進めるためにも、障害者、養護者・家族との信頼関係を築くことが重要です。



- Q 障害者に対する虐待が明確でない場合は、どう対応したらよいですか。
- A 虐待が明確でない場合も、虐待があるかもしれないという認識の下、できる 限り本法の取扱いに準じた対応をしていくことが必要です。

また、虐待ではなかった場合でも、医療や経済状況等生活に支障が生じている場合には、関係機関に引き継ぐなどをして、その障害者及び家族が安心した 生活をしていけるような関わりをすることが必要です。



- Q あざや外傷が残っていない場合等、明らかな身体的虐待として判断できない場合は、どうしたらよいですか。
- A 時間の経過等によっては、あざや外傷が残っていないことが考えられます。 そのような場合は、被虐待者である障害者やその周囲の人からの聴き取り等の情報を照らし合わせながら、事実確認を正確に行い、虐待に該当するかどうか判断する必要があります。
- Q 言葉による暴力や脅し等は確認することが難しいですが、こうした場合、心 理的虐待を単独で判断することはできますか。
- A 精神的な苦痛は、障害者の受け止め方や、長年の家庭関係等に影響されますが、最終的には、障害者の気持ちを確認し、おびえていたり、精神的に苦痛を感じている場合には、虐待として必要な対応を行うことが求められます。また、心理的虐待の背後には他の虐待が潜んでいる可能性があります。そのため、障害者が精神的に苦痛を感じている場合には、障害者の権利が侵害されている疑いがあるとして、正確に事実確認を行うことが重要です。

#### (4)介入拒否がある場合の対応

調査や支援に対して拒否的な態度をとる養護者等へのアプローチは、虐待に関する初期援助の中で最も難しい課題の一つであり、障害者の安全確認ができない場合は、立入調査の実施も視野に入れながら、様々な関係者との連携協力のもとで対処する必要があります。

養護者等にとって抵抗感の少ない方法を優先的に検討し、それらの方法では困難な場合に立入調査を検討する流れとなりますが、緊急な介入が必要となる障害者の生命や身体に関する危険性が認められる場合には、養護者等の拒否的な態度に関わらず立入調査を含めて積極的な介入が必要です。

#### 関わりのある機関からのアプローチ

当該障害者が障害福祉サービス等を利用している場合には、相談支援専門員や 障害福祉サービス事業所職員等から養護者に対して介護負担を軽減するためにシ ョートスティ等の障害福祉サービスが利用できるなどの情報を伝え、養護者の介 護負担に対する理解を示すことで、事実確認調査や援助に対する抵抗感を減らす ことができると考えられます。

#### 医療機関への一時入院

障害者に外傷や疾病があったり体力の低下などが疑われる場合には、医師や 医療機関に協力を仰いで検査入院等の措置を取り、その後の対応を検討すること が必要なときもあります。また、障害者と養護者を一時的に分離させることによ り、養護者等への支援が効果的に行える場合もあります。

#### 親族、知人、地域の関係者からのアプローチ

養護者と面識のある親族や知人、地域関係者などがいる場合には、それらの人に養護者の相談にのってもらいながら、障害者や養護者等の状況確認や市町障害者虐待防止センター等へのつなぎに協力していただくなどの方法も考えられます。

#### 訪問場所の工夫

障害者が医療機関や障害福祉サービス事業所等を利用する際に聴き取りを行うことが考えられます。

#### 訪問日時の工夫

障害者、養護者・家族等が在宅・不在の日時を確認し、日時を選んで訪問する ことが考えられます。



Q 被虐待者、あるいは保護者が介入を拒否する場合は、どうしたらよいですか〉

A 本法第11条において、被虐待者の生命又は身体に重大な危険を生じている おそれがあると認められるなど緊急を要する場合は、立入調査をすることがで きるとされています。

つまり、被虐待者、あるいは保護者が介入を拒否する場合であっても、緊急 を要する状況であれば、「障害者の安全と安心の確保」を最優先とします。

但し、それ以外の場合は、まずは、被虐待者、あるいは保護者との信頼関係を築くことに重点をおきましょう。そして、支援者側が心配していること、支援が必要な理由等を丁寧に説明していくとともに、なぜ介入を拒むのか真意を把握していくことが重要です。その際は、被虐待者、あるいは保護者と面識があり、信頼しているスタッフが介入していくことも必要です。

また、場合によっては、被虐待者、あるいは保護者の最も信頼している人から説得してもらったり、生活や病気等、被虐待者、あるいは保護者の困りごとに対する支援の側面から介入したり、当面、関係機関や地域の民生児童委員等で見守りを図るなど工夫をしていくことが大切となります。

## 4 個別ケース会議の開催

訪問調査等による事実確認によって障害者本人や養護者の状況を確認した後、 市町障害者虐待対応協力者と対応について協議することが規定されています。 (第9条第1項)

具体的には、個別ケース会議において事案に対する協議を行い、援助方針や支援者の役割について決定します。なお、援助方針を検討する際には、虐待の状況に応じて多面的に状況分析を行い、多方面からの支援がなされるよう検討することが必要です。

市町が、やむを得ない事由による措置を行った場合は、必ず個別ケース会議を開催し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用や成年後見制度の活用等速やかな支援を行えるよう努めます。

#### (1)個別ケース会議の開催

個別ケース会議は、個別の虐待事案に対する援助方針、援助内容、各機関の役割、 主担当者、連絡体制等について協議を行う場であり、障害者虐待への対応の中で中 核をなすものです。

市町はまず、市町障害者虐待対応協力者を、個別ケース会議への関わりに応じて、コアメンバー、事案対応メンバー及び専門家チームに分類しておくことが必要です。個々の個別ケース会議の参加メンバーは、コアメンバー、事案対応メンバー、専門家チームのうちから、事案に応じて構成されます。また、会議の開催については、通報等を受理して必要な情報等の確認を行った後、速やかに開催することが必要ですが、状況に応じて電話等を利用するなど柔軟な会議の持ち方も必要となることも考えられます。



#### 個別ケース会議メンバー構成(例)

コアメンバー	・障害者虐待防止事務を担当する市町職員及び担当部局管理職
	(事務を委託した場合は委託先の担当職員を含む)
	事案対応にあたって緊急の判断が求められることがあるた
	め、市町担当部局管理職は必須。
事案対応メンバー	・虐待の事案に応じて、必要な支援が提供できる各機関等の
	実務担当者を招集する。メンバーは事案によって替わるが、
	行政、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、医療機
	関、労働関係機関等。
専門家チーム	・虐待の事案に応じて、警察、弁護士、精神科を含む医療機関、
	社会福祉士、権利擁護団体等。

#### 個別ケース会議の実施に当たっての業務

事案対応メンバー、専門家チームへの参加要請

事案のアセスメント

援助方針の協議

支援内容の協議

関係機関の役割の明確化

主担当者の決定

連絡体制の確認

会議録、支援計画の作成

会議録、支援計画の確認

参加メンバーによる協議



#### <留意事項>

- ・ 虐待事案の支援にあたっては、虐待対応における支援課題を明確にします。
- ・ 支援対象者は、障害者とともに、養護者やその他家族も含まれます。
- ・ アセスメントは情報を収集し分析していく過程ですが、虐待の有無の判断にと どまらず、虐待がなぜ起こっているのかを考慮することが必要です。
- ・ 被虐待者側の要因、虐待者側の要因、その他家族、親族側の要因・近隣住民等

の要因、福祉・介護・保健・医療・就労等関係者の側の要因、その他社会との 関係など、さまざまな要因と、その関連性を考える必要があります。

・ アセスメントでは、どのような要因が、それぞれにどのような関連性を形成し、 それが虐待という状況を生起させているかを理解する必要があります。 こうした判断は、担当者 1 人で行うのではなく、支援チームで行うことが重要 であり、そうすることで総合的で妥当性の高いアセスメントを実施することが 可能となります。

#### (2)支援の必要度の判断

対応方法を検討する際には、障害者の生命や身体に危険性があるかどうか見極めることが最も優先されます。虐待の程度を把握し、今後の進行を予測するなど、様々な視点からの検討が必要となりますので、個別ケース会議によるチームアセスメントを行い、支援の度合いの判断を行うことが必要です。

#### 支援の度合い

障害者虐待は、大きくは以下の3段階に分けることができますが、事実確認時に 大きな危険性が認められなくても、その後に問題が深刻化するケースも考えられる ことを踏まえ、早期にかつ適切に判断し対応することが望まれます。

見守り(観察)・予防的支援 相談、調整、社会資源活用支援 保護・分離支援



## 5 立入調査

障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市町村長は、担当部局の職員に虐待を受けている障害者の住所や居所に立ち入り、必要な調査や質問をすることができるとされています。

#### (第11条第1項)

また、立入調査の際には、障害者の生命又は身体の安全確保に万全を期する観点

から、必要に応じて適切に、障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に 対し援助を求めなければならないとされています。(第12条)

立入調査は第33条に規定する市町障害者虐待防止センターへの委託事項には含まれませんので、立入調査は、市町職員が行うことに留意する必要があります。 正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処されることとされています。(第46条)

#### 立入調査が必要と判断される状況の例

- ・ 障害者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、 接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- ・ 障害者が居所内において、物理的、強制的に拘束されていると判断されるよう な事態があるとき。
- ・何らかの団体や組織、あるいは個人が、障害者の福祉に反するような状況下で 障害者を生活させたり、管理していると判断されるとき。
- ・ 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、 養護者が訪問者に障害者を会わせないなど、非協力的な態度に終始していると き。
- ・ 障害者の不自然な姿、けが、栄養不足、うめき声、泣き声などが目撃されたり、 確認されているにもかかわらず、養護者が他者との関わりに拒否的で接触その ものができないとき。
- ・ 入院や医療的な措置が必要な障害者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引き こもっているようなとき。
- ・ 入院施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や障害者の安全が懸念されるようなとき。
- ・ 養護者の言動や精神状況が不安定で、一緒にいる障害者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- ・ 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障害者の生活実態の把握が必要

と判断されるようなとき。

・ その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障害者の権利や福祉上、問題が あると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や障害者の保 護が困難であるとき。



#### 立入調査における関係機関との連携

#### 立入調査の執行にあたる職員

- ・ 予想される事態に備え、複数の職員を選任します。
- ・ 市町担当部署の職員が行い、委託された市町障害者虐待防止センターの職員だけでは実施できません。
- ・ 担当職員を基本に、入院等の必要性を的確に判断することのできる医療職の同行も有効です。

#### 警察との連携

- ・ 障害者虐待防止法では、警察署長への要請等についての規定が設けられており、 障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を帰する観点から、必要に応じ適切 に、援助を求めなければならないとされています。(第12条第2項)
- ・ 養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど、市町職員だけでは職務執行をすることが困難で、警察の援助が必要である場合には、所轄の警察署長あてに「障害者虐待事案に係る援助依頼書」を出し、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行うようにします。

立入調査そのものは、市町が法に基づいて主体的に実施するもので、警察官の職務ではありません。警察官は、市町による職務執行が円滑に実施できるようにすることを目的とし、市町職員が養護者から物理的な抵抗を受けた時に備えるものです。

#### <警察官職務執行法による措置の例>

保護(警職法第3条)

病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、応急の救護を要する者を、取りあえず警察署、病院等の適当な場所において保護すること。

- ・罪の予防及び制止(警職法第5条)犯罪がまさに行われようとするのを認めたときに、その予防のため関係者に必要な警告を発し、急を要する場合にその行為を制止すること。
- ・ 立入(警職法第6条) 危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を援助するために、合理的に必要と判断される限度において、他人の土地、建物の中に立ち入ること。

#### その他の関係機関との連携

- ・ 養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所や保健センター、精神保健福祉センターと連携し、保健師や精神保健福祉士等の同行も考えられます。
- ・ 事前情報によっては、入院を要する事態を想定し、精神保健指定医による診察 や入院先の確保などの手配をあらかじめ行っておく必要があります。
- ・ 養護者や家族との関わりのある親族等に、同行や立会いを求めることも有効な場合があります。

#### 立入調査の実施方法や留意事項



#### 身分証明書の携帯と提示

・ 立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示します。(第11条第2項)

#### 立入調査の執行

・ 養護者等に事前に知らせる必要はありません。

#### 立入調査のタイミング

・ 個々の事案の入念な検討、関係者の協議に基づく判断が必要になります。例えば、障害者と養護者が共に在宅しているときと、養護者が外出しているときのいずれが良いかなどについて、慎重に検討を要します。

#### 養護者の立入拒否の場合

・ 例えば、養護者がドアを開けないなどの拒否的な場合には、住居への立入りを 許されている親族等の協力を得て、玄関を開けてもらうことを検討します。

#### 立入調査時の対応と留意点

・ 養護者、家族等に対して、立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを 説明し、冷静な対応を心がけます。その上で、立入調査の目的や確認したい事 項、立入調査権を発動した理由などについて誠意を持って説明します。又、障 害者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要です。

#### 保護の判断と実行

・ 障害者の身体的な外傷等の観察

障害者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無などを観察するとともに、できれば同行の医療職による診断的チェックを受けることが望ましいと考えられます。又、障害者から話を聞ける場合には、養護者から離れた場所で聴取します。

・ 居室内の写真による記録

障害者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、障害者本人の同意を得た上で、写真等の活用を含めて記録してきます。

・ 緊急入院又は各法による措置

障害者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、障害者の生命や身体に関わる危険が大きいときには、緊急入院や身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による措置を通じて、緊急に障害者と養護者を分離しなければならないことを伝え、多少摩擦があったとしても実行に踏み切ることが必要です。

#### 障害者と養護者の緊急な分離が必要でないと判断されたとき

障害者と養護者とを緊急に分離することの必要性が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを素直に伝え、養護者の心

情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。

なお、緊急の対応が不要になったとしても、障害者及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりを持つことが必要となります。 各機関におけるサービスの説明や、何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、 支援につなげやすくします。



#### 調査記録の作成と関係書類の整備

立入調査後は、調査記録を作成します。

関係書類については、障害者の外傷の状況記録や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存に努め、調査記録と共に整備しておきます。

Q 立入調査を拒否された場合、どうすればよいですか。

A 立入調査は、養護者や障害者に拒否されたとしても実施 することができます。このとき、養護者等と多少摩擦があったとしても、障害者の保護を優先して実行に踏み切ることが必要です。

養護者等が正当な理由なく立入調査を拒んだ場合は罰則が適用されますので、権限の行使にあたっては罰則を背景に立入調査を強く求めることも考えられます。(第46条)

なお、立入調査の権限を行使するといっても、鍵やドアを壊したり、窓ガラスを破って立ち入ることが認められるわけではありません。

また、住居への立入りを許されている親族等に協力を求め、鍵を開けても らうことは問題ありませんが、管理人の合鍵を利用して住居に立入ることは、 管理人に住居に立入る権限がないため、許されません。

## 6 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

個別ケース会議において、生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくと重大な結果を招くことが予測されると判断された場合には、迅速かつ的確な対応が必要となります。

こうした場合、虐待を受けている障害者の生命の安全を確保することが最重要ですので、速やかに市町担当部局や関係機関に連絡するとともに、医療機関や消防、必要が認められるときには警察への通報も行います。

#### (1)障害者の保護(養護者との分離)

障害者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくと重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、障害者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

また、これによって、障害者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や 指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養 護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機づけにつながる場合もあ ります。

#### <迅速な対応>

事案によっては、可能な限り速やかに分離することが必要な場合もあり、そのような場合には、直ちに対応することが必要です。また、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに、対応することを原則とする必要があります。

#### <保護・分離の要否判断>

障害者の保護・分離の必要性については、相談、通報等への対応や事実確認調査の一連の流れの中で判断する必要があります。また、その判断は、担当者個人ではなく、市町としての決定であることが重要です。そのため、個別ケース会議等を通じ、関係機関・関係者との連携を含め、できる限り客観的で慎重な判断が求められます。

#### <保護・分離の手段>

虐待を受けた障害者を保護・分離する手段としては、契約による障害福祉サービスの利用(短期入所、施設入所等)、やむを得ない事由等による措置(施設入所、短期入所等)、医療機関への一時入院、市町独自事業による一時保護などの方法が考えられます。

障害者の心身の状況や地域社会資源の実情に応じて、保護・分離の手段を検討することが必要となります。



### (2) やむを得ない事由による措置

### やむを得ない事由による措置を行う場合

- ・保護や分離の一手法として、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づ く市町による「やむを得ない事由による措置」があります。
- ・障害者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって、障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、適切に身体障害者福祉法第18条第1項及び第2項(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等措置)知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等措置)の措置を講ずることが規定されています。

また、当該障害者が、身体障害者及び知的障害者以外の障害者である場合は、身体障害者又は知的障害者とみなして、上記の規定を適用することも定められています。(第9条第2項)

#### 虐待を受けた障害者の措置のために必要な居室の確保

障害者虐待防止法では、市町は養護者による虐待を受けた障害者について、 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置を行うために必 要な居室を確保するための措置を講ずるものとされています。 (第10条)

#### 居室を確保するための措置

地域生活支援事業の障害者虐待防止対策支援の活用が考えられます。



- Q 居室として適当な施設等はどのようなものですか。
- A 本条の居室は、障害者を一時的に保護する場合に利用するものになりますので、適当な施設としては、入所施設、グループホーム等が考えられます。

虐待を受けたために一時保護が必要になる障害者については、障害の種別、程度、特性がそれぞれ全く異なることが想定されます。また、事案によっては虐待者が障害者を連れ戻しにくること等も想定されます。そのため、可能な限り、それぞれの障害者の状況に合わせて、必要な支援ができる施設等を選定することが重要です。暮らしの場としての要素が強く、夜間、世話人がいなくなるグループホーム等の場合、虐待者からの保護という観点で十分な環境といえるかどうかの検討が必要になるとともに、他の入居者との関係での配慮も必要です。

なお、実際の一時保護先となる場所は、施設等に限られません。ケースによっては、一時保護先として、親族・友人宅等を利用することも考えられます。

重篤な身体的外傷、脱水症状、栄養失調、衰弱が見られるケースや、精神症状が悪化しているケースでは、入院の必要性を検討し、入院の形で一時的に医療機関に保護することも考えられます。

#### 面会の制限

身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規 定する「やむを得ない事由による措置」が採ら



れた場合、市町村長や障害者支援施設等の長は、虐待の防止や障害者の観点から、養護者と障害者の面会を制限することができるとされています。 (第13条)

#### 面会制限を行うことが望ましいと考えられる状況の例

- ・ 保護した障害者が施設等の環境に慣れ、施設職員への信頼が生まれ、安 心して生活できるようになるまでに一定の期間を要すると考えられる場 合。
- ・情報の収集が不十分で、虐待に関する事実確認が不十分な場合や、養護者の反応や状況が把握できていない場合など、情報がそろうまでの一定期間。
- ・障害者が養護者との面会を望んでいない。又は、面会することによって 障害者の心身に悪影響が及ぶと考えられる場合。
- ・ 養護者の過去の言動や、障害者と養護者の関係性から、強引に障害者を 、 自宅へ連れ戻すことが予測される場合。



#### < 面会要望に対する基本的な対応 >

虐待を行っていた養護者からの面会の申し出があった場合は、本人の意思を確認、客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、個別ケース会議等で面会の可否に関する判断を行います。その際には、障害者の安全を最優先することが必要です。

なお、面会可能となった場合でも、施設職員や市町職員の同席や面会時間の制限、別の場所で面会する等、状況に応じた対応が基本となります。

面会制限中も、養護者が障害者への接触を求めてくることが予想され、ます。面会を強要してくる場合や、強引に自宅へ連れ戻そうとする場合、 養護者が施設の職員等に対して暴力を振るったり、物を壊したりすることなども想定し、事前に対応を検討しておくことが必要です。

例えば、市町担当部局と施設等の間で、養護者が施設等に現れたときの対応を協議しておくことや、事前に警察と相談し、養護者が暴力を振るうなどしたときに、すぐ対応してもらえる体制を整備しておくことが考えられます。また、面会制限の判断をした場合は、障害者の居所等に関する秘密の保持に留意します。

#### 面会制限の解除の判断をする際に確認すべきことの例

- ・障害者に、養護者との面会の意思があるか。
- ・障害者の心身の状態は、客観的に見て安定しているか。
- (養護者の話題を出しても、話をそらしたり、怯えたり、不安がったりする様子がないかなど)
- ・養護者の態度や生活状況が改善できたと判断できる根拠があるか。

養護者との面会の意思や心身の状態は、一時保護先の施設等から情報を 収集するとともに、障害者が利用している障害福祉サービス事業所等の 職員、日頃から関わりのある支援者に協力を求めるなど、できるだけ正 確に障害者の状況を確認するようにします。



#### <施設側の対応について>

障害者虐待防止法では、障害者支援施設等の長も面会を制限することができますが、その際には、市町と協議を行うことが望ましいと考えられます。「やむを得ない事由による措置」を採った市町は、事前に養護者からの面会があった場合の対応について指示しておく必要があります。

また、措置継続中は、市町と障害者支援施設とは、定期的に協議を行い、面会の希望時の対応を確認しておく必要があります。

#### <契約入所や入院の場合>

虐待を受けた障害者が契約による施設入所や入院した場合については、面会の制限に関する規定は設けられていません。しかし、養護者等と面会することによって障害者の生命や身体の安全や権利が脅かされると判断される場合には、養護者に対して面会できる状況にないことを伝え、説得する必要があります。それでもなお面会を求めてくる場合は、施設・病院等の管理者の協力を得て、施設の管理権に基づいて施設内への立入りを拒否し、面会を制限することも必要です。

#### 施設入所者に対する養護者の虐待について

既に障害者支援施設等に入所している障害者に対して、養護者が面会の際に、「年金等の財産の使い込み」や「通帳引き落としの強要」、「自宅への引取りの強要」、「暴言等の虐待」を繰り返すような場合には、養護者による虐待を防ぐための支援を講じることが必要です。



日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用に繋げるなどの対応を図る必要があります。

#### 措置後の対応

措置入所は、障害者と養護者の生活を支援する過程における手段の一つと捉え、障害者が安心して生活を送ることができるようになることを最終的な目標とすることが重要です。

保護された障害者が、特に介護の必要がなく自立している場合などには、 施設の環境になじめないことも予想され、その後の居所をどのように確保 するかが新たな課題となります。可能な限り障害者本人の意思を尊重する とともに、経済状況や親族等の協力度合いを把握しながら、障害者が安心 して生活を送れる居所を確保するための支援が重要となります。

法第41条(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立 した生活を円滑に営むことができるよう、居所の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

この他にも、年金の搾取等経済的虐待が行われていた場合には、年金 の引き出し履歴を確認して虐待の事実を確認したり、口座を変更し、障 害者の年金を保護するなどの対応が必要な場合もあります。

#### 年金搾取等の事実確認のための年金個人情報の確認

・年金に関する個人情報は、プライバシー性が非常に高いことから、その目的外利用・提供は行政機関個人情報保護法よりも厳しく制限されており、他の行政機関等への情報提供は、政府管掌年金事業に関連する事務や明らかに本人の利益となる場合等に限られています。

しかし、「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成26年法律第64号)により、年金搾取や介護放棄などの虐待を受けているおそれがある事案について、自治体が行う事実関係の把握等、厚生労働省令で定める事務のために、年金個人情報を提供できることになりました。(平成26年10月1日施行)

但し、本人に意思能力があり、同意を得ることができる場合には、年金 個人情報の提供はその同意によります。



#### 措置の解除

身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定によって措置する施設に 一時入所した障害者の措置が解除される例としては、次の例が考えられ ます。

# 自立した生活に移行する場合

・保護によって障害者が落ち着き、今後、養護者の元に戻るより独立した 生活を営んだ方が良いと判断される場合。

#### 家庭へ戻る場合

・関係機関からの支援によって養護者や家族の状況が改善し、障害者が家庭で生活することが可能と判断される場合。但し、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関等による障害者や養護者等への手厚いフォローが必要と考えられます。

#### 障害福祉サービスの申請等による契約入所の場合

・保護によって障害者が落ち着き、自ら障害福祉サービスの利用に関する契約が可能となった場合や、成年後見制度等に基づき、本人の代理となる後見人等によって障害福祉サービスの利用に関する契約が可能となった場合。



住民基本台帳の閲覧等の不当利用の防止(虐待被害者の保護を図る観点)

虐待を受けた障害者が、虐待した養護者から身を守るために転居した場合、 養護者やその知人が住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して被害 者の住所を探し、再び虐待に及ぶ危険が考えられる場合があります。

その場合、各市町が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置」により、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者(高齢者虐待、障害者虐待の被害者も該当)についても、申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は、各条項における要件を満たさない又は「不当な目的」(住民基本台帳法第12条第6項)があるものとして閲覧等が拒否されます。

また、第三者からの請求については、加害者のなりすましや加害者から の依頼による閲覧等を防止するため、本人確認や請求事由の審査がより厳 格に行われます。

# 7 養護者(家族等)への支援

障害者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導助 言その他必要な措置を講ずることが規定されています。(第14条第1項)

虐待が起こる原因として、障害者に重度の障害があったり、養護者に障害に関する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態にあるなど、障害者虐待は様々な要因が絡み合って生じていると考えられます。

虐待事案に対応する際には、虐待を行っている養護者(家族等)も何らかの支援が必要な状態にあると考えて、次の視点に立って対応し、支援していくことが必要です。

## 養護者(家族等)への支援の視点

・養護者との間に信頼関係を確立します。

養護者を含む家族全体を支援するという視点に立って、養護者との信頼関係を築いていきます。また、できれば、障害者の保護等を行う職員と養護者への支援を行う職員を分けることを検討します。

・家族関係の回復・生活の安定を図ります。

援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって障害者や養護者・家族の状況を再評価し、家族関係の回復や生活の安定につなげていきます。

・養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図り、ねぎらいます。

短期入所や通所サービスなど、養護者が障害者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。

また、介護をしている養護者に対する周囲の何気ない一言が養護者を精神的に追い詰めてしまうこともあります。支援者を含め、家族や親族が養護者の日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり支援することが、養護者の精神的な支援にもつながります。

・養護者への専門的な支援を行います。

養護者や家族に障害等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合等は、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。



Q 虐待を受けた障害者と養護者の言い分が、かみあわず、支援が難しい ケースにはどうしたらよいでしょうか。

また養護者支援で気をつけることはどのようなことでしょうか。

A 障害者の支援と虐待をした養護者への支援は別の担当(チーム)で行うという視点が重要です。一つの担当(チーム)が行うと、それぞれの利益が対立して問題の整理が難しくなります。

養護者支援のポイントとしては、

- ・家庭内で疾病を抱えているものはいないか、介護の知識不足、介護疲れ、 家族間の人間関係等、様々な要因が絡み合っている場合があります。 常に、養護者にも何らかの支援が必要であると考えて対応する必要が あります。
- ・家庭内の様々な要因に対して、支援をすべき関係機関につなぎ、支援 が提供されるように働きかけましょう。虐待対応ケース会議に参加し てもらうなどして、共に支援方針を作ったうえで役割分担する方法が 適切です。

# 8 成年後見制度等の活用

虐待を受けている障害者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

障害者虐待防止法でも精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11 の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により、適切に市町長による成年後見制 度の利用開始の審査請求を行うことが定められています。(第9条第3項)

平成24年4月からは、市町における地域生活支援事業で成年後見制度利用支援 事業が必須事業化されました。そのため、市町は成年後見制度や成年後見制度利用 支援事業の周知を行い、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精 神障害者に対し、積極的に成年後見制度につなげることが必要になります。



─法定後見制度は、「後見」、「保佐」、「補助」の3つに分かれており、判断能力の 程度等本人の事情に応じて適切に制度を選び、審判の申し立てを行います。

当該申し立てについては、原則、本人・配偶者・4 親等内の親族等が行いますが、 市町申し立ての場合に4 親等内の親族全てを調査することは膨大な時間と労力を 要することから、基本的に、2 親等内の親族の存否と意向を確認すれば足りるとさ れています。但し、虐待の場合、2 親等内の親族がいても申し立てに反対すること も考えられますので、本人の保護を図るため必要があると判断されれば、市町が積 極的に申し立てを行う必要があります。

他方、2親等内の親族がいなくても、3親等又は4親等の親族がいることが容易 に判明し、その親族が申し立てをする意思が明らかな場合は、過度の介入を避ける 必要があります。

- Q 審判の請求(市町申し立て)をするのはどのようなケースですか。
- A 成年後見制度を活用する具体的な場面としては、以下のようなケースが想定できます。

経済的虐待等の場面で、障害者の生活(医療・介護等)のために、年金等の収入や資産を確保する必要がある場合。

やむを得ない事由による措置から契約に切り替える場合。

経済的虐待によって奪われた財産の回復を図る場合。

- Q 成年後見人にはどのような人が選任されるのですか。また、成年後見人は本人の 財産を自由に処分できるのですか。
- A 本人のためにどのような支援が必要になるか等の事情に応じて、家庭裁判所が成年後見人を選任しますが、親族、法律・福祉の専門家その他の第三者の他に、福祉関係の公益法人等が選ばれる場合があります。

家庭裁判所は、成年後見人に対して、定期又は随時に後見事務に関する報告を 求めたり調査したりして、本人の利益が十分保護されているかどうかという観点 から後見人の職務を監督します。

また、後見人は、本人の生活状況の大きな変動(転居等)や財産処分、高額な物品の購入などの場合は、事前に家庭裁判所に連絡し、指示を受けることとなります。

成年後見制度とは別に、都道府県社会福祉協議会では、日常生活に不安を感じていたり判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」も実施されており、これらの制度の活用も念頭に置いた支援策の検討が必要です。

- Q 日常生活自立支援事業はどのように活用すればよいですか。
- A 日常生活自立支援事業は、認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者などのうち 判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契 約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

障害者虐待では、知的障害者、精神障害者に対する経済的虐待や財産上の不当取引による被害などの事案が発生しています。このような被害を防ぐための支援の一つとして本事業の活用は有効です。

#### <成年後見制度と日常生活自立支援事業>

「成年後見制度」は、判断能力が著しく低下している人などに、日常的な生活援助の範囲を超えた財産管理や施設の入退所などの法律行為(契約)について援助するものです。

「日常生活自立支援事業」は、判断能力は多少劣るけれども、契約内容は理解できる人などに、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの援助を行うというものです。原則として、市町の社会福祉協議会が窓口となっています。

- 、 Q 被虐待者の財産の保全・管理に当たって留意すべき事項は何ですか。
- A 年金や貯金を障害者の意思・利益に反して使用したり、障害者の財産を無断で処分するなどの経済的虐待が行われている場合には、財産の保全・管理を適正に行うため、市町は成年後見制度の積極的な活用を進める必要があります。但し、成年後見等の申し立てをした場合、成年後見人等が選任されるまでに約3か月ほどの時間を要することから、その間に、障害者の財産が侵害されるおそれのある場合等は、成年後見の申し立てと同時に、「審判前の保全処分」の申し立てを行うことになります。

# 9 モニタリングと虐待対応の終結

#### (1)モニタリング

緊急的又は集中的な対応が一段落着いた場合であっても、その後に再度状況が悪化するおそれもあります。このため、個別ケース会議の決定に基づき、状況に応じてモニタリングを行います。

#### モニタリングの事項

- ・ 市町担当職員や相談支援専門員等の定期的な訪問の継続
- ・ 支援・サービスなどの実施状況の確認
- ・ 障害者や養護者の状況把握・再評価
- ・ 支援課題の達成状況の評価、支援課題の変化の確認
- ・ 関係機関との連携による対応・定期的な情報交換
- ・ 再アセスメント・支援方針の修正

#### (2)虐待対応の終結

虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を行わなくなることです。このときの判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。

虐待対応が終結したと思われた時点で状況を整理して会議に諮り、組織的に虐待対応の終結を決定します。その後の生活の支援については、通常業務として相談支援事業所等に引き継ぐとともに、虐待の再発があったときなどに速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供します。



# 10 財産上の不当取引による被害の防止

障害者虐待防止法では、市町は、養護者や障害者の親族、障害者福祉施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、又は消費生活業務担当部署や関係機関を紹介することが規定されています。(第43条第1項)

#### 【相談窓口】

消費生活センター、国民生活センター、日本司法支援センター、成年後見センター・リーガルサポート、弁護士等



Q 親族や養護者ではない人からの財産侵害への対処 (事例)

私の隣に住んでいる C さんは知的障害者で、毎日少し離れた所にある作業所にバスで通っています。そんな C さんに友達ができて、たまに C さん宅を訪れることもあるようです。そこまではよかったのですが、C さんは、その友達から頼まれて頻繁にお金を貸しているようです。お金はほとんど返してもらっていないとのことで、C さんのために親が貯めてくれていた蓄えもなくなったようです。ところが、その友達は、年金を担保にすればお金を借りることができるといって、「今度、一緒に銀行に行こう」と言っているようです。障害者虐待防止法で対処することはできないのでしょうか。

A C さんの友達は、たまに C さん宅を訪れる程度のようですから、障害者を現に 養護している者とは言えず、障害者虐待防止法の養護者には当たりません。そ のため、この友達について障害者虐待防止法上の経済的虐待として対応するこ とはできません。

しかし、C さんと友達との間のお金の貸し借りは、財産上の取引で、しかも、 友達は知的障害者の C さんから不当に財産上の利益を得ようとしていること が容易に推測できます。このような財産上の不当取引による被害を防止するこ とは市町の責務です。(法第43条)

本事例の場合、障害年金を担保にお金を借りようとしていますので、弁護士等の専門家に相談して年金証書を預かる措置を取るように C さんに働きかけることも大切です。そのうえで、必要に応じて日常生活自立支援事業の財産管理サービスを利用したり、場合によっては成年後見制度につなげることも考えられます。

# 第3章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 への対応

ここでは「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」の基本的な流れについて 整理していきます。

# 1 施設従事者による障害者虐待の通報等への対応

#### (1)通報等の対象

障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた障害者、あるいは虐待を受けたと 思われる障害者を発見した者は、市町へ通報義務が規定されています。 (第16条第1項)



- Q 法第2条4項に規定する障害福祉サービス事業等以外の事業所(小規模作業所等法定外事業)における障害者虐待に関する通報・届出があった場合、どのように対応すべきですか。
- A 障害者虐待防止法においては、「養護者」とは「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう」(法第2条第3項)と 規定されています。

障害者福祉施設従事者等とは、障害者支援施設、のぞみの園、障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービス、一般相談支援事業、特定相談支援事業所、移動支援事業、地域活動支援センター及び福祉ホーム等にかかる業務に従事する者であり、小規模作業所等の法定外事業における虐待については、養護者虐待としての対応になります。

#### (2)通報等を受けた際の留意点

通報等を受けた市町職員は、迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。 通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、障害者虐待に該当するか どうか判断できる材料となるように情報を整理しておく必要があります。

通報等の内容が、サービス内容等の苦情で、他の相談窓口(例えば、当該事業所の苦情処理窓口等)での対応が適切と判断できるような場合には、適切な相談窓口へつなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

#### (3)施設等の所在地と支給決定を行った市町が異なる場合

障害者が入所している障害者支援施設等の所在地と、当該支給決定を行った市 町が異なる場合、どちらの市町にも通報等が行われる可能性があります。

いずれの場合であっても、通報者への聞き取りなどの初期対応は、通報を受けた 市町が行います。その上で、支給決定を行った市町が異なる場合は、速やかに支 給決定を行った市町に連絡を入れることとします。基本的には、支給決定を行っ た市町が対応しますが、施設等が遠方の場合、お互いに連携して、速やかに障害 者の安全確認や事実確認等を行います。

なお、通報者等が直接県(障害福祉課)に通報等をすることも想定されますが、 基本として、県(障害福祉課)は通報内容等を確認して、支給決定市町に連絡す ることになりますので、連絡を受けた市町が事実確認等を行い、虐待の事実が確 認できなかった場合も事実確認の結果を、県(障害福祉課)に報告することにな ります。

- Q 長崎県以外の都道府県等が指定した事業所等における長崎県在住の障害者への 虐待に関する通報・届出があった場合、どのように対応すべきですか。
- A 障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った自治体と連携し、対応して行っことになりますので、当該都道府県等にも速やかに連絡を入れる必要があります。虐待の事実の確認が行われた旨の報告については、障害者虐待に係る障害福祉サービス事業者等の事業所の所在地の都道府県に報告することとなっています。(法第17条)

#### (4)通報等受理後の対応

基本的には、「養護者による障害者虐待への対応」の場合と同様です。

#### (5)個人情報の保護

基本的には、「養護者による障害者虐待への対応」の場合と同様です。

#### (6)通報等による不利益取扱の禁止

刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設 従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこととさ れています。(第16条第3項) 養護者による障害者虐待についても同様

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従業員等は、通報したことを理由に、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこととされています。(第16条第4項)

但し、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失 よるものを除くこととされています。



#### 公益通報者保護法(公益通報者の保護を図る法律)

労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を 事業所内部、行政機関、事業所外部に対して、次の2つの要件を満たして通報 を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

#### <要件>

- ・不正の目的で行われた通報でないこと。
- ・通報内容が真実であると信じる相当の理由があること。
- < 公益通報に対する保護規定 >
- ・解雇の無効。
- ・その他不利益な取扱い(降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、 退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等)の禁止。

#### (7)コアメンバーによる対応方針の協議

基本的には、「養護者による障害者虐待への対応」の場合と同様です。

# 2 事実の確認・県(障害福祉課)への報告

#### (1)市町による事実の確認

基本的には、「養護者による障害者虐待への対応」の場合と同様です。

事実確認等は、通報を受けた市町が行いますが、この段階では障害者総合支援法に規定する市町による調査権限(障害者総合支援法第10条、第48条第3項、第51条の27第1項及び第2項)に基づくものではなく、障害者サービス事業所等の任意の協力の下に行われるものであることを認識することが必要です。

#### 市町による任意の指導

調査の結果、市町は自らが支給決定をした障害者の支援を適切に行うために必要があると認めた時は、障害者福祉施設に対して口頭又は文書により指導を行うことがあります。この指導は任意の調査に基づく行政指導ですので、当該指導に従わないことを理由として不利益な取扱いをすることはできません。(なお、当該市町が指定した、又は運営費を助成した障害者福祉施設等に関しては、運営全般について指導が可能です。)

障害福祉サービス事業所等において、第三者性を担保したオンブズマン制度や 虐待防止委員会などの組織が整備されている場合には、市町による事実確認調査 と合わせ、これら第三者性を担保した組織が事実確認を行うことにより、当該施 設の運営改善に向けた取り組みが機能しやすくなると考えられます。



- Q コミュニケーションが困難な当事者等への聞き取りは、どのようにすればよ いですか。
- A 被虐待障害者の障害の程度や状態によって、オウム返しや質問事項を全て是認してしまうことなど考えられますので、本人が信頼を寄せている支援者、家族、当該事業所以外で日常支援を行っている者などと共に聞き取りを行う体制を取る必要があります。
- Q 障害福祉サービス事業者等が市町による聞き取り等による情報の提供を拒ん だ場合、どうすればよいですか。
- A 障害福祉サービス事業者等の協力が得られない場合には、速やかに長崎県障害福祉課に報告し、当課と共同で事実確認を行うことも検討する必要があります。

なお、障害者総合支援法第48条に基づく立入調査を拒み、妨げ、若しく は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処することとされています。

(第111条)

虐待があった当該施設が自ら適切に通報した場合の留意点

障害者虐待防止法の浸透により虐待があった当該施設が、設置者・管理者の意思も含め、自ら適切に通報する事例が増えています。その場合、当該施設は市町の事実確認調査に積極的に協力し、虐待が起きた事実を認め、再発防止策に前向きに取組もうとしている可能性があります。そのような場合に、虐待を認めず、隠蔽しようとさえする施設と同様の厳しい対応で事実確認調査を行うことは適切とは言えません。施設の姿勢を見極めつつ、事実確認を適切に行い、

再発防止に向けた取組みを支援する姿勢が求められます。

聴き取り調査の内容を正確に残すために、会話の録音・ 録画を行う場合は、必要性を説明した上で同意を求める必要があります。 録音・録画の法的側面については、下記を参考にして下さい。

「障害者福祉サービス事業所等への指導監査の在り方に関する研究」

https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000307948.pdf

#### (2)市町から県(障害福祉課)への報告

市町は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を県に報告することとされています。(第17条)

P85 の帳票参考

但し、通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれることから、県への報告は、「虐待の事実が確認できた事案」とします。

悪質なケースで県の迅速な権限発動が求められる場合や障害福祉サービス事業 所等の協力が得られない場合等、県と市町が共同して事実確認を行う必要があ ると判断される場合は、速やかに県に報告し、検討を行う必要があります。

#### (3)県(障害福祉課)による事実確認

市町から報告を受けた県は、当該障害者福祉施設等に対して、事実確認のため、 調査を実施します。その際、当該通報等に係る障害者についての支給決定を行っ た市町に同行を依頼したりするなど連携して対応します。

- Q 県(障害福祉課)への報告は、どのようなケースについて、どのタイミングで行えば良いですか。
- A 県(障害福祉課)への報告は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が確認 された時点で報告となります。

但し、緊急・重大性が高い場合、法人への立入調査が必要とされる場合は、速やかに県(障害福祉課)へ報告し、連携して虐待の事実を確認する必要があります。



# 3 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使

障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護を図るため、市町又は県は、社会福祉法及び障害者総合支援法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されています。(第19条)

#### 障害者虐待が強く疑われる場合

当該施設等から報告徴収を受けて事実を確認し、障害者虐待が認められる場合には、市町又は県は、指導を行い、改善を図るようにします。指導に従わない場合には、社会福祉法や障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取り消し処分などの権限を適切に行使することにより、障害者の保護を図ります。

#### <改善指導例>

虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止委員会の設置を求め、改善計画 に沿った措置が講じられているかどうかを第三者委員会が定期的にチェックし、 継続的に関与したり、当該事業所又は第三者委員会から定期的に報告を受け、必 要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行うなどの対応が考えられます。



- Q 社会福祉法、障害者総合支援法に規定する権限にはどのようなものがありますか。
- A 社会福祉法では、所轄庁は社会福祉法人が適正な運営をしているかなどを確か めるため、その業務及び会計の状況を報告徴収したり検査することができる他、 業務停止命令や役員の解職勧告などもすることができると規定されています。

但し、所轄庁は、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長のみであり、指定都市、中核市以外の市町には権限付与されていません。このため、社会福祉法に基づく権限行使をする必要があるような事例については、県本庁と連携を密に事案に対処する必要があります。

障害者総合支援法では、市町にも権限行使できる規定があります。例えば、 障害者総合支援法第48条第1項では、障害者への虐待の疑い等不適切な支援 内容が強く疑われる場合などに、指定障害福祉サービス事業所に立ち入り、管 理者や従業者に対し、質問したり帳簿書類の検査をすることができる旨規定さ れています。

なお、立ち入り検査等の結果、指定障害福祉サービス事業者に対し、勧告や 措置命令等すべき不適切運営が認められる場合の権限行使については、都道府 県知事の権限になっていますので、悪質なケース等については事実確認や立ち 入り検査の段階から県本庁と連携を密にしていく必要があります。

# 社会福祉法・障害者総合支援法による権限規定

	第 56 条第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する報告徴収、検査	
	第 56 条第 4 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する勧告	
	第 56 条第 5 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に従わなかった社会福祉法人の公表	
社会	第 56 条第 6 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に係る措置をとらなかった社会福祉法人に 対する措置命令	
祖	第 56 条第 7 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する業務停止命令又は役員の 解職勧告	
法	第 56 条第 8 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する解散命令	
	第 57 条	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の事業停止命令	
	第71条	都道府県知事	社会福祉施設に対する改善命令	
	第 72 条	都道府県知事	社会福祉事業を経営する者に対する事業制限・停止命令・許可取消、認可取消	

	第 10 条	市町村	障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介
障			護医療若しくは補装具の販売若しくは修理を行う者
害			若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者で
者			あった者に対する報告徴収、立入検査等
総	第 11 条第 2 項	厚生労働大臣	自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこ
合		都道府県知事	れらを使用した者に対する報告徴収等
支	第 48 条第 1 項	都道府県知事	指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉
援		市町村長	サービス事業であった者若しくは当該指定に係るサ
法			ービス事業所の従業者であった者に対する報告徴収、
			立入検査等

			1
	第 48 条第 3 項	都道府県知事   市町村長	指定障害者支援施設等の設置者に対する報告徴収、立
		אנויקו	入検査等
		都道府県知事	
	第 49 条第 1 項	指定都市市長	   指定障害福祉サービス事業者に対する勧告
	210 = 0 0,0010 = 0,00	中核市市長	
		都道府県知事	
	第 49 条第 2 項	指定都市市長	   指定障害者支援施設等の設置者に対する勧告
		中核市市長	
		都道府県知事	
	第 49 条第 3 項	指定都市市長	制告に従わなかった指定事業者等の公表
		中核市市長	
		都道府県知事	   勧告に係る措置をとらなかった指定事業者等に対す
	第 49 条第 4 項	指定都市市長	個点に係る相互をこうながりに相定事業有等に対す
		中核市市長	る措置命令
障		都道府県知事	
害	第 50 条第 1 項	指定都市市長	   指定障害者福祉サービス事業者の指定取消、効力停止
		中核市市長	
者		都道府県知事	
総	第 50 条第 3 項	指定都市市長	指定障害者支援施設の指定取消、効力停止
		中核市市長	
合	第 51 条の 3	厚生労働大臣	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に
支	第1項	都道府県知事	対する報告徴収、立入検査等(業務管理体制)
+平			·
援	第 51 条の 4	厚生労働大臣	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に
法	第1項	都道府県知事	対する勧告(業務管理体制)
	第 51 条の 4	厚生労働大臣	勧告に従わなかった指定障害福祉サービス事業者、指
	第2項	都道府県知事	定障害者支援施設の公表(業務管理体制)
	 第 51 条の 4	厚生労働大臣	   勧告に係る措置をとらなかった指定障害福祉サービ
	第 3 1 未 0 4		ス事業者、指定障害者支援施設に対する措置命令(業
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	コントントントナー	務管理体制 )
	<b>年</b> 5 1 夕 5 0 7	如关点目标	,
	第 51 条の 27	都道府県知事	指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援
	第 1 項 	指定都市市長	事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談
		中核市市長	支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立     A ke本学
	笠 51 冬の 97	市町村長	入検査等
	第 51 条の 27 第 2 項	市町村長	指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援
	がる場		事業者であった者若しくは当該指定に係る特定相談
			支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立     入検査等
	第 51 条の 28	   都道府県知事	八快旦寺   指定一般相談支援事業者に対する勧告
	第 3 1 未の 26   第 1 項	都追加宗和争   指定都市市長	」日に 以バロ吹入及学未日に刈りる即口
	· 기 · 사	相定部中中長 中核市市長	
		対しいなど	

			T
	第 51 条の 28	市町村長	指定特定相談支援事業者に対する勧告
	第2項		
	第 51 条の 28	都道府県知事	勧告に従わなかった指定相談支援事業者の公表
	第3項	指定都市市長	
		中核市市長	
		市町村長	
	第 51 条の 28	都道府県知事	勧告に係る措置をとらなかった指定相談支援事業者
	第4項	指定都市市長	に対する措置命令
		中核市市長	
		市町村長	
	第 51 条の 29	都道府県知事	│ │指定一般相談支援事業者に対する指定取消、効力停止
	第1項	指定都市市長	THE MAN TO SERVICE STREET, MAN THE SERVICE STREET, MAN
		中核市市長	
	第 51 条の 29	市町村長	│ │指定特定相談支援事業者に対する指定取消、効力停止
	第3項	או נוונייייוי	
	第 51 条の 32	   厚生労働大臣	   指定相談支援事業者若しくは当該指定相談支援事業
障	第1項	厚生ガ働人足   都道府県知事	指定相談又抜事業有石しくは国該指定相談又抜事業   者の従業者に対する報告徴収、立入調査等(業務管理
悍	· 기 · 년	郁理府宗和 <del>事</del>   市町村長	有の促集有に対する報告徴収、立八調直寺(業務官理   体制)
害	笠に1 夕か 00		
者	第 51 条の 33	厚生労働大臣 数第度周知事	指定相談支援事業者に対する勧告(業務管理体制) 
13	第1項	都道府県知事	
総	<b>年</b> 14年。	市町村長	*** - ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^
合	第 51 条の 33	厚生労働大臣	制告に従わなかった指定相談支援事業者の公表(業務   奈理体制 >
	第2項	都道府県知事   大町++ E	管理体制 )
支	55 × 4 57 = -	市町村長	年出土 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
援	第 51 条の 33	厚生労働大臣	勧告に係る措置をとらなかった指定相談支援事業者 「おせる#3000000000000000000000000000000000000
	第3項	都道府県知事	に対する措置命令(業務管理体制)
法		市町村長	
	第 81 条第 1 項	都道府県知事	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談
		指定都市市長	支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福
		中核市市長	祉ホームの設置者に対する報告徴収、立入検査等
	第 82 条第 1 項	都道府県知事	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談
		指定都市市長	支援事業、移動支援事業を行う者に対する事業制限・
		中核市市長	停止命令
	第 82 条第 2 項	都道府県知事	障害福祉サービス事業を行う者、地域活動支援センタ
		指定都市市長	ー、福祉ホームの設置者に対する改善、停止・廃止命
		中核市市長	令
	第 85 条第 1 項	都道府県知事	市町村が設置した障害者支援施設の長に対する報告
		指定都市市長	
		中核市市長	徴収、立入検査等 
	第 86 条第 1 項	都道府県知事	市町村が設置した障害者支援施設に対する業務停
		指定都市市長	   止・廃止命令
		中核市市長	
	<u> </u>		<u> </u>

指定都市又は中核市自らが設置する場合は除く

			<del>,</del>
	第 21 条の 5 の	都道府県知事	指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所
	21 第 1 項	市町村長	支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害
			児通所支援事業所の従業者であった者に対する報告
			徵収、立入検査等
	第 21 条の 5 の 22	都道府県知事	指定障害児通所支援事業者等に対する勧告
	第1項		
	第 21 条の 5 の	都道府県知事	勧告に従わなかった指定障害児通所支援事業者等の
IB.	22 第 3 項第 2 項		公表
児童	第 21 条の 5 の	都道府県知事	勧告に係る措置をとらなかった指定障害児通所支援
温温	22 第3項第3項		事業者等に対する措置命令
祉	第 21 条の 5 の	都道府県知事	指定障害児通所支援事業者に対する指定取消、効力
法	23 第1項		停止
	第 24 条の 34	市町村長	指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談
	第1項		支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害
			児相談支援事業所の従業者であった者に対する報告
			徵収、立入検査等
	第 24 条の 35	市町村長	指定障害児相談支援事業者に対する勧告
	第1項		
	第 24 条の 35 第 2 項	市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定障害児相談支援
	ガん以		事業者に対する措置命令
	第 24 条の 36 第 1 項	市町村長	指定障害児相談支援事業者に対する指定取消、効力
	· 70 · 1 · 년		停止

特定非営利活動促進法	第 42 条	都道府県知事 指定都市市長	特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置命令
活動促進法	第 43 条	都道府県知事 指定都市市長	特定非営利活動法人の設立の認証の取消

# 4 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法では、知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者 虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合にとった措置 その他厚生労働省令で定める事項を公表(年次報告)することとされています。

(第20条)

公表の対象となるのは、障害福祉サービス事業所等において、市町又は市町と県の共同等による事実確認の結果、実際に障害者虐待が行われていたと認められた事 案とし、厚生労働省令で定める事項について集計した上で、公表します。

#### 県知事が公表する項目

- ・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況
- ・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置
- ・ 虐待があった障害者福祉施設等の種別
- ・ 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種



# 5 身体拘束に対する考え方

#### (1)基本的な考え方

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体 的虐待とされています。

障害者支援施設等の利用者が、興奮して他の利用者を叩く、噛みつくなどの行為があるときや自分自身の顔面を強く叩き続けるなどの行為があるときには、やむを得ず利用者の身体を拘束したり一時的に居室に施錠をしたりするなど行動制限をすることがあります。

このような行動制限が日常化してしまうと、そのことが契機となって利用者に 対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険性があります。

やむを得ず身体拘束する場合は、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲を最小限にしなければなりません。

また、判断に当たっては、適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。

#### (2)身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容は、次のような行為が該当すると考えられます。

- ・車いすやベッド等に縛り付ける。()
- ・手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ・行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ・支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

( )肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存能力を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するためには、理学療法士等のリハビリテーション専門職や介護職員が連携し、安全性かつ機能性を高める様々な工夫が欠かせません。この姿勢保持に対する工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は支援には必要なものであり、身体拘束にあたらないといえます。

多くの場合、本人の身体状況に合わせた座位保持装置や車椅子を医師の意見書や診断 書によりオーダーメイドで作製し、使用している場合です。

ただし、座位保持装置であっても、上記のような場合を除き、ベルトやテーブルをしたまま、漫然と長時間放置するような行為は身体拘束に該当する場合もあるため、医師や理学療法士等の専門職の意見を踏まえ、座位保持装置を使用する目的や理由を明確にし、本人、家族の意見を定期的に確認し、その意見・同意を支援計画に記載することが必要です。



#### (3)やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第172 号)」には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合は、あらゆる支援の工夫のみでは十分に対応できない ような、一時的な事態に限定されます。

#### 「やむを得ず身体拘束を行う」に該当する3要件(すべて満たすことが必要)

切 迫 性:利用者本人若しくは他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。

非代替性:身体拘束以外に代替する方法がないこと。

一 時 性:身体拘束は一時的なものであること。(一時性を判断する場合には、

本人の状態等に応じて必要とされる、最も短い拘束時間を想定)

#### やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

#### 組織による決定と個別支援計画への記載

「やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、個別支援会議などにおいて、組織として検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規定に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者など支援方針についての権限をもつ職員が出席していることが大切です。

#### 本人・家族への十分な説明

身体拘束の内容、目的、時間、期間など障害者本人や家族に対して十分に説明し、了解を得ることが必要です。

#### 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。



# 6 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止

#### (1)管理職・職員の研修、資質向上

障害者虐待を防止するためには、何よりまず障害者の人権の尊重や障害者虐待の問題について、管理職、職員が自ら高い意識を持つことです。

障害者福祉施設等においては、定期的に障害者虐待や支援技術向上に関する研修を実施するとともに、各種研修会に職員を参加させる等により職員の資質の向上に努めます。また、実際に支援に当たる職員だけでなく、管理者も含めた事業所全体での取組みが重要です。

#### (2) 個別支援の推進

数多くの障害者が障害福祉サービスを利用しているため、個々の利用者への配慮よりも管理的な運営に傾きがちな状況があります。こうした運営は利用者にとっても職員にとってもストレスの原因となるものであり、特に入所型の事業において、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生する危険が潜んでいます。

利用している障害者一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境をつくることが障害者福祉施設従事者等には求められています。

そのために、それぞれの事業所では個々の利用者への総合的な支援の方針や生活全般の質を向上させるための課題などを記載した個別支援計画を作成します。 個別支援計画に基づいて事業所職員はサービスを提供し、サービス管理責任者は計画の実施状況を把握して、必要に応じて見直します。

#### (3)開かれた施設運営の推進

障害者支援施設は、入所している障害者の住まいであるため、ともすると外部からの目が届きにくい面があります。このため、内部の習慣的な行動が外部から 乖離していく危険性をはらんでいるとともに、虐待事案が発生した場合も発見されにくい土壌ともなり得ます。

風通しが良く虐待が起こらない施設になるためには、地域に開かれた施設運営をしていくことが重要です。地域住民やボランティア、実習生など多くの人が施設に関わることによって、職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。

また、サービス評価(自己評価、第三者評価など)の導入も積極的に検討することが大切です。

## (4) 苦情解決体制の構築

障害福祉サービス事業所等は、サービスを利用している障害者やその家族からの苦情を解決する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています。(第15条)

また、苦情相談窓口を開設する等苦情解決のために必要な措置を講ずべきことが運営基準等にも規定されています。

サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図る等、 苦情解決のための取り組みを効果的なものとしていくことも大切です。

#### (5)行政指導等による確認

市町又は県は、障害者福祉施設等の指導監査において、報告書類のチェックとともに施設内巡回の時間をなるべく多く確保し、利用者の様子や職員の対応について観察したり、幹部職員のみならず現場の職員からも聴き取りを行う等、実質的なチェックになるよう心がけることが求められます。



philip - \$272333

# 第4章 使用者による障害者虐待への対応

ここでは「使用者による障害者虐待」の基本的な流れについて整理していきます。

# 1 使用者による障害者虐待の通報等への対応

#### (1)通報等の対象

使用者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、市町又は県(本県の場合、長崎県障害者権利擁護センター)へ通報義務が規定されています。(第22条第1項)

また、使用者による虐待を受けた障害者は、市町又は県(本県の場合、障害者権利擁護センター)に届け出ることができることとされています。(同条第2項)



- Q 18歳未満又は65歳以上の障害者に関する通報・届出があった場合、どの法令により対応すべきですか。
- A 使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず(18歳未満や65歳以上でも)障害者虐待防止法が適用されます。
- Q 就労継続支援 A 型事業所に関する相談・通報であって、当該事業所と利用者が 雇用契約を結んでいる場合は、どのように対応すべきですか。
- A 本法に規定されている施設従事者等による障害者虐待への対応と、使用者による障害者虐待への対応のいずれにも該当します。そのため、具体的な対応は、それぞれの業務内容や権限に基づき、市町、県及び労働局等が緊密な連携を取ることが必要ですが、県への報告窓口は、原則として、事業所等の指定を行っている、ことや福祉的な側面が強いこと等を考慮し、県本庁(障害福祉課)に行います。

# (2)通報等の受付時の対応

使用者による障害者虐待に関する通報等の内容は、労働条件に関する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられるため、迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

- Q 本法第2条第8項に規定する「使用者による障害者虐待」に該当しないと思われる相談・通報があった場合、どのように対応すべきですか。
- A 通報等の内容が明らかに使用者による障害者虐待でなく、以下に例示する労働 相談である場合には、適切な相談窓口につなぎます。どこの相談窓口につなぐの か不明である場合は、労働局総務部企画室に相談します。

労働基準監督署	障害者である労働者とその他労働者の区別なく発生して		
	いる、長時間労働等の、労働基準関係法令上問題がある		
	事案		
公共職業安定所	離職票、失業手当、求職に関するもの等		
労働局雇用均等室	育児・介護休業、求職に関するもの等		
労働局総務部企画室	労働条件引下げ、配置転換等		

また、本人の希望や今後の就労意欲等を踏まえ、身近な「障害者就業・生活支援センター」や相談支援事業所等への相談を紹介することも必要です。

この他、受付時の対応については、基本的には「養護者による障害者虐待への対応」の場合と同様です。



## (3) 事業所の所在地と障害者の居住地が異なる場合

#### 事業所の所在地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者等からの聞き取りなどの初期対応を行った上で、事業所の所在地の都道府県(本県に事業所がある場合、長崎県障害者権利擁護センター)に通知します。併せて、居住地の市町村が障害者の生活上の支援を行うことになるため、速やかに居住地の市町村に連絡します。

#### 居住地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者等からの聞き取りなどの初期対応を行った上で、事業所の所在地の都道府県(本県に事業所がある場合、長崎県障害者権利擁護センター)に通知します。なお、通報等を受けた市町村が、事実確認のために訪問調査をする等で、事業所の所在地の市町村の協力が必要な場合には事業所の市町村にも情報提供を行います。

#### 県に通報等があった場合

通報等を受けた県は、居住地の市町に連絡の上、調査等を行います。



#### (4)個人情報の保護

基本的には、「養護者による障害者虐待への対応」の場合と同様です。

#### (5)通報等による不利益な取扱いの禁止

基本的には、「障害者福祉施設従事者等による障害者への対応」の場合と同様です。

#### (6)コアメンバーによる対応方針の協議

基本的には、「養護者による障害者虐待への対応」の場合と同様です。

# 2 市町・県による事実の確認等

通報等を受けた市町又は県(本県の場合、障害者権利擁護センター)は、通報等 内容の事実確認や障害者の安全確認を行う必要がありますが、市町と県には、事業 所に対する指導権限がないため、基本的には事業所の任意の協力の下に行われるも のです。事業所の協力が得られる場合には、事実の確認を行います。

その他、基本的には、「養護者による障害者虐待への対応」の場合と同様です。

# 3 市町から県への通知

市町は、使用者による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を事業所の所在地の県(本県が所在地の場合、長崎県障害者権利擁護センター)に通知することとされています。(第23条)

県(本県の場合、障害者権利擁護センター)への通知は、使用者による虐待の事実が確認された時点で通知となりますが、その際、労働相談票(処理経過含む)や個別面接票等を作成し、添付します。 P90の労働相談票等参考

なお、悪質なケース等で、労働局等による迅速な行政指導が求められる場合には、 速やかに市町から県を経由して労働局に報告し、協力して対応することが必要です。

#### 都道府県に報告すべき事項

- 1 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- 2 虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類及び 障害程度区分その他の心身の状況 及び雇用形態
- 3 虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- 5 都道府県及び市町村が行った対応
- 6 虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容



# 【市町から都道府県への通知様式例】

平成 年 月 日

長崎県知事 あて

市(町、村)長

# 使用者による障害者虐待に係る報告

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第23条の 規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

# 1 通知資料

労働相談票(使用者による障害者虐待) 添付資料(具体的に記載)

## 2 連絡先

担当部署名	担当者氏名	
電話番号		

# 4 県から労働局への報告

県(本県の場合、長崎県障害者権利擁護センター)は、市町からの通知を受けた場合や、直接通報等を受けた場合は、厚生労働省令で定めるところにより、長崎県労働局総務部企画室に報告します。(第24条)

なお、県(本県の場合、障害者権利擁護センター)が直接通報等を受けた場合、 障害者の居住地の市町に連絡し連携して対応しますが、労働局への報告は、県が労働相談票(使用者による障害者虐待)等を作成し、添付します。

様式1(県からの報告様式)

平成 年 月 日

長崎労働局長 殿

長崎こども・女性・障害者支援センター (長崎県障害者権利擁護センター)

使用者による障害者虐待に係る報告

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第24条の 規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

#### 1 通知資料

労働相談票(使用者による障害者虐待) 添付資料(具体的に記載)

#### 2 連絡先

担当部署名	担当者氏名	
電話番号		

## 5 労働局による対応

県(本県の場合、長崎県障害者権利擁護センター)から報告を受けた労働局総務 部企画室は、報告内容から、公共職業安定所、労働基準監督署、企画室などの対応 部署を決め、事実確認及び対応を行います。

対応部署は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「労働基準法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」などの関係法令の規定による権限を適切に行使して、適正な労働条件及び雇用管理を確保します。

住み込みで働いている場合などは、使用者による障害者虐待であっても、生活 支援が必要な場合があると考えられます。対応部署は、市町等の関係機関と連携 し、迅速な対応を行う必要があります。

また、行政(公共職業安定所、労働基準監督署等)職員が障害者虐待を発見した場合は、労働局総務部企画室へ速やかに情報提供を行います。

対応部署による障害者虐待対応が終結した場合は、その結果を労働局から県(本 県の場合、長崎県障害者権利擁護センター)に情報提供します。



# 6 使用者による障害者虐待の状況の公表

厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表(年次報告)することとされています。(第28条)

#### 厚生労働大臣が公表する項目

- ・虐待があった事業所の業種及び規模
- ・虐待を行った使用者と被虐待者との関係
- ・使用者による障害者虐待があった場合にとった措置

# 7 使用者による障害者虐待の防止

# (1)事業主・労働者(上司、同僚)の研修

障害者虐待防止法では、事業主は、労働者に対し研修を実施することとされて おり(第21条) 事業所自らの研修実施や各種研修会への職員の参加等を行う ことが必要です。

企業等において、障害特性に応じた配慮が分からず、それが職場でのトラブル につながっているケースもあり、事業主をはじめとした事業所全体で、職員が障 害者の人権や障害者虐待についての理解を深め、障害者への接し方などを学ぶこ とが必要です。

障害者への接し方が分からないなどの場合には、ハローワークや地域障害者 職業センター、障害者就業・生活支援センターなどに相談することが重要です。

### (2)苦情解決体制の構築

障害者を雇用する事業主に対して、雇用される障害者やその家族からの苦情を解決する体制を整備すること等により、虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています。(第21条)

事業所においては、苦情相談の窓口を開設する等苦情解決のために必要な措置 を講ずるとともに、相談窓口の周知を図ることによって苦情解決のための取り組 みを適切に実施していくことが大切です。



# 障害者虐待対応帳票集等

1	養護者による障害者虐待対応帳票P7	72~
2	福祉施設従事者等による障害者虐待対応帳票 P8	33~
3	使用者による障害者虐待対応帳票P1	115~
4	労働相談票(様式 2 ) P1	146~
5	各市町障害者虐待防止センター等連絡先一覧 P1	151~



帳票出典 公益社団法人日本社会福祉士会作成「障害者虐待対応帳票 Ver 」

# 相談・通報・届出受付票

相談年月日	年 月	日	時	分~	時 分	対応者			所属機関	:			
Œ	氏名						受付方	法□電記	□来所	口その作	也 (	)	
相談者	住所又は 所属機関名		na t				電話番	号					
(通報者)	本人との関係	□本人 □相談 □医療	支援事業	家族親族 業所 [	(同居・別) □障害福祉 <sup>・</sup> □警察	居) 続相 サービン	所: ス事業所	□近隣住 □教育機 □その他		□民生□職場	・児童委員		
【本人の状況	53			1 1					7		T		
氏 名				性別	生年	月日	大正口昭和	□平成		18 日	年齢		疠
現住所									住民	:票登録住	所 口同	左 □	<b>E</b>
	電話:				そ0	の他連絡	\$先: ————————————————————————————————————					完柄:	
居 所	口自宅 口:	病院(			)  □施影	ጀ (		)	□その他(			) ***	
支援区分	□非該当□□	区分(	)	□申請中	( 月	日)	□未申請	曹 □不□	明 □申	請予定	-		
用サービス	障害福祉サー	ービス	□有	(		) [	□無 □不	明					
4)(1)	その他サー	ビス	□有	(		) (	無 口不	明相談支	接事業所				
主障害	□身体障害(		) [	]知的障害	: (	) [	精神障害	(	口その	他(	) 🗆	不明	
章害者手帳	□有(種別:	等級	及:	)口無	□不明	7	の他特記事	項:	8				9
経済状況						2 1	-	生活保護等	€給 □	有	□無	□不明	
【本人の意向	可など】※生活	歴、キー	-パー:	ノン、関係	機関などれ	つかる筍	囲で書きる	∆t;					
【世帯構成】 『族状況(ジ	<b>ジェノグラム</b> )		5	d -	_ 5	1	養護者の場 氏名	<b>於況</b> 】	,		年齢		1
							□親			きょうだ			)
							続柄 口子	· ( · の他(	) LI	子の配偶	有 (		)
					2	-		の他 (	į L		職業	i,	)
						ji	□そ	の他(	, LI				)
【主訴・相談	炎の概要】	< .				ji	□ そ 経発生 電話	の他(	), <sub> </sub> L1			1	)
【主訴・相談 相談内容	炎の概要】	· · ·	£,			ji	□ そ 経発生 電話	の他(	), LI			3.	)
【主訴・相談 相談内容 虐待の 可能性	<b>数の概要</b>	寒姿わてがにちおいり見るたる応とのである。	雨けー、疑なべのなどおいいて(いない)	l なの なの 声利に 表別 無ない 情 に 疑 に 長 関 し っ 、 を 男 に を 男 れ に 表 い 。 に る に 、 に 、 に 、 に 、 に に に に に に に に に に に に に	時間外にい かない [第 ている様子 ている様子 おびえてい	達   そ	□そ 電話 の他特記事 がする [髪 い] 、 [疑い] 、 [疑い]	番号				)	)
相談内容	<ul><li>窓やる思れ傷けきど</li><li>○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □</li></ul>	寒姿わてがにちお態いをれいあ反ん金度したる応との(	mけー、疑なべ理 のなどおいいてが ・ ここで	はなのに を が を が は は に 表 に を に 表 に に に ま に に に に に に に に に に に に に	時間外にい かない [第 ている様子 ている様子 おびえてい	達   そ	□そ 電話 の他特記事 がする [髪 い] 、 [疑い] 、 [疑い]	番号				)	
相談内容	□家から日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	寒姿わてがにちお態 具いをれいあ反ん金度 体的のたる応となて  ド	おけー、疑なべ理 容がよう いっぱい でんしょう でんしょう いっぱん でんしょう いっぱん でんしょう かいしょう でんしょう しょう かいしょう しんりょう いんりょう いんりょく いんり いんりょく いんり いんりょく いんり いんり いんりょく いんり	は は は は は は は に は に に を に を の 声利に 表いで で で で で で で で で で で で で に い で で で で で で で で で で で で で	時間外にり  かない 〔  かなる様子 ている様子 おびえてい い 〔疑い〕	選   そ	□そ 電話 の他特記事 がする [髪 い] 、 [疑い] 、 [疑い]	番号	物音等を聞		職業	)	)

# 情報共有·協議票

	□身体的虐待		置の疑い	□経済的虐待 <i>σ</i>	疑い	
待の可能性 (通報段階)	□虐待とは言	い切れないが不適切な状況(	Y		)	
情報収集依頼	領項目】				11 1/8	
収集項目		情報収集内容	ā	依頼先機関・	依頼方	法
世帯構成	□住民票	) その他 ( )	依頼日時 ( 依頼先 ( 依頼方法 (			· 分) )
章害者福祉	□障害者手帳	の有無(身・知・精)	佐頼日時 (	(月日()午前		分)
サービス	□障害支援区	分の有無 □障害福祉サービス利用状況 □担当相談支援事業所				
祉サービス等	□生活保護の□(	<ul><li>受給 □介護認定の有無 □介護保険サービス利用状況</li><li>)</li></ul>	依頼日時 依頼先 依頼方法		i/午後 時 i者(	· 分) )
経済状況	□課税状況 □国民健康(	□国民年金 □障害年金 □滞納状況( ) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	依頼日時	(月日()午前 ()依賴	i/午後 時 i者(	÷ 分) )
在1月1八九	□後期高齢者 □公営住宅家	f 医療制度保険納付状況 □水道料金公共料金滞納状況 ( ) で賃滞納状況	依賴方法	( )		
関係機関等	□主治医・图 □他機関(	<ul><li>原機関 □保健所・保健センターの関与</li><li>)の関与</li></ul>	依頼先 依頼方法		(者(	)
その他		R4年・児童委員 (生活状況の確認) □ ( )		(月日()午前		争分) )
		<b>身られた情報は、アセスメント要約票へ集約し整理する</b>	依頼方法		猪(	,
(事実確認の) 協議	 	<b>身られた情報は、アセスメント要約票へ集約し整理する 3 3 6 7 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9</b>	依頼方法			
(事実確認の) 協議	                                     	<b>書</b> <b>書</b> <b>3</b> <b>1</b> <b>1</b> <b>1</b> <b>1</b> <b>2</b> <b>1</b> <b>2</b> <b>3</b> <b>4</b> <b>5</b> <b>6</b> <b>6</b> <b>6</b> <b>6</b> <b>7</b> <b>8</b> <b>8</b> <b>8</b> <b>8</b> <b>9</b> <b>9</b> <b>9</b> <b>9</b> <b>9</b> <b>1</b> <b>9</b> <b>1</b> <b>1</b> <b>1</b> <b>1</b> <b>1</b> <b>1</b> <b>1</b> <b>1</b>	依頼方法		の他)	
事実確認の 協議	                                     	Pられた情報は、アセスメント要約票へ集約し整理する  E 月 日( ) 午後 時 分  協議方法  障害者:□自宅訪問 □来所 □その他の場所(	体順方法	話 訪問 そ	の他)	
事実確認の 協議	     技額によって名   <b>方法と役割分担</b>   日時:	Pられた情報は、アセスメント要約票へ集約し整理する  E 月 日( ) 午後 時 分	(集合 電)	話 訪問 そ	の他)	
事実確認の 協議 協議 事実確認の	大類によって名 方法と役割分割 日時: 4 者: 面接調査	Pられた情報は、アセスメント要約票へ集約し整理する  E 月 日( ) 午後 時 分 協議方法    障害者:□自宅訪問 □来所 □その他の場所( 養護者:□自宅訪問 □来所 □その他の場所( □ケース会議等 (	(集合 電)	話 訪問 そ 面接者( 面接者(	の他) ,	
(事実確認の) 協議	     技額によって名   <b>方法と役割分担</b>   日時:	書られた情報は、アセスメント要約票へ集約し整理する  書】	体順方法	話 訪問 そ 面接者 ( 面接者 ( )	の他) ,	
事実確認の 協議 協議 事実確認の	放頼によって作 方法と役割分割 日時: 者: 面接調査 関係者から	Pられた情報は、アセスメント要約票へ集約し整理する  E 月 日( ) 午後 時 分	体順方法 (集合電) ) 田当:	話 訪問 その 面接者( 面接者( )	の他) ,	
事実確認の 協議 協議 事実確認の	大類によって名 大類によって名 大数と役割分割 日時: 者: 画接調査 関係計画を 関の間	Pられた情報は、アセスメント要約票へ集約し整理する  E 月 日( ) 午後 時 分	(集合 電 ) ) 日当: 田当:	話 訪問 そ 面接者( 面接者( )	の他)	
事実確認の7 協議 協議 協議	大類によって名 大類によって名 大数と役割分割 日時: 者: 画接調査 関係計画を 関の間	Pられた情報は、アセスメント要約票へ集約し整理する  E 月 日( ) 午後 時 分 協議方法  障害者:□自宅訪問 □来所 □その他の場所( 養護者:□自宅訪問 □来所 □その他の場所( □ケース会議等 ( □関係者・関係機関1( □関係者・関係機関2( □関係者・関係機関3( □対況や聞き取りした内容を「事実確認票」へ記載	(集合 電 ) ) 日当: 田当:	話 訪問 そ 面接者( 面接者( )	の他)	
事実確認の7 協議 協議 協議	大頼によって名 大頼によって名 大瀬によって名 大海 古 田 古 田 接調査 関係聞き取り ※訪問時の	Pられた情報は、アセスメント要約票へ集約し整理する  E 月 日( ) 午後 時 分 協議方法  障害者:□自宅訪問 □来所 □その他の場所( 養護者:□自宅訪問 □来所 □その他の場所( □ケース会議等 ( □関係者・関係機関1( □関係者・関係機関2( □関係者・関係機関3( □対況や聞き取りした内容を「事実確認票」へ記載	(集合 電 ) ) 日当: 田当:	話 訪問 そ 面接者( 面接者( )	の他)	
事実確認の7 協議 協議 協議	大頼によって名 大頼によって名 大瀬によって名 大海 古 田 古 田 接調査 関係聞き取り ※訪問時の	Pられた情報は、アセスメント要約票へ集約し整理する  E 月 日( ) 午後 時 分 協議方法  障害者:□自宅訪問 □来所 □その他の場所( 養護者:□自宅訪問 □来所 □その他の場所( □ケース会議等 ( □関係者・関係機関1( □関係者・関係機関2( □関係者・関係機関3( □対況や聞き取りした内容を「事実確認票」へ記載	(集合 電 ) ) 日当: 田当:	話 訪問 そ 面接者( 面接者( )	の他)	

※事実確認の方法と役割分担に関する協議が終わったら「事実確認」へ

公益社団法人日本社会福祉士会作成 「養護者による障害者虐待対応帳票Ver I」 (出典:東京都国分寺市作成様式を参考に作成)

# 事実確認票ーチェックシート

確認者:			<u>*</u> )		7	建認日時	:	年	月	日	時	~	月	日日
障害者本人氏名						性別	□男⁻□女	生年月	日	年	月	日生	年齢:	方
確認場所	□居?	ŧ c	来所(	□行政	□障害者	━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━	センター)	□その	他(				)	
確認時の同席者の	) 有無	□無	□有	(氏名:			)			B				
		発言内	容や状	態・行動	か態度な	ど(見】	<b>見きしたこ</b> る	とをその	まま	記入)				
【本人】							,							
	5													
				2	167						9			
												- 34		
				13	-									
【養護者】														
<b>【全读</b> 名】														
			10											
					.4		24							
【第三者】:		19			*									
#:														
		ů.												
						s.	0.0							
			9				80							
623m														
					虐待	の全体的	状況				-			
				V										
											20,			
- 0														
							2,	70						
						発生状況	2		_				-	
1. 虐待が始まっ	たと思	われる	時期:		年	月頃								
											(=)	e.		
0 南往北部井山	-7 # <del>= 0b</del> =													
2. 虐待が発生す	る頻度	•					ú							
														(4
3. 虐待が発生す	るきっ	かけ:												
4. 虐待が発生し	やすい	時間帯	2											4:
		10							(1					
							3-4							

※裏面の事実確認項目(サイン)を利用して事実確認を行う。

公益社団法人日本社会福祉士会作成 「養護者による障害者虐待対応帳栗Ver I」 (出典:東京都老人総合研究所作成様式を参考に作成)

# 事実確認項目(サイン)

※1:「通」:通報があった内容に○をつける。「確認日」:行政職員が確認した日付を記入。

※2:「確認項目」の列の太字で下線の項目(例「外傷等」)が確認された場合は、『緊急保護の検討』が必要。

	æ	確認日	確認項目	サイン;当てはまるものがあればOで囲み、他に気になる点があれば ( ) に簡単に記入	確認方法 (番号に〇印またはチェック) 確認者 (カッコ内に「誰が」、「誰 (何) から」を記入 1. 写真、2. 目視、3. 記録、4. 聴き取り、 5. その(
			外傷等	顕鮮外傷 (血腫、骨折等の侵い)、 歴部外傷、重度の得そう、その他( ) 都位: 大きさ:	1、2、3、4、5 ( ) から確認し
身			全身状態・意味レベル	全身衰弱、意識混濁、その他( )	( )が( )から確認し 1、2、3、4、5 ( )が( )から確認し
体		***********	脱水症状	<b>重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、軽い脱水症状、その他(</b> )	1, 2, 3, 4, 5
の状		••••••	栄養状態等	<del>業養失</del> 贈、低栄養・低血糖の疑い、その他 ( )	( )が( )から確認し 1、2、3、4、5
態					( )が( )から確認し 1、2、3、4、5
け			あざや傷	部位: 大きさ: 色:	( )が( )から強語し 1、2、3、4、5
が			体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、その他(	( )が( )から連却!
等	2177000		出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え、その他(	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認し
		************	その他		( )が( )から確認し 1、2、3、4、5 ( )が( )から確認し
_		$\overline{}$	衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ、その他(	1, 2, 3, 4, 5
			身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪、その他 ( )	( )が( )から確認し 1、2、3、4、5
		***********	適切な食事	菓子パンのみの食事、よそではガツガツ食べる、拒食や過食が見られる。	( )が( )から確認し 1、2、3、4、5
生活				その他( )	( )が( )から確認し 1、2、3、4、5
中の		<u> </u>	適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、その他 ( ) 自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、	( )が( )から確認し 1、2、3、4、5
状			行為の制限	長時間家の外に出されている、姿を見かけない、声を聞かない、その他( )	1、2、3、4、5 から確認し 1、2、3、4、5
況			不自然な状況	資産と日常生活の大きな幕差、食べる物にも困っている、 年金通帳・預貯金通帳がない、その他 ( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認し 1、2、3、4、5
			住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、暖房の欠如、その他 ( )	1、2、3、4、5
3		•••••	その他		( )が( )から強調し 1、2、3、4、5 ( )が( )から確認し
=			恐怖や不安の訴え	「怖い」「痛い」「怒られる」「殴られる」などの姿意。その他( )	1, 2, 3, 4, 5
			保護の訴え	「数される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」「実にいたくない」「痛りたくない」	( )が( )から強能し 1、2、3、4、5
			{········	などの後言、その他(	( )が( )から確認し 1、2、3、4、5
話			強い自殺会成	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す、その他( )	( )が( )から確認し 1、2、3、4、5
の			あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、その他 ( )	( )が( )から確認し 1、2、3、4、5
内容			金銭の訴え	「お金をとられた」「午金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言。 その他 ( )	1、2、3、4、5 )が( )から確認し 1、2、3、4、5
-			性的事柄の訴え	「生殖器の写真を撮られた」などの発言、その他(	1、2、3、4、5 ( ) がら確認し
			話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、その他(	1, 2, 3, 4, 5
		•••••	その他		1, 2, 3, 4, 5
_			おびえ、不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他(	1, 2, 3, 4, 5
表情			無気力さ	無気力な表情、問いかけに無反応、その他(	( )が( )から強躁し 1、2、3、4、5
•			<b>{</b>	家族のいる場面いない場面で態度が異なる、なげやりな態度、	( )が( )から確認し 1、2、3、4、5
態度			態度の変化	急な態度の変化、その他(	( )が( )から確認し 1、2、3、4、5
			その他		( )が( )から確認し
サー			適切な医療の受診	家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない、その他(	1、2、3、4、5 )が( )から確認し 1、2、3、4、5
Ė			適切な服薬の管理	本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない、 その他 ( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認し
スな			入退院の状況	入退院の繰り返し、被急搬送の繰り返し、その他 ( )	1, 2, 3, 4, 5
ع			適切な福祉サービス	必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足、 そのAt /	1, 2, 3, 4, 5
ത			支援のためらい・拒否	その他( )	( )が( )から確認し 1、2、3、4、5
利用			費用負担	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう、	( )が( )から確認し 1、2、3、4、5
状				その他 ( )	( )が( )から確認し 1、2、3、4、5
況			その他	「何をするかわからない」「我してしまっかもしれない」等の訴えがある。	( )が( )から確認し
			支援者への発言	子の他( )	( ) が ( ) から確認し 1、2、3、4、5
_			保護の訴え	<u>基題者が障害者の保護を求めている</u> 、その他 ( )	1、2、3、4、5 ( ) から確認し
養護			墨力、脅し等	<b>刃物、ビンなど凶器を使った暴力や脅しがある</b> 、その他 ( )	1. 2. 3. 4. 5
者			本人に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的、その他( )	1, 2, 3, 4, 5
の態		***********	本人への発言	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとろうとしない、	( )が( )から確認し 1、2、3、4、5
心度			支援者に対する態度	その他(  援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁、	( )が( )から確認し 1、2、3、4、5
等				その他(	( )が( )から確認し 1、2、3、4、5
			特神状態・判断能力	<b>養護者の精神的不安定・判斷力低下、非現実的な認識、その他( )</b>	( )が( )から確認し 1、2、3、4、5
			その他		1、2、3、4、5

公益社団法人日本社会福祉士会作成 「養護者による障害者虐待対応帳票Ver I」 (出典:東京都老人総合研究所作成様式を参考に作成)

叫 뺦 田 安 安 担当者 # (室 쌆 □経済的支援(生活保護相談・申請/各種減免手続き等) 孁 初回計画作成日 裁 口不明 屖 □成年後見制度又は日常生活自立支援事業の活用 ш 用原质质质 医鹰鼠 氷 蘇 口入院 □事実確認を継続(期限を区切った継続方針) 口警察への援助要請 ロなし 1 域 口障害者福祉施設 口有:ロショートステイ 黙 # 先 名 先 名 名 名 . . . . . □在宅サービス導入・調整 □ \$ 9 **压名** 口検討中 (理由 (1) ~コアメソバー 似職用 → [措置の適用] 会議日時 ▶□緊急分離保護 ※支援の必要性 二無 口面会制限 口立入調查 口その他 用所所所属 医原属 養護者の 意見・希 蝗 障害者本 人の意 児・ 希望 出席者 対 予 予 の 予 □木の街 □判断できず -------虐待対応ケース会議記録・計画書 栄養失調、衰弱等) □今後重大な結果が生じる、繰り返されるおそれが高い状態 □経済的虐待 □虐待につながる家庭状況・リスク要因がある □心理的虐待 □放棄・放置 □判断できず □入院や通院が必要(重篤な外傷、脱水、 □暴力や脅しが日常的に行われている □本人・養護者が保護を求めている □本人の安全確認ができていない →□身体的虐待 □性的虐待 口虐待の事実なし □虐待の事実あり 今後の課題 1. 障害者本人 □緊急性なし □緊急性あり 家族関係 養護者 かの街 口その他( ij 第1表 計画作成者所屬 計画作成者氏名 総合的な 対応方針 ※「アセスメン ト要約票」全 体のまとめより 虐待事実の 判断 虐待事実の 緊急性の 判断 緊急性の 地断根拠 会議目的 判断根拠 本人氏名

「養護者による障害者虐待対応帳票VerI」(出典:東京都老人総合研究所「支援計画書(第2版)」を参考に作成) 公益社団法人日本社会福祉士会作成

	1	は、いかには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これ				年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1
				27	<b>工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工</b>	中田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
	*	7			3	
	器	i i		対応方法(	(具体的な役割分担)	
凶寒 順位	E E	张 正	何を・と	何を・どのように	関係機関・担当者等	実施日時・期間/評価日
			* 2		72	
		14 0 x			*	E
		25 25 36	, 85 %			4 4
		* · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4 4		0	
14		41	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	#: *	2.	*
á	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	1. 2.			-	ĸ
	5				2 11	
	4	71	20 E			<i>2</i> 1 = 2
お困難な	対応が困難な課題/今後検討しなければならない事項など	らない事項など(「アセスメント要約票」	(「アセスメント要約票」の全体のまとめから記載)	計画評価予定日	年 月	ш

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

公益社団法人日本社会福祉士会作成 「養護者による障害者虐待対応帳票VerI」(出典:東京都老人総合研究所「支援計画書(第2版)」、新潟県三条市作成権式を参考に作成)

# アセスメント要約票

対応計画\_\_回目用

マスメント要約日: 年	月	Ħ	要約担当者	3)		
<b>等者本人氏名</b> :	性別・年齢:	□男 □女 意	歳 居所: □自宅 □入所・院			
雙者氏名:	性別・年齢:	□男 □女 前	歳 障害者本人との関係:	同別居の状況:	□同居	□別
居所の希望:□在	E宅〔□養護者	∱と同居、□独立	〕 口入所 口不明 /	分離希望: □有		口不明
居所・今後の 生活の希望	2 5					
性格上の傾向、			a			7
こだわり、 対人関係等						- 6
	可能 口维的	定条件のもとでは		□困難 □不同	班	
本人の状態 話の内容: □-		1 12		DECEMBER 1511	21	
111 711 1111 1111			- それ (無気力、無反応、おびえ、	話をためらう、人	目を避ける、	等)
障害者本人の情報 面接担	————— 当者氏名:					卢
<b>建康状態等</b> 】		7				生!
EMIC P CIGN 14 A			- F			-
宗病・傷病 :		E	既往歷:			
	10	記事作治	(種類):			$\dashv$
· 診状況:						4
			(種類):			-
※断の必要性: □内科 □精神科		整形外科 口で	の他 ( )			
<b>、体的症状等→</b>						
霍支援区分: □非該当 □区	分()	□申請中 □	]未申請 ————————————————————————————————————			
in □身体障害(障害	者手帳(	)) 口知的	障害(□あり・療育手帳(	) □疑い)		
静神状態 : □精神障害(□あ	り・精神障害	者保健福祉手帳	( ) □疑い)		T .	
□認知症(□診断	あり 口疑い	) □うつ病(	□診断あり □疑い) □その	の他(	, )	
は機への対処】	1					
5機対処場面において:□自ら助け	を求めること	ができる □	助けを求めることが困難			
整難先・退避先 :□助けを求	める場所があ	J. (	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	)	□ない	-
比年後見制度の利用】						+
は年後見人等:□あり(後見人等:	)	□申立中(申	立人: /申立年月日:	) □なし		
・ 種制度利用】		□ 11 3E-1 (11	<b>並入</b> : / 千並干ガロ。	, 🗀 🛪 🖯		+
「香啊及刊力」 ]障害者総合支援法 □介護保険	□その	like (	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		\ "	
		TE (			)	+
<b>医济情報</b> 】	\ min = 1 = 1 + 1					
7入額 月万円(内訳:		:健年金:□1敝	□不明 預貯金等万	借金	万円	
か月に本人が使える金額 万円 (			)		5 F 8	
4体的な状況(生活費や借金等):			2			
					e) —	.   -
生活保護受給 □介護保険料滞納	□国民健康保	除料滞納 口後	期高齢者医療制度保険料滞納 □-	その他(	)	-
			不可) □不明	COR		-
			מיים נייין			
き銭管理者:□本人 □その他(		) 0	1			-
【エコマッ	プ】		【生活状況】			
			食事(□一人で可□一		□不明)	
			調 理(ロー人で可 ロー 移 動(ロー人で可 ロー		□不明) □不明)	
			買物(□一人で可□一		□不明)	
			掃除洗濯(□一人で可□一		□不明)	
			入 浴(ロー人で可ロー		□不明)	
			排 泄 (口一人で可 口一			
			服薬管理(□一人で可 □一			
			預貯金年金の管理(□一人で可			- 11
7.7			医療機関の受診 (□一人で可	□一部介助 □全介	↑助 □不明)	-
in the second			【その他特記事項】			
9						
			Y			
						100

【養護者の希望】居所の希望:□在宅 [□同居、□独立] □入所 □不明 / 分離希望:□有 □無 □不明  【健康状態等】 疾病・傷病: 既往歴: 受診状況: 服薬状況(種類): 診断の必要性: □内科 □精神科 □外科 □整形外科 □その他( ) 具体的症状等⇒ 性格的な偏り: 障害 : □身体障害 □知的障害(□あり □疑い) □精神障害(□あり □疑い) 【介護負担】 介護等の意欲: □あり □なし □不明	
疾病・傷病:         既薬状況(種類):           受診状況:         服薬状況(種類):           診断の必要性:         □内科 □精神科 □外科 □整形外科 □その他( )           具体的症状等⇒         性格的な偏り:           障害:         □身体障害 □知的障害(□あり □疑い) □精神障害(□あり □疑い)           【介護負担】         介護等の意欲: □あり □なし □不明 □なし □不明 □なび □不明 □ない	
疾病・傷病:         既薬状況(種類):           受診状況:         服薬状況(種類):           診断の必要性:         □内科 □精神科 □外科 □整形外科 □その他( )           具体的症状等⇒         性格的な偏り:           障害:         □身体障害 □知的障害(□あり □疑い) □精神障害(□あり □疑い)           【介護負担】         介護等の意欲: □あり □なし □不明 □なし □不明 □なび □不明 □ない	
疾病・傷病:         既薬状況(種類):           受診状況:         服薬状況(種類):           診断の必要性:         □内科 □精神科 □外科 □整形外科 □その他( )           具体的症状等⇒         性格的な偏り:           障害:         □身体障害 □知的障害(□あり □疑い) □精神障害(□あり □疑い)           【介護負担】         介護等の意欲: □あり □なし □不明 □なし □不明 □なび □不明 □ない	
受診状況: 服薬状況(種類):  診断の必要性: □内科 □精神科 □外科 □整形外科 □その他( ) 具体的症状等⇒  性格的な偏り:  障害 : □身体障害 □知的障害(□あり □疑い) □精神障害(□あり □疑い)  [介護負担]  介護等の意欲: □あり □なし □不明   介護技術・知識: □高い □低い □不明	
受診状況: 服薬状況(種類):  診断の必要性: □内科 □精神科 □外科 □整形外科 □その他( ) 具体的症状等⇒  性格的な偏り:  障害 : □身体障害 □知的障害(□あり □疑い) □精神障害(□あり □疑い)  【介護負担】  介護等の意欲: □あり □なし □不明	
診断の必要性: □内科 □精神科 □外科 □整形外科 □その他( ) 具体的症状等⇒ 性格的な偏り: 障害 : □身体障害 □知的障害(□あり □疑い) □精神障害(□あり □疑い) [介護負担]	
具体的症状等⇒ 性格的な偏り:  障害 : □身体障害 □知的障害(□あり □疑い) □精神障害(□あり □疑い)  【介護負担】  介護等の意欲: □あり □なし □不明	
性格的な偏り:  障害 : □身体障害 □知的障害 (□あり □疑い) □精神障害 (□あり □疑い)  【介護負担】  介護等の意欲: □あり □なし □不明	1
障害 : □身体障害 □知的障害 (□あり □疑い) □精神障害 (□あり □疑い)  【介護負担】  介護等の意欲: □あり □なし □不明	1
【介護負担】	1
<ul> <li>介護等の意欲: □あり □なし □不明</li> <li>介護技術・知識: □高い □低い □不明</li> <li>1日の介護時間:□ほぼ1日中 □必要時のみ □不明</li> <li>介護期間(いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など)※期間と負担原因を明確に</li> <li>平均睡眠時間:およそ時間( )</li> <li>【就労状況】</li> <li>□就労(就労曜日~ 就労時間時~時) 雇用形態(□正規 □非正規: ) □非就労 □不明</li> </ul>	1
<ul> <li>介護等の意欲: □あり □なし □不明</li> <li>↑護技術・知識: □高い □低い □不明</li> <li>↑護の代替者: □あり □なし □不明</li> <li>介護期間(いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など)※期間と負担原因を明確に</li> <li>平均睡眠時間:およそ時間( )</li> <li>【就労状況】</li> <li>□就労(就労曜日~ 就労時間時~時) 雇用形態(□正規 □非正規: ) □非就労 □不明</li> </ul>	1
1日の介護時間:□ほぼ1日中 □必要時のみ □不明 介護の代替者 : □あり □なし □不明 介護期間(いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など)※期間と負担原因を明確に 平均睡眠時間:およそ時間( ) [就労状況] □就労(就労曜日~就労時間時~時) 雇用形態(□正規 □非正規: ) □非就労 □不明	1
介護期間 (いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など) ※期間と負担原因を明確に 平均睡眠時間:およそ時間 ( ) 【就労状況】 □就労 (就労曜日~ 就労時間時~時) 雇用形態 (□正規 □非正規: ) □非就労 □不明	1
平均睡眠時間:およそ時間( ) 【就労状況】 □就労(就労曜日~ 就労時間時~時) 雇用形態(□正規 □非正規: ) □非就労 □不明	1
【	
【	
【	
□就労(就労曜日~ 就労時間時~時) 雇用形態(□正規 □非正規: ) □非就労 □不明	
収入額 月万円(内訳:     ) 預貯金等万円 借金万円	
1	
□住活保護受給 □介護保険料滞約 □国民健康保険料滞約 □後期高齢者医療制度保険料滞約 □その他( )	
	-
【近隣との関係】  □良好( ) □挨拶程度 □悪い □関わりなし □不明	
□良好 ( □ 放送を □ 大学をを □ 悪い □関わりなし □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
	_
※計画書(1)の「関連機関等連携マップ」で集約する	
	[
	- 1
Ⅳ.その他(近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源、関係者・関係機関との関わり等)	
※計画書(1)の「関連機関等連携マップ」で集約する	
	-1

Ê 公益社団法人日本社会福祉士会作成 「養護者による障害者虐待対応帳票Ver I」(出典:東京都老人総合研究所「支援計画書(第2版)」を参考に作成) 虐待終結 业 匹 氏名: 氏名: 氏名: 氏名: 担当者 欄 (例) # 措置解除 业 展 裁 回目 (初回計画作成日 所属: 所屬: 所属: **所属**: ш 綵 関連機関等連携マップ 氷 ш ※「アセスメント要約票」のII、Nを集約する 見直し 展 뾊 氏名: 氏名: 氏名 氏名: # ₩ 計画作成段階 計画の作成回数: 計画作成日: 会議日時: 所属: 所属: 所属: 所属: 出席者 虐待対応ケース会議記録·計画書(1) 口不明 口なし □ \$ B ※支援の必要性 総合的な対応 力針 ※「アセスメント 要約票」全体 のまとめより 障害者本人の 意見・希望 第1表 養護者の 意見・希望 計画作成者所屬 計画作成者氏名 会議目的 本人氏名

虐待対応ケース会議記録・計画書(2)

第2表

 決裁欄(例)

 課長 係長 担当者

	女	(優先 三位 三位	親題	目標	対応方法(具体的な役割分担)対応方法(具体的な役割分担)信念・プのトネデ	的な役割分担)   関係構聞・相当者等   実施日辞・期間/評価日
	2	F .			10 600 J 860	R
	<b>酒</b>		¥ 7		9	
	-			9		
			2× 2	Δ.	*	+
	養護者		- F 195		m²	12 F
			e g			
	から套		4,			
	の家族			8	2	v
	國係布		140			3

「養護者による障害者虐待対応帳票Ver I」・(出典:東京都老人総合研究所「支援計画書(第2版)」、新潟県三条市作成様式を参考に作成) 公益社団法人日本社会福祉士会作成 ※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

						※ 裁	欄 (例)	
	*	虐待对応評価余議記錄票	1余議記錄票		業	麻		Т
本人压名								
計画作成者所屬	近属	,	計画評価:回目	記入年月日	サ	A	Ш	
計画作成者氏名	氏名		会議日時:	月	出	~₩	時分	
分離目的	-		田麻者 田瀬	氏 氏 氏 氏 F 名 名 名 名 名	<b>海海</b>	通 題 記 題 記 記 記 記 記 に に に に に に に に に に に に	<b>先氏氏氏</b> 名名名名	
番号号	田瀬	実施状況 (誰がどのように取り組んだか) 計画通りの役割分担・対応方法を実施し た場合には、 口にチェック	確認した事実と日付	i k	目標及び対応方法に変更の場合、	標及び対応 方法に変更の	日標及び対応方法の評価 方法に変更の場合、( ) 内に記載	軽
					□目標達成 □	<ul><li>□目標の継続</li><li>□目標の変更</li></ul>	□対応方法の継続 □対応方法の変更	-
				2	□目標達成 □ □	目標の継続 目標の変更	□対応方法の継続 □対応方法の変更 )	- 5.5
	0				□目標達成 □ □ (	□目標の継続 □目標の変更	□対応方法の継続 □対応方法の変更 )	
8				10	□ 目標 達成 □ □ (	<ul><li>□目標の継続</li><li>□目標の変更</li></ul>	□対応方法の継続 □対応方法の変更 )	
	-	- 12	F 9		□ □ 標	目標の継続 目標の変更	□対応方法の継続 □対応方法の変更 )	
	# #23		,		□目標達成 □□(1) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□目標の継続 □目標の変更	□対応方法の継続 □対応方法の変更 )	
		判定 [判定體に該当番号を記入]	障害者本人の状況(意見・ジ	•希望)	養護者	養護者の状況 (	(意見・希望)	
虐待発生の リスク状況	1 2 8 4 0	1. 唐春が発生している 2. 唐春の疑いがある 3. 一時的に解消 (再発の可能性 が残る) 4. 唐待は解消した 5. 唐待は解消した	7 - I		1 1 1 1 1 1 1	対策を	s + [	
新	6. その他 新たな対応計画の必要性		月 日現在の状況)			変護有文徒の必要性 今後の対応		
	793	固待対応の終結	4 000 54			虐待対応を除く)に移行	)に移行	
	c g	2. 現在の宣传対応計画内容に基つぎ、対応を推覧 3. アセスメント、直待対応計画の見直し	2000年1	2.	<b>歯裂叉板であた その色(</b>	-	_	
i,		4. その他(	(		9			
		公益社団法人日本社会福祉士会作成 「養護者によ	「養護者による障害者虐待対応帳票Ver I」(出典	:東京都老人総	(出典:東京都老人総合研究所「支援計画書 (第2版)	器画書 (第	52版)」を参考に作成)	

相談 · 通報 · 届出受付票

				THE PARTY	DA . 41-		1 4 74	•				
受付日	年 午前/午後	月 時	日 ( ) 分~	時 分		部署				対応者		
受付方法	□電話 □来	所 口郵便	□電子メー	ル □その他(		)			□本人	□家族親	族等(続	柄: )
(*)	氏 名	Ä			匿名		□女 歳位	関係性	□当該施設・事 ※公益通報の □その他(			②元職員)
通報者	住所		29		3							
	電話					携帯	電話					
	E-mail					連絡の	D可否	□可	————————————————————————————————————	その他 (-		)
通報内容の 把握状況	□通報者のみ	が知ってい	る □他にも	知っている人が	いる(				_			· )
要望等						21						
【当該施設・事	業所の状況】		2									
施設・事業所名			Α.			事美	<b>種別</b>					×
法人名						法	種別			×	- 1	
所在地			100			電	話			100		
備考												
											-	
【本人の状況】		_			4.7	I-	74. DO	1		<i>f</i> -		* 078
氏 名				□未確認	生年	月日	明宿し	大正	□昭和□平成	年 月	F.	.歳 □不明
性 別	□男□	间用開始日	年	月日	支給	決定 □	当該市	<b>可村</b>	□他市町村(		)	
居 所		□自宅 □通報先施設 ( ) □病院 ( ) □そ ※通報先施設・入院先の階・部屋番号: 階 号室								O他( 。		)
住 所								20.	□不明	住民票登	绿住所	□同左 □異
電話	□自宅	·	2	口不		その他は	車絡先			(続柄:	- 3	) □不明
障害者手帳		手帳(□有り 月 日			 □有り、			)精 )精 不明	神障害者保健福祉	 F帳(□有り	、判定:	( ))
疾 患	□一般(	14		神疾患(				難病	(	)		
心身状況			-									□不明
経済状況			-	□不	明	生活化	護受網	合	□なし	□あり		□不明
利用サービス	□施設入所支	授 □生活				相談支	援専門	員	00			□不明
状 態	□助けを求め	ている	□訴えがない	(無反応)	□その	他 (					)	□不明
【家族等の状況	13		* .					*				1 12
Estat de pro-	氏名						□不	明	30	【家族構	成】	
9	性別	□男□女	続 柄		,		(+)	1	,a		100	
家 族	住所		151 5		□通幸	収者に同	<sub>にロ</sub> っ	下明				
	連絡先				□通幸	製者に同	じロ	下明	1/ 19			
	通報内容	5 # 200 E Y ACK	いる (□通報者 い □不明	皆である)								
	口なし 口補			□任意後見 □申	立て中	□(□補	助 🗆	保佐	□後見)	P.	□不明。	22.
	氏 名	T	: 担当者名)								□不明	
後見人	連絡先								W.		□不明	
	通報内容	□知ってV	いる(□通報者	者である) □	知らない	· □不	明		_3			
備考								:7				

		2)		S	
相談内容					
*					
<b>%</b> 化口味	年 月 日( )	₹¥ #-48;	2		
発生日時	午前/午後 時 分頃	帯	7		
豊待を行った 延いのある職 員名又は特徴		□複数□不明			□不明
1.4	□平手打ちをする。殴る、 蹴る、壁に	叩きつける。つねる、タ	けどさせる、打撲する	5.	75 T S
	□緊急やむを得ない時以外で身体を拘束	でする(柱や椅子やベッ	ドに縛り付ける)医療	的必要性に基づかな	
	い投薬によって動きを抑制する。部屋	に閉じ込める。	·		
	□性交。性器への接触。性的行為を強要		-		
	□本人の前でわいせつな言葉を発する、	1 2		= .	
	□「バカ」「あほ」など本人を侮辱する			言り。	
9	□仲間に入れない。子ども扱いする。記 □食事や水分を十分に与えない。入浴さ				
Esta or TALLI	□髪や爪が伸び放題。室内の掃除をしな			制限する。	9
宣待の可能性 具体的行為)	□年金や賃金を渡さない。本人の同意な			, ,	
	□日常生活に必要な金銭を渡さない。 使	<b>ごわせない。</b>			78
		**			
	□その他		ki		4.
	*1		4		
		50			10
₩ +n 3×		* Data + B * D	7.004 (		
情報源	□実際に見た・聞いた □本人から聞い	「た」口記録を見た 口	その他(	)	
			(4)		
P. 1					
特記事項					
11101.	344				
2	27				
虚待の可能性	(通報段階)】				
	□身体的虐待の疑い  □性的虐待の疑		歴い □放棄・放置	の疑い □経済的虐待の	D軽い
(通報段階)	□虐待とは言い切れないが不適切な状況			2/20/23/21/3	)
今後の対応】		2			
		B 0 / \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	新 / 左後 0 吐 ハ		
•			前/午後 時 分		
	署への報告(			/担当者: )	
□事実確	認に向けた検討会議の開催予定 (		前/午後 時 分	~/場所: )	
□都道府	県への連絡 (	月 日( )午	前/午後 時 分	/担当者: )	
□養護者によ	る虐待の疑いとして対応 (担当課:	) 引継日時(	月 日( )午	前/午後 時 分)	

# 情報共有・協議票

) 午前/午後 月 ( 協議日時 : 月 分 協議参加者: 决 定 者: 印 【基本情報】 本人 氏名: □特定できず |性別:男・女・不明 年齢: 歳・口不明 施設•事業所 名称: 種別:□指定障害者支援施設 □その他 【情報収集依頼項目】 障害者虐待担当部署、指導監査担当部署への依頼事項 □年齢 □性別 □障害支援区分 □支給決定者 □課内:担当者( □障害支援区分調査票 □主治医意見書 本人の状況 □依頼:日時 月 日 ( )午前/午後 時 □療育手帳区分 □障害者基礎年金等級 本 依頼先( 依頼者( □成年後見人等の有無 人 □課内:担当者( サ ー ビ ス 利 用 □担当相談支援専門員 □相談支援事業 の □依頼:日時 月 : 日( 午前/午後 時 情 状 況 □当該施設・事業所サービスの利用開始時期 )依頼者( 依頼先( 報 □課内:担当者( Ø, 他口 □依頼:日時 月 日()午前/午後 時 分 そ 依頼先( )依頼者( □課内:担当者( □(過去)虐待が疑われる通報等の有無 午前/午後 時 日 ( 障害者虐待 □依頼:日時 月 分 当 □(過去)虐待の有無と対応状況 依頼先( )依頼者( 該 □課内:担当者( 施 日()午前/午後 時 分 監 査 の 状 況 □監査結果 □監査Ⅱ □改善状況 □依頼:日時 月 依頼者( 設 依頼先( □課内:担当者 午前/午後 時 分 事 指 導 の 状 況 □実地指導結果 □実施指導日 口改善状況 □依頼:日時 月 日 ( 依頼先( ) 依頼者( 業 □課内:担当者 所 □改善状況 □依頼:日時 月 午前/午後 時 分 苦 情 の 状 況 口苦情の内容 □日時 日 ( 12 依頼先( )依頼者( 関 □課内:担当者( す 告 □事故報告內容 □報告日時 □改善状況 □依頼:日時 月 月 ( 午前/午後 時 分 故 る )依頼者( 依頼先( 情 □課内:担当者 郵 午前/午後 時 分 月 日( そ 0 他口 □依頼:日時 依頼先( )依頼者( その他の関連部署等への依頼事項 日()午前/午後 依頼日時( 肼 住 民 票 等 口住民票 依頼先 )依頼者( 月 日()午前/午後 時 分) 依頼日時( 生 活 保 護□生活保護受給状況 依頼先 )依頼者( 日()午前/午後 睦 依頼日時( 月 分) そ 0 他 福 祉 依頼先 )依頼者( 依頼日時( 月 日()午前/午後 時 分) 医 療□障害者医療制度 □国民健康保険 依頼先 )依頼者( 依頼日時( 月 日()午前/午後 時 分) そ D 他口 依頼先 )依頼者( 3. 都道府県等関係機関への依頼事項 日()午前/午後 時 都道府県によ る 依頼日時( Ħ 分) □監査結果 □監査日 □改善状況 依頼先 ) 担当者( 況 O 状 依頼日時( 月 日()午前/午後 畤 分) 都 道 府 県に ょ る □改善状況 □実地指導結果 □実施指導日 依頼先 ) 担当者( 導 0 状 況 日()午前/午後 依賴日時( 月 時 分) 都 道 府 県 へ の 苦 情 口苦情の内容 □日時 □改善状況 依頼先 ) 担当者( 日()午前/午後 時 月 分) 運営適正化委員会への 依頼日時( □苦情の内容 □日時 □改善状況 苦 倩 依賴先 )担当者( 日 ( ) 午前/午後 月 畤 分) 依頼日時( そ の 他口 依賴先 ) 担当者(

## 事実確認準備票

	_ 42 to 42 T			決定者:				
事実確認の方法と	□監査(		)	口中批批学 (		_	_	-
				□実地指導(		-11	) 	
事実確認調査 の 根 拠	□障害者虐待防止治	なによる仕息調宜		□養護者による	0 陣 吉 有 虐 不	Fとし ( <del>)</del>	き地	
(7) 11R 19世	理由:							
			<u> </u>					
実 確 認	年		午前/午後	時 分~		分	11.2	
を設・事業所へ	□有(連絡予定日間		月 日(	)午前/午後	時	分)		無
の事前連絡	連絡者:役職	氏名	連絡村	手:				
	障害福祉担当部署	(□障害者虐待担当	□指導監査担当)					
	参加者:役職	氏名	役職	氏名				
	役職	氏名	役職	氏名				
	役職	氏名	役職	氏名				
事実確認調査	関係部署(部署名	:	(3)				)	
の参加者	参加者:役職	氏名	, 役職	St.	氏名			
	関係部署(部署名	:	,				)	_
2	参加者:役職	氏名	. 役職	ft.	氏名			
	事実確認調査の現場	楊責任者:部署名	役職	Sta	氏名			
	□保健師等の医療項		社会福祉士等の福祉					
	□無 □有 ∫□	事実確認調査実施の	連絡 □調査への	)同行依頼		0		
『道府県等との 連携	[連携が必要な理由 □市町村が行う事	□その他( ] 実確認等に、施設・事	業者が応じない可能	E性が高い場合	エレ老 うこと	ス提合	)	
	「連携が必要な理由 □市町村が行う事ま □重篤な事態が想え	コその他( ] 実確認等に、施設・事 定され、早急に障害者	業者が応じない可能 総合支援法による排	6性が高い場合 6導監査等が必要			)	
	「連携が必要な理由 □市町村が行う事等 □重篤な事態が想象 □指導等を繰返し	□その他( ] 実確認等に、施設・事	業者が応じない可能 総合支援法による排	6性が高い場合 6導監査等が必要			)	
	「連携が必要な理由 □市町村が行う事等 □重篤な事態が想え □指導等を繰返し □その他(	コその他( ] 実確認等に、施設・事 定され、早急に障害者; ている施設・事業所で	業者が応じない可能 総合支援法による排 、都道府県として5	E性が高い場合 骨導監査等が必要と 型期介入が必要と	さ考えられる	場合	)	
連携	「連携が必要な理由 □市町村が行う事等 □重篤な事態が想 □指導等を繰返しー □その他( □無 □有 [ □	□その他( □ 実確認等に、施設・事 定され、早急に障害者 でいる施設・事業所で □通報内容に犯罪性が	業者が応じない可能 総合支援法による排 、都道府県として早 認められる場合	E性が高い場合 音導監査等が必要 型期介入が必要と □事実確認の妨	さ考えられる	場合	)	
連携	「連携が必要な理由 □市町村が行う事等 □重篤な事態が想象 □指導等を繰返し □その他( □無 □有 [ [	□その他( 注確認等に、施設・事 定され、早急に障害者 ている施設・事業所で □通報内容に犯罪性が □市町村職員への脅し	業者が応じない可能 総合支援法による排 、都道府県として早 認められる場合	E性が高い場合 音導監査等が必要 型期介入が必要と □事実確認の妨	さ考えられる	場合	)	
連携 警察との連携の 必要性 章害者の入院保 養が必要な場合	「連携が必要な理由 □市町村が行う事等 □重篤な事態が想象 □指導等を繰返し □その他( □無 □有 [ [	□その他( □ 実確認等に、施設・事 定され、早急に障害者 でいる施設・事業所で □通報内容に犯罪性が	業者が応じない可能 総合支援法による排 、都道府県として早 認められる場合	E性が高い場合 音導監査等が必要 型期介入が必要と □事実確認の妨	さ考えられる	場合	)	
連携 警察との連携の 必要性 章害者の入院保 養が必要な場合 の調整	「直携が必要な理由 □市町村が行う事等 □重篤な事態が想象 □指導等を繰返し □その他( □無 □有 [ [	□その他( 注確認等に、施設・事 定され、早急に障害者 ている施設・事業所で □通報内容に犯罪性が □市町村職員への脅し	業者が応じない可能 総合支援法による排 、都道府県として早 認められる場合	E性が高い場合 音導監査等が必要 型期介入が必要と □事実確認の妨	さ考えられる	場合	)	
連携 警察との連携の 必要性 章害者の入院保 養が必要な場合	「直携が必要な理由 □市町村が行う事等 □重篤な事態が想象 □指導等を繰返し □その他( □無 □有 [ [	□その他( ・」 実確認等に、施設・事 ・宣され、早急に障害者 でいる施設・事業所で □通報内容に犯罪性が □市町村職員への脅し □その他(	業者が応じない可能 総合支援法による排 、都道府県として早 認められる場合	E性が高い場合 音導監査等が必要と 型期介入が必要と □事実確認の対 とられる場合	と考えられる 方害がある場	場合	)	
連携 響祭との連携の 必要性 章害者の入院保 が必要整 家族・後見人等 への	「「連携が必要な理由」市町村が行う事等 □重篤な事態が想がでいまには事業を繰返しています。 □その他( □無 □有 □ □無 □有	□その他( ・」 実確認等に、施設・事 ・宣され、早急に障害者 でいる施設・事業所で □通報内容に犯罪性が □市町村職員への脅し □その他(	業者が応じない可能 総合支援法による指 、都道府県として卓 認められる場合 ・恫喝等危害を加え	E性が高い場合 音導監査等が必要と 型期介入が必要と □事実確認の対 とられる場合	と考えられる 方害がある場	場合	)	
連携 警察との連携の で事者の要性 で事者必要整 でである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	「連携が必要な理由 □市町村が行う事等 □重篤な事態が想ができる。 □ 世界 □ 日	□その他( ・」 実確認等に、施設・事 ・宣され、早急に障害者 でいる施設・事業所で □通報内容に犯罪性が □市町村職員への脅し □その他(	業者が応じない可能 総合支援法による指 、都道府県として国 認められる場合 ・恫喝等危害を加え ) 午前/午後	E性が高い場合 音導監査等が必要と 型期介入が必要と □事実確認の対 とられる場合	と考えられる 方害がある場	場合	)	

# 【事実確認調査実施体制】

	時間	役割	担当者氏名	実施場所	使用書式等
調査前	午前/午後 時 分~	調査理由・根拠法の説明 協力依頼 (調査手順の説明等)	担当:		□身分証明書 □検査証 □通知文書
	午前/午後 時 分~ 時 分迄	【 <b>虐待を受けた疑いのある障害者面接</b> 】 対象者名 (氏名: )	担当: 担当:		□面接調査票(障害者本人用) □血圧計等バイタル測定セット
	午前/午後 時 分~ 時 分迄	【その他の障害者面接】 対象者名 (氏名: )	担当: 担当:		□面接調査票(その他の障害者用) □血圧計等バイタル測定セット
	午前/午後 時 分~ 時 分迄	【 <b>管理者面接</b> 】 対象者名 (職名・氏名: )	担当: 担当:	***	□面接調查票(管理者用)
	午前/午後 時 分~ 時 分迄	【サービス管理責任者・主任・リーダー面接】 対象者名 (職名・氏名: )	担当: 担当:	8	□面接調査票(主任・リーダー用)
調査中	午前/午後 時 分~ 時 分迄	【一般職員面接】 対象者名 (職名・氏名: )	担当: 担当:	× .	□面接調査票 (一般職員用)
	午前/午後 時 分~ 時 分迄	【唐特を行った疑いのある職員への面接】 対象者名 (職名・氏名: )	担当:		□面接調査票(虐待を行った疑いのある職員用)
	午前/午後 時 分~ 時 分迄	各種書類等確認	担当:	8	□各種書類等確認票
	午前/午後 時 分~ 時 分迄	施設・事業所内の状況把握・点検	担当: 担当:		□施設・事業所の状況把握・点検票
181	午前/午後 時 分~ 時 分迄	全体の統括・調整 全員で調査状況の確認	担当: 担当:		_ •
調本	午前/午後 時 分~ 時 分迄	調査結果の確認と課長への報告 施設・事業所に対する、当日の指示・指導 内容の検討	担当:		2
査後	午前/午後 時 分~ 時 分迄	管理者への結果報告 指示・指導内容の伝達 今後の予定等の説明	担当:		
	事実確認調査を拒 施設長など管理者 章害者本人が入院	が不在の場合 : 等で不在の場合 :	*	,	
ГП.	その他(			i it	*
	斯会議】				
開	催予定日時:	年 月 日( )午前/	午後時	分~ 開任	崔場所:

### 面接調査票 (障害者本人用)

日()午前/午後 時 面接日: 年 月 分~ 面接者: 記録者: 本人氏名 性別 □男 □女 生年月日 日生 年齡 歳 □居宅<sup>・</sup>□施設・事業所内( 面接場所 ) □来所 □その他( ) 面接時の同席者 □無 □有(氏名、職種·職位: ) 発言内容や状態・行動・態度など(見聞きしたことをそのまま記入) 【障害者本人】】※本人と面接した際の発言内容、状態・行動・態度や面接者が気づいたこと等を記載 【障害者本人に関する情報】 〇施設・事業所職員からの情報 O第三者( )からの情報

# 面接調査票(障害者本人用)ーチェックシート

【対象者の状況】※1 「通」:通報があった内容にOをつける。「確認日」:事実確認調査で確認した日付を記入。 ※2 太字項目の各項目が確認された場合は、緊急性の有無について適切な判断が必要。

	通	確認日	確認項目	サイン;当てはまるものがあれば〇で囲み、 他に気になる点があれば ( ) に簡単に記入	漆部方法 (番号に○印又はチェック) 検 返者 (カッコ内に「誰が」、「騅(何) から」を記入)1. 写真、2. 目視、3. 記 録、4. 聴き取り、5. その他
15		5)	外傷等	東部外傷(血腫、骨折等の疑い)、腹部外傷、重度の褥そう、その他()	1, 2, 3, 4, 5
			全身状態・	部位: 大きさ:	( ) が ( ) から確認した 1、2、3、4、5
身			意識レベル 脱水症状	<b>虚い脱水症状、脱水症状の繰り返し、</b> 軽い脱水症状、その他( )	( ) が ( ) から確認した 1、2、3、4、5 ( ) が ( ) から確認した
体の			栄養状態等	<b>栄養失繭</b> 、低栄養・低血糖の疑い、その他 ( )	1, 2, 3, 4, 5
状態			あざや傷		( ) が ( ) から確認した 1、2、3、4、5 ( ) が ( ) から確認した
け			体重の増減	部位:     大きさ:     色:       急な体重の減少、やせすぎ、その他(     )	1、2、3、4、5 ( ) が ( ) から確認した
が等	_		出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え、その他 ( )	1、2、3、4、5
e.			身体拘束	ベッド4点栅、ミトン・つなぎ服、車いす腰ベルト・拘束帯装着、居室内への隔離 向精神薬の過剰服薬、その他( )	1、2、3、4、5
			その他	門相下来で処別派表	1、2、3、4、5
-	Т		衣服・寝具の清	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ、	1, 2, 3, 4, 5
			潔さ 身体の清潔さ	その他 ( )	( )が( )から確認した 1、2、3、4、5
			適切な食事	本人に適した食事が提供されていない、空腹を訴える、拒食や過食が見られる、 その他( )	( ) が ( ) から確認した 1、2、3、4、5 ( ) が ( ) から確認した
生活			適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、その他(	1、2、3、4、5 ( )が ( )から確認した
の状況			行為の制限	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、他の利用者からの暴力を放置、長時間部屋に入れられている、抑制されている、仲間にいれない、話しかけているのに意図的に無視する、子ども扱いする 年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を使う その他())	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
		-	住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、冷暖房の欠如、その他 ( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
			その他		1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
			恐怖や不安の 訴え	「怖い」「痛い」「怒られる」「渺られる」「追い出される」などの発言、 大切なものを「染される」「捨てられる」などの発言、その他( )	1、2、3、4、5 ( ) が ( ) から確認した
			保護の訴え	「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」「施設にいたくない」「事業所に行きたくない」「帰りたい」などの発言、 その他(	1、2、3、4、5 ( ) が ( ) から確認した
話			強い自殺念蔵	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す、その他(	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
の内			あざや傷の説明	っじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、その他 ( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
容	-		金銭の訴え	「お金をとられた」「預貯金がなくなった」「金銭を寄付・贈与させられた」 「金銭を渡してもらえない」などの発言、その他 ( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
			性的事柄の訴え	「生殖器の写真を撮られた」などの発言、異性介助の訴え、その他 ( )	1、2、3、4、5 ( ) が( ) から確認した
	ю		話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、その他 ( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
			その他		1、2、3、4、5
表体			おびえ、不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他(	1、2、3、4、5
情,他			無気力さ	無気力な表情、問いかけに無反応、その他 ( )	1、2、3、4、5 ( ) が( ) から確認し
態度			態度の変化	職員のいる場面といない場面で態度が異なる、なげやりな態度、急な態度の変化、 その他 ( )	1、2、3、4、5
#			適切な医療の 受診	施設・事業所が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない、その他(	1、2、3、4、5
ビスケ	1		選切な服薬の 管理	本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない、 その他( )	1、2、3、4、5
などの	1		入退院の状況	入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し、その他 ( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認し
の利用			支援のためら い・拒否	支援を受けたがらない、拒否的な言動や行動、その他( )	1、2、3、4、5
F. 状況			その他		1、2、3、4、5

### 面接調査票(障害者本人用)-聞き取りシート

面接日: 月 日()午前/午後 面談者: 記録者: 1 聞き取り調査対象障害者 生年月日 □明□大□昭□平 日 年 齡 □男性 □女性 歳 障害支援区分 区分 所 面接場所 居室( 号室) 同席者 □無□有→ □職員 □家族等 □その他( )同席者氏名(

# 2 聞き取り内容(ゆっくり、端的に問いかけ、回答を待ってください。回答がない場合、反応があれば様子などを 記載してください。)

			回答や様子等の記入欄
1	サービスを利用して気持ちよく過ごせていますか	はい・いいえ・反応無	
施設	ご飯はおいしいですか	はい・いいえ・反応無	
事	お風呂は気持ちよく入っていますか	はい・いいえ・反応無	9
業折の	時々、外出はされていますか	はい・いいえ・反応無	* = = * * * * * * * * * * * * * * * * *
サービ	夜はよく眠れていますか	はい・いいえ・反応無	×
ス	寒い(暑い)ことはありますか	はい・いいえ・反応無	
1	職員はやさしいですか	はい・いいえ・反応無	2 2
	職員は呼ぶとすぐ来てくれますか	はい・いいえ・反応無	·
2 重	職員に怒られることはありますか	はい・いいえ・反応無	*
寺へ	何か怖いこと等はありますか	はい・いいえ・反応無	1
布ハニ	他の人が職員に叩かれているところを見たことが ありますか	はい・いいえ・反応無	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
ニと等)	職員に叩かれることはありますか	はい・いいえ・反応無	*:
	何か嫌なことをされたことはありますか	はい・いいえ・反応無	er e
	(通報等内容の確認) 怖い職員はいますか	はい・いいえ・反応無	1 2
3	何かして欲しいことはありますか	はい・いいえ・反応無	
要望その也	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *		× .

※在宅サービス利用者には該当しない質問項目も含まれています。

# 面接調査票(その他の障害者用)ー聞き取りシート

面接日: 年	月月	∃( )	午前/午後 面接者:	時	分~	時 分	記録者	:		
1 聞き取り調査	付象障害者									
氏 名	(4)				生年月日	□明□大□	昭口平	年	月	日
年 齢			¥	歳	性 別	□男性 □	]女性			
障害支援区分	区分									
居 所					面接場所	居室(	号室)			
同席者	□無□有→ 〔	□職員	□家族等 □	その他	(	) [	司席者氏名(			)

# 2 聞き取り内容(ゆっくり、端的に問いかけ、回答を待ってください。回答がない場合、反応があれば様子などを 記載してください。)

ナービスを利用して気持ちよく過ごせていますか ご飯はおいしいですか	はい・いいえ・反応無 はい・いいえ・反応無	**
	はい・いいえ・反応無	
☆風呂は気持ちよく入っていますか		
	はい・いいえ・反応無	×
寺々、外出はされていますか	はい・いいえ・反応無	(A)
友はよく眠れていますか	はい・いいえ・反応無	
寒い (暑い) ことはありますか	はい・いいえ・反応無	
厳員はやさしいですか	はい・いいえ・反応無	2 N
厳員は呼ぶとすぐ来てくれますか	はい・いいえ・反応無	-
<b>義員に怒られることはありますか</b>	はい・いいえ・反応無	3 3 3
可か怖いこと等はありますか	はい・いいえ・反応無	
他の人が職員に叩かれているところを見たことがあり ますか	はい・いいえ・反応無	
厳員に叩かれることはありますか	はい・いいえ・反応無	· ×
可か嫌なことをされたことはありますか	はい・いいえ・反応無	5 0 0
(通報等内容の確認) 職員から○○をされたことはあ りますか	はい・いいえ・反応無	Te e
阿かして欲しいことはありますか	はい・いいえ・反応無	
		×
*	5	
	をはよく眠れていますか とい (暑い) ことはありますか  機員はやさしいですか  機員は呼ぶとすぐ来てくれますか  機員に怒られることはありますか  四か怖いこと等はありますか  他の人が職員に叩かれているところを見たことがありますか  機員に叩かれることはありますか  可か嫌なことをされたことはありますか  (通報等内容の確認) 職員から○○をされたことはありますか  可かして欲しいことはありますか	をはよく眠れていますか はい・いいえ・反応無 ない・いいえ・反応無 ない・いいえ

※在宅サービス利用者には該当しない質問項目も含まれています。

#### 面接調查票 (管理者用)

		面接者:			記録者:
調	を開始時の確認事	項】			
	職員氏名				
	職種	□理事長 □施設長 □管理職	(	)	7 6.
	資格	□介護福祉士 □介護職員初任者砀 □社会福祉主事任用資格 □相談3			□社会福祉士 ( ) □特になし
	経験年数等	経験年数 ( ) 勤務年数 ( 勤務形態 (□常勤 □非常勤:日/	) /週 □パ	一ト:日/	週 □派遣:日/週)
聞	き取り事項(1/	′3) <b>]</b>			
			はい	いいえ	聞き取り内容
		○○ さんの事案(けが等)につい ありますか(報告を受けています			
		案(けが等)について、発生した 把握していますか	Y		ē)
<u></u>	③〇〇さんやご いましたか	家族等に対して何らかの対応を行			w
等す字の	④施設・事業所 ましたか	の職員に対して何らかの対応を行い			
を	⑤前にも、〇〇	さんに同様のことがありましたか			n 2
	⑥〇〇さんへの 困難なことは	支援に関して、支援のしづらさや ありましたか			) »
	⑦〇〇さんへの ことはありま	支援に関して、配慮をされている すか			
皇寺	①職員の中で、	をいのある職員が特定されていない場合) 支援方法や知識、利用者への接し方等 、苦情等が寄せられる人はいますか			
が足っ	② (いる場合)	どのように対応しましたか		12	w
てる戦員		疑いのある職員が特定されている場合) 日頃の勤務状況や支援に問題を感じ ますか			
· 字	④(問題を感じ	る場合)どのように対応しましたか			
电吸穿		鳴られたり、叩かれたりすることは どのように対応しましたか			5.5
以作		者を怒鳴ったり叩いているのを見た な飗を関いたことけありますか	-	"	

公益社団法人日本社会福祉士会作成 「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待対応帳票Ver I」 (出典:東京都健康長寿医療センター研究所(東京都老人総合研究所)、神奈川県、大阪府作成帳票類を参考に作成)

待等発生状況

③利用者が特定の職員を怖がったりしているという 噂を聞いたことはありますか

④施設・事業所内で、不適切な発言や行為が行われていたという噂を聞いたことはありますか

# 【聞き取り事項(2/3)】

	三以り事項(2/3)】	はい	いいえ	聞き取り内容
虐	①虐待が発生したり、発見した際の報告手順は決ま っていますか			
止	②施設・事業所で、虐待防止に関する取り組みは行 われていますか			
の取り組	③虐待防止に関するマニュアルやチェックリスト等 はありますか (活用していますか)	**		
み	④障害者虐待防止法の内容を知っていますか		-	4 B
	<ul><li>①利用者の状態変化に応じて、アセスメントや支援 計画の見直しは行われていますか</li></ul>		•	9
障害者	②利用者の支援が困難な場面での対応方針を立て、 職員間で共有していますか			, x , x , x , x , x , x , x , x , x , x
<b>*</b>	③サービス担当者会議は定期的に開催していますか			
	④あなたが、支援記録を見て、何らかの指導や指示をすることはありますか			
身	<ul><li>①身体拘束を行っている利用者はいますか、その時に身体拘束に関する手順を踏まえていますか</li></ul>			
体拘束廃	②施設・事業所では、身体拘束廃止に向けた取り組 みを行っていますか			7 ,
止 事	③利用者に傷やあざ等を発見した場合、職員による 記録や報告はなされていますか		g3#	20.00
故への対	④事故等が発生した際には、必ず市町村や都道府県 に報告していますか		a	
<b>双</b> 检	⑤施設・事業所では、事故やヒヤリハットの再発防 止に向けてどのような取り組みを行っていますか	P		
音情	①苦情処理マニュアルは作成されていますか、適切 に運用されていますか			2 2
処理	②第三者委員やオンブズマンを配置していますか	AU A		÷
研	①施設・事業所ではどのような研修を開催しています か、職員全員が参加できるよう工夫していますか			* *
修	②研修には管理職も参加していますか	**	ē	5 X

### 【聞き取り事項(3/3)】

	き取り事項(3 / 3)】	はい	いいえ	聞き取り内容
	①定期的に施設・事業所内を見回っていますか			
施	②身体拘束廃止や利用者の権利擁護に関する委員会 や会議は定期的に開催していますか			
設•事業	③施設・事業所運営に職員の意見を反映させる機会 を設けていますか			∞ = ₹
業所の運	④施設・事業所運営に家族会等の意見を反映させる 機会を設けていますか			
営	⑤ボランティアや実習生などを積極的に受け入れて いますか			5 ×
	⑥サービス評価(第三者評価、自己評価)を実施し ていますか	i d		Y
	①職員が仕事で困ったときなどに相談しやすい環境 づくりに取り組んでいますか	=	¥= 11	
	②職場の上司や部下、他職種とのコミュニケーショ ンはうまく取れていますか	1-0		
職場環境	③職員は、会議等で自由に発言ができていますか			1 2 2
児	<ul><li>④職員間でのトラブルはありますか(把握していますか)</li></ul>	-	'n	
	⑤職員の定着率が低いと感じていますか			
	①職員の職務分掌は明確化されていますか		-	
業務	②夜勤等の業務負担に対して、何らかの配慮や取り 組みを行っていますか	-		
負担	③職員のストレスケアに関して、何らかの取り組み を行っていますか			
	<ul><li>④職員から、職場や仕事に対する不満はありますか</li></ul>			
	※追加的な質問、又は職員が言いたいこと等			
	3 1			
そ	x			* 2 34
の	n 2			
他				
			-	
	2 ¥ 3			×

面接対象者署名

# 面接調査票(サービス管理責任者・主任・リーダー用)

) 午前/午後 分 面接日: 分~ 面接者: 記録者:

### 【調査開始時の確認事項】

職員氏名		
職種	□サービス管理責任者 □主任 □リーダー	
資格	□介護福祉士 □介護職員初任者研修修了者 □看護師 □社会福祉士 □社会福祉主事任用資格 □相談支援 □その他 ( ) □特になし	
経験年数等	経験年数 ( ) 勤務年数 ( ) 勤務形態(口常勤 口非常勤:日/週 ロパート:日/週 口派遣:日/週)	E.

【聞	き取り事項(1/2)】			
		はい	いいえ	聞き取り内容
	<ul><li>①通報のあった○○さんの事案(けが等)について、何か心当たりはありますか(知っていますか)</li></ul>			4 41
通報等	②○○さんの事案(けが等)が発生した原因について、知っていることはありますか	i i		7 -
内容	③以前にも、○○さんに同様のことがありましたか			8
を確認	<ul><li>④○○さんへの支援に関して、支援のしづらさや困難なことはありましたか</li></ul>	151		
	⑤○○さんへの支援に関して、配慮をされていることはありますか			
虐待以	(虐待を行った疑いのある職員が特定されていない場合) ①職員の中で、支援方法や知識、利用者への接し方等 が気になる人、苦情等が寄せられる人はいますか	-47		3 × 2
が疑わ	②(いる場合)どのように対応しましたか			*
れる職員	(虐待を行った疑いのある職員が特定されている場合) ③△△さんの日頃の勤務状況や支援に問題を感じる ことはありますか	· .		. ,
<b>員</b>	④ (問題を感じる場合) どのように対応しましたか	N.		
連報等	①利用者がら怒鳴られたり、叩かれたりすることは ありますか、どのように対応しましたか	E. A		
以外の上	②職員が、利用者を怒鳴ったり叩いているのを見た り、そのような噂を聞いたことはありますか		2 1	
虐待等発	③利用者が特定の職員を怖がったりしているという 噂を聞いたことはありますか			
生状况	④施設・事業所内で、不適切な発言や行為が行われていたという噂を聞いたことはありますか		7	
虐待	①障害者虐待が発生したり、発見した際の報告手順 は決まっていますか			8 %
防止	②施設・事業所で、障害者虐待防止に関する取り組 みは行われていますか			
の取り	③障害者虐待防止に関するマニュアルやチェックリスト等はありますか(活用していますか)	_		1 a
組み	④障害者虐待防止法の内容を知っていますか			i i

#### 【聞き取り事項(2/2)】

	さ取り事項(2/2)】	はい	いいえ	聞き取り内容
	①利用者の状態変化に応じて、アセスメントや支援 計画の見直しは行われていますか		3	10 2 07 14 P
章 害 き	②利用者の支援が困難な場面での対応方針を立て、 職員間で共有していますか	я		
者支援	③サービス担当者会議は定期的に開催されています か	-		2 1
	<ul><li>④あなたが、支援記録・看護記録を見て、何らかの 指導や指示をすることはありますか</li></ul>			8
	<ul><li>①身体拘束を行っている利用者はいますか、その時に身体拘束に関する手順を踏まえていますか</li></ul>	*		
身体拘束	②施設・事業所では、身体拘束廃止に向けた取り組 みを行っていますか			
東廃止·	③利用者に傷やあざ等を発見した場合、職員による 記録や報告はなされていますか	4		192 193
事故へ	④事故等が発生した際には、必ず市町村や都道府県 に報告していますか		. d	*
の対応	⑤特に事故又は、けがが多いと思う利用者はいます か			
	⑥施設・事業所では、事故やヒヤリハットの再発防 止に向けてどのような取組みを行っていますか			A
研	①施設・事業所ではどのような研修を開催しています か、職員全員が参加できるよう工夫していますか			
修	②職員を外部研修に参加させていますか、その内容をどのように共有化していますか			
職	①職員 (部下) が仕事で困ったときなどに相談しや すい環境づくりに取り組んでいますか		*	
概場 環境	②職場の上司や部下、他職種とのコミュニケーションはうまく取れていますか	9		
96	③職員 (部下) は、職員会議等で自由に発言ができ ていますか			
業	①疲れやストレスを感じやすいのはどのようなとき ですか	5	0 11	
務負担	②職員(部下)の業務負担に対して、どのような配 慮や取り組みを行っていますか		1 =	
感	③職場や仕事に対して、不満はありますか			8
その他	※追加的な質問、又は職員が言いたいこと等			2 K F
	2 Y Y			

エキャー	兔者婴么	<b>.</b>	
HI 444 AU	W 75 75 7	2_	

# 面接調査票 (一般職員用)

面接目	日: 年	月 日( )午前/午後 面接者:	鱼 時	<b>→</b> 分~	•	分記録者:
【調子	査開始時の確認項	<b>『項</b> 】		32	45	5
	職員氏名	n	¥.			X 8
	職種	□支援職員 □看護職員 □その他(	2.0	)	5\$	
	資格	□介護福祉士 □介護職員初 □社会福祉主事任用資格 □		-		師 □社会福祉士  他( ) □特になし
	経験年数等	経験年数 ( ) 勤務年数 勤務形態 (□常勤 □非常勤:		) ´週 □パ	ート:月	/週 □派遣:日/週)
【聞·	き取り事項(1)	<b>√2)</b> ]			,	1
		9		はい	いいえ	聞き取り内容
-	①通報のあった 何か心当たり	○○さんの事案(けが等)につい はありますか(知っていますか)	τ,			
通報等		案(けが等)が発生した原因につ ることはありますか	·V1			
ず内容の	③以前にも、○	○さんに同様のことがありました	.カ <b>ゝ</b>			a
確認	④○○さんへの 難なことはあ	支援に関して、支援のしづらさや りましたか	'困			
	⑤〇〇さんへの とはあります	支援に関して、配慮をされている か	٤	Ť, ,		* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
通報		鳴られたり、叩かれたりすること どのように対応しましたか	は	wi <sup>ce</sup>		3 e e e
等以外		利用者を怒鳴ったり、叩くのを見 な噂を聞いたことはありますか	た			e: Xe
の虐待		③あなたは、利用者を怒鳴ったり、叩いたりしたことはありますか				2 E
等発生:		その職員を怖がったりしているとい とはありますか	ゝぅ		:+	-
状況		「内で、虐待や適切とは思えない行 という噂を聞いたことはあります		Ō		
虐	①障害者虐待が は決まってい	ぶ発生したり、発見した際の報告手 いますか	順		-	2 E
待防止の	②施設・事業所 みは行われて	fで、障害者虐待防止に関する取り いますか	組			E E
の取り組		5止に関するマニュアルやチェック ) ますか(活用していますか)	, y		E K	2
科み		ナルチの中間ナケー・ブレナナ			: *	

公益社団法人日本社会福祉士会作成 「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待対応帳票Ver I」 (出典:東京都健康長寿医療センター研究所(東京都老人総合研究所)、神奈川県、大阪府作成帳票類を参考に作成)

④障害者虐待防止法の内容を知っていますか

### 【聞き取り事項(2/2)】

	さ取り争項(2/2)】	はい	いいえ	闘き取り内容
		171,	V'V'Z.	阿さ収り内谷
障	①利用者の状態変化に応じて、アセスメントや支援 計画の見直しは行われていますか		8	
害者支	②利用者の支援が困難な場面での対応方針を立て、 職員間で共有できていますか	3.20	α	2 2
援	③サービス担当者会議は定期的に開催されています か			2 ::
身体	①身体拘束を行っている利用者はいますか、その時に身体拘束に関する手順を踏まえていますか	12	1 5	
拘束廃	②施設・事業所では、身体拘束廃止に向けた取り組 みを行っていますか	x 21		
止事	③利用者に傷やあざ等を発見した場合、その状況を 記録したり、上司に報告していますか			
故へのこ	④特に事故又は、けがが多いと思う利用者はいますか	×		a a a
対応	⑤施設・事業所では、事故やヒヤリハットの再発防 止に向けた取り組みが行われていますか	5-		W
研	①施設・事業所で開催する研修に参加していますか	* 1		-
修	②外部の研修に参加していますか			
ur <del>i</del> rh	①仕事で困ったときなどに上司や同僚など相談でき る人はいますか			
職場環境	②職場の上司や同僚、他職種とのコミュニケーションは取りやすいですか		-	
児	③職員会議等で自由に発言ができますか			
業	①仕事をしていて疲れやストレスを感じていますか			- ce
務負担	②業務の負担に対して、職場では配慮をしてくれま すか		(1	> -
感	③職場や仕事に対して、不満はありますか		s	10 8 0
	※追加的な質問、又は職員が言いたいこと等			
6	7			**
そ				
の他	2			9 701
	Ε			
			+1	
	s			Y

面接対象者署名

			面接調査票(虐待を行った	に疑いの	のある職	貝用)
, di	接	3: 年	月 日( )午前/午後 時 面接者:	分~	時以	分 記録者:
	【調子	を開始時の確認事				記錄4 :
		職員氏名	3			H <sup>2</sup> 1
	_	職種	□支援職員 □看護職員 □サー □その他(	・ビス管理〕 )	責任者	is a
		資格	□介護福祉士 □介護職員初任者研 □社会福祉主事任用資格 □相談支	F修修了者 泛援専門員		
		経験年数等	経験年数( ) 勤務年数( 勤務形態(□常勤 □非常勤:日/	) ′週 □パ·	ト:	/週 □派遣:日/週)
	【聞	き取り事項(1/	2) ]			
	*1	1		はい	いいえ	聞き取り内容
			○○さんの事案(けが等)について、 tありますか(知っていますか)			4 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
l			んに同様のことがありましたか			o 3 <sup>th</sup>
	通	③○○さんへの支 困難なことはあ たか	を援に関して、支援のしづらさや らりましたか、その時どうしまし	P		
١	<b>超報等内</b>		を接に関して、配慮をされている ^か、十分に対応できていましたか	,	× 2	
1	容の確		った場合)○○さんにそのようなこ ごうしてですか(状況や理由を確認)	* 9	-	
	認		った場合)○○さんに行った行為が らと認識していますか			90 51 41 5
		⑦(虐待等を認め あなたは〇〇さ	oた場合)その行為を行ったあと、 なんにどのような対応をしましたか	74	(2)	
			た場合)その行為を行ったあと、 P他の職員に報告しましたか	Y <sub>2</sub>	ii.	* ^ *
Ī	通報等		川用者を怒鳴ったり、叩くのを見 うな噂を聞いたことはありますか			21
	以外の虐	②あなたは、利用 ことはあります	月者を怒鳴ったり、叩いたりした トカン			
١	虐待等発		N職員を怖がったりしているという にはありますか		8 9	- * - * - * - * - * - * - * - * - * - *
	生状況		りで、虐待や適切とは思えない行為が という噂を聞いたことはありますか			8:
Ī	虐	①虐待が発生した まっていますだ	とり、発見した際の報告手順は決 ja		9	
	待防止		で、虐待防止に関する取り組みは行わ あなたは参加していますか	77 -	4	

公益社団法人日本社会福祉士会作成 「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待対応帳票Ver I」 (出典:東京都健康長寿医療センター研究所(東京都老人総合研究所)、神奈川県、大阪府作成帳票類を参考に作成)

の取り組み

③虐待防止に関するマニュアルやチェックリスト 等はありますか(活用していますか)

④障害者虐待防止法の内容を知っていますか

#### 【聞き取り事項(2/2)】

	/	はい	いいえ	聞き取り内容
	①利用者の状態変化に応じて、アセスメントや支援 計画の見直しは行われていますか	17.		
障害者支	②利用者の支援が困難な場面での対応方針を立て、 職員間で共有できていますか			·
<sup>百</sup> 支援	③サービス担当者会議は定期的に開催されています か	,		0 1 8
i i	<ul><li>④利用者への支援で難しいと感じることはありますか、どのようなことですか</li></ul>			×
身体	①身体拘束を行っている利用者はいますか、その時 に身体拘束に関する手順を踏まえていますか	į.		
拘束廃	②施設・事業所では、身体拘束廃止に向けた取り組 みを行っていますか	Z,		- <u>9</u> × H
止・事	③利用者に傷やあざ等を発見した場合、その状況を 記録したり、上司に報告していますか			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
故への	④特に事故又は、けがが多いと思う利用者はいますか			
対応	⑤施設・事業所では、事故やヒヤリハットの再発防 止に向けた取り組みが行われていますか			
研	①施設・事業所で開催する研修に参加していますか	127		8
修	②外部の研修に参加していますか			
WW.	①仕事で困ったときなどに上司や同僚など相談でき る人はいますか			Name of A
職場環境	②職場の上司や同僚、他職種とのコミュニケーションは取りやすいですか			8
·元	③職員会議等で自由に発言ができますか			
業	①仕事をしていて疲れやストレスを感じていますか			
莱務負担	②業務の負担に対して、職場では配慮をしてくれま すか	4		
感	③職場や仕事に対して、不満はありますか			
	※追加的な質問、又は職員が言いたいこと等	[4]		
その仏	- W			
他	e .		Q.	
	Š		13 "	-

面接対象者署名

# 各種書類等確認票

月

75		備考
	□支援計画書 □支援報告書 □アセスメント票	
)	□サービス担当者会議録	
0	□支援記録 □保護者面談相談記録	¥/
3)	□看護記録 □診療記録 □処方箋	(a. 4)
Đ	□事故報告 □ヒヤリハット記録	
5	□身体拘束の記録	
<u> </u>	□利用契約書	
7)	□金銭管理契約書 □障害基礎年金預かり証	
8)	□通帳等 □出納帳 □領収書	
9)	□その他( )	
	利用者全員に関する記録等	
1)		
2	□施設・事業所パンフレット等 □重要事項説明書	
	□利用者への配布書類	
<u>3</u>		
<u>4</u> )	ロヒヤリハット報告	
5)	□その他	
3	虐待を行った疑いのある職員に関する記録等	
D	□勤務表	
2	□資格証明書等	
3	□研修計画 □受講記録	S 5 6
4	□その他	
	Market Advantage of the State o	2 1 2
_	施設・事業所に関する書類	
D	□施設・事業所全体の研修計画 □実施記録 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
2	□事故防止委員会記録	
3	□身体拘束廃止委員会の活動記録	
_	□苦情受付・対応記録 □負担軽減・ストレスマネジメントなどの取り組み記録	
<u>5</u>		
<u>6</u>		
7	□第三者委員の配置と活用状況に関する記録	
	□その他	
8	法人に関する書類	
		ii ii
5		
<u>(1)</u>	□理事会の構成 □理事会開催記録	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
8 1 2	□理事会の構成 □理事会開催記録	

※確認した書類等はチェック(☑)、コピーしたものは黒塗りする(■)

# 施設・事業所の状況把握・点検票

記録年月日: 年 月 日( ) 記録者:

#### 【確認事項】

#### 〈確認のポイント〉

- ・利用者の生活のしづらさにつながるような環境となっていないかという視点で確認する。
- ・業務の負担につながるような環境かどうかという視点で確認する。
- ・実地指導や監査で調査を行う場合は、基準違反がないかという視点でも確認する。

#### 〈確認事項例〉

- ・勤務中の職員の人数は適切か、言葉遣いはどうか。
- ・居室の扉に内側から開けられない鍵がついていないか。
- ・清潔物と不潔物を混在保管していないか。
- 寝具は清潔か。
- ・床、手すりなどは脊掃がされているか。
- ・浴室・脱衣室にはカビは発生していないか。
- ・剃刀やコップの共有はないか。
- ・廊下や居室の室温・明るさは適切か、便臭はないか。
- ・トイレの非常ボタンは適切に作動しているか。
- ・石鹸・禿剤・消毒液・医薬品などは適切に保管されているか。
- ・火災時や急病時の緊急対応手順を記載したものが常備されているか。
- ・廊下に物品が散乱していないか。避難経路が確保されているか。
- ・個人情報が来訪者の目に触れる場所に放置されていないか。
- ・苦情相談機関の電話番号が掲示されているか。

具	休	欱	1	沿	な	霏	紀
듓	<b>141</b>	HУ	111	イフじ	~	ᇤ	3CK

# 事実確認調査結果報告書

日()午前/午後

事実確認日時 :		F 月 F 月	日日		午前/		時 時	分~ 分~	時時	分 分			
周査対象施設・	事業所名:				- 61							8	
设告年月日:	年 月	日	( )		報告者	<b>f</b> :	,		印				
【調査開始時の	確認・説明	事項】			*								
説明し	た時間	÷1.	月	日 (	)		時						
41.0	-1 3-		(職名:					)	(氏名:				)
対応した 施設・事業所職員 (職名: ) (氏名: ) (職名: ) (氏名: ) 事実確認調査の □調査の理由の説明 (説明者: ) □調査手順の説明													
WEHX 4	· 75// 1940 FC		(職名:					)	(氏名:			- 8	)
事実確	認調査の		コ調査の	理由の	説明					,			
根拠沒	らの説明		コ調査の	根拠法	の説明				(説明者	*			)
			]調査手	順の説	明	4							
獨木。4	<b>幼</b> 七 株 哲		コ打合せ	及び面	接のため	の部	屋の借用	(借用	する部屋	1:			)
神道へ	協力依頼		]資料の	コピー	のための	機材	の使用	費用:	-				)
			]利用者	との面	接の許可	Ţ			職員との	面接の	許可		
Art veri -	·		加設・	事業所	内に所在	 E有							
管埋在	で所在	-  c	コ施設・	事業所	内に所在	E無(	→□当日	面接可	. 口带	日面接	(不可)		
【個別面接対象	者】												7
The second second		氏名:				)	(面接場	所:		)	(担当者:		)
障害者本	۸ ا	氏名:	0		* Y	)	(面接場			)	(担当者:		. )
		(職名・日	- 夕		-	) =	(面接場			)	(担当者:		<u> </u>
管理者		(職名・日				)	(面接場			)	(担当者:		,
サービス管		職名・日				<del>,</del>	(面接場			)	(担当者:		
										)	(担当者:		,
任者・主任	-	(職名・日				)	(面接場						
		(職名・日	<b>七名</b> :			)	(面接場	所:		)	(担当者:		)
職員		(職名・日	6名:			)	(面接場	所:		)	(担当者:		)
机具		(職名・月	<b>C名</b> :			)	(面接場	所:		)	(担当者:		)
		(職名・日	5名:	in 1	- 2	)	(面接場	所:	-	)	(担当者:		)
法人		(職名・日	<b>七名</b> :			)	(面接場	所:		)	(担当者:		)
7. m //b 88 /3	c ±c	(職名・日	5名:			)	(面接場	所:		)	(担当者:		)
その他関係	R-A	(職名・5	5名:			)	(面接場	所:		.)	(担当者:		)
【事実確認調査	で確認され	た事項】	la .									8	
通報内容		T											
-	確	認方法						収集	された情	報の内	容		
障害者本人の				□詳細≀	は添付資	料(ii	接記録						
安全確認													
X-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11	+							50					
					は添付資	46l. (B	5	<b>参照</b>	- 5				
			1,	<u> </u>	よ物利り買	14 (H	山大山東水	) <b>%</b> 758					
通報等内容に		_				1-1 4-		( P. P.					
関する事実		S	:e	□詳細≀	は添付資	料(同	可接記錄	)参照		. 1			
	67		1	□詳細≀	は添付資	料(i	面接記録	参照			20		
A											4		v.
通報等内容以													
外に関する事				□詳細!	は添付資	*** (F	5接記録	)参昭					
項			1	┸┸┸┸	C Impl C	1771 XII	T 124 HL124	/ 3/11/4					
	. 0												

# 【本人の状況】

	氏名			2	性別	□男 □女	年齡	歳
百		-	Q.	,	担当者			
	意向	□資料	(	)参照		H		
心身	アの状態	□資料	(	)参照	UN:	14.8		. 4
特	記事項	□資料	(	)参照				
	事業所の状況】							
た を に	氏名 (性別・ 職種・職位		(男性	: 歳)				口左記項目につい ては面接調査票参 照
行った疑	経験年数 (動現在の動務)		(勤務 □変わりなく)		の他(		)	
い の あ	当該職員につ 特記事項	いての	4: 4		-	1		
る 職 員 1	調査結果の		8				*	
唐	氏名 (性別・ 職種・職位			-11			70	□左記項目につい ては面接調査票参 照
行った疑		経験年数(勤務年数) 現在の勤務状況		年数 年) 勤務中 □そ	の他(		)	
い の あ	当該職員につ 特記事項	いての			E91 //		A.	
る 職 員 2	調査結果の						8	
· .	関き取りを実施した職種および職員数 経験年数(勤務年数) 調査結果のまとめ(確認された事実)		一般職員( その他 (	) )	人、看護職( 人	) 人		□左記項目につい ては面接調査票参 照
般職員			(勤務	年数 年)				
	氏名 (性別・							□左記項目につい ては面接調査票参
管 理 者	職種・職位 経験年数(動		(勤務	年数 年)				照
者	調査結果の(確認された				ā		a ,	, A
	氏名 (性別・					Šu	F <sub>X</sub>	□左記項目につい ては面接調査票参
法	職種・職位 経験年数 (j		(勤務	年数 年)				照
人	調査結果の(確認された	まとめ	(33.0)		e .		-	
人員・設備・運	調査結果の(確認された				e ·	×	#/ 	□左記項目については面接調査乗参照
営の面			×	<u> </u>		6 1		

虚特の全体的状況  発生状況  1. 産待が始まったと思われる時期: 年 月頃  2. 座特が発生する細度:  4. 虚特が発生するさっかけ:		虐待の全が	1.的状况		
<ol> <li>/ 虚待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>/ 虚待が発生する頻度:</li> <li>/ 虚待が発生するきっかけ:</li> </ol>		た マンエア	L'N J.DANP		
<ol> <li>/ 虚待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>/ 虚待が発生する頻度:</li> <li>/ 虚待が発生するきっかけ:</li> </ol>		7.50			
<ol> <li>/ 虚待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>/ 虚待が発生する頻度:</li> <li>/ 虚待が発生するきっかけ:</li> </ol>					
<ol> <li>/ 虚待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>/ 虚待が発生する頻度:</li> <li>/ 虚待が発生するきっかけ:</li> </ol>					
<ol> <li>虐待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>虐待が発生する頻度:</li> <li>虐待が発生するきっかけ:</li> </ol>		27	1.5		
<ol> <li>虐待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>虚待が発生する頻度:</li> <li>虚待が発生するきっかけ:</li> </ol>	2				
<ol> <li>1. 虐待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>2. 虐待が発生する頻度:</li> <li>3. 虐待が発生するきっかけ:</li> </ol>					
<ol> <li>1. 虐待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>2. 虐待が発生する頻度:</li> <li>3. 虐待が発生するきっかけ:</li> </ol>					
<ol> <li>1. 虐待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>2. 虐待が発生する頻度:</li> <li>3. 虐待が発生するきっかけ:</li> </ol>	9				
<ol> <li>1. 虐待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>2. 虐待が発生する頻度:</li> <li>3. 虐待が発生するきっかけ:</li> </ol>		*			
<ol> <li>1. 虐待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>2. 虐待が発生する頻度:</li> <li>3. 虐待が発生するきっかけ:</li> </ol>					
<ol> <li>1. 虐待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>2. 虐待が発生する頻度:</li> <li>3. 虐待が発生するきっかけ:</li> </ol>	· ·				
<ol> <li>1. 虐待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>2. 虐待が発生する頻度:</li> <li>3. 虐待が発生するきっかけ:</li> </ol>	5-				
<ol> <li>1. 虐待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>2. 虐待が発生する頻度:</li> <li>3. 虐待が発生するきっかけ:</li> </ol>		0 1			
<ol> <li>1. 虐待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>2. 虐待が発生する頻度:</li> <li>3. 虐待が発生するきっかけ:</li> </ol>					
<ol> <li>1. 虐待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>2. 虐待が発生する頻度:</li> <li>3. 虐待が発生するきっかけ:</li> </ol>					4
<ol> <li>席待が発生する頻度:</li> <li>虚待が発生する対策:</li> </ol> 3. 虐待が発生するきっかけ:		21			
<ol> <li>1. 虐待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>2. 虐待が発生する頻度:</li> <li>3. 虐待が発生するきっかけ:</li> </ol>		)()	1 /		
<ol> <li>1. 虐待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>2. 虐待が発生する頻度:</li> <li>3. 虐待が発生するきっかけ:</li> </ol>	34				
<ol> <li>1. 虐待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>2. 虐待が発生する頻度:</li> <li>3. 虐待が発生するきっかけ:</li> </ol>					
<ol> <li>1. 虐待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>2. 虐待が発生する頻度:</li> <li>3. 虐待が発生するきっかけ:</li> </ol>					
<ol> <li>1. 虐待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>2. 虐待が発生する頻度:</li> <li>3. 虐待が発生するきっかけ:</li> </ol>		4	*		
<ol> <li>1. 虐待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>2. 虐待が発生する頻度:</li> <li>3. 虐待が発生するきっかけ:</li> </ol>	× ×				
<ol> <li>1. 虐待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>2. 虐待が発生する頻度:</li> <li>3. 虐待が発生するきっかけ:</li> </ol>		*:			
<ol> <li>1. 虐待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>2. 虐待が発生する頻度:</li> <li>3. 虐待が発生するきっかけ:</li> </ol>					
<ol> <li>1. 虐待が始まったと思われる時期: 年 月頃</li> <li>2. 虐待が発生する頻度:</li> <li>3. 虐待が発生するきっかけ:</li> </ol>		<u> </u>			
<ol> <li>虐待が発生する頻度:</li> <li>虐待が発生するきっかけ:</li> </ol>	1 春年が始十二十七円もより吐物。				
3. 虐待が発生するきっかけ:	1. 虐待が始まったと思われる時期	#	月頃		
3. 虐待が発生するきっかけ:					
3. 虐待が発生するきっかけ:					
3. 虐待が発生するきっかけ:					
3. 虐待が発生するきっかけ:	·			A-s	
3. 虐待が発生するきっかけ:	3.			**	
3. 虐待が発生するきっかけ:				~	
3. 虐待が発生するきっかけ:			× .		
3. 虐待が発生するきっかけ:					
		100 m		n en o	
	2. 虐待が発生する頻度:			i sa c	
	2. 虐待が発生する頻度:	w e		it is an o	
	2. 虐待が発生する頻度:				
	2. 虐待が発生する頻度:				
	2. 虐待が発生する頻度:			in the second of	
	2. 虐待が発生する頻度:			in the second of	
	2. 虐待が発生する頻度:				
	2. 虐待が発生する頻度:				
	2. 虐待が発生する頻度:				
4. 虐待が発生しやすい時間帯:					
4. 虐待が発生しやすい時間帯:					
4. 虐待が発生しやすい時間帯:					
4. 虐待が発生しやすい時間帯:					
4. 虐待が発生しやすい時間帯:					
4. 虐待が発生しやすい時間帯:					
4. 虐待が発生しやすい時間帯:					
4. 虐待が発生しやすい時間帯:					
4. 虐待が発生しやすい時間帯:					
	3.虐待が発生するきっかけ:				

#### 【事実確認調査当日の施設・事業所への指示・指導】 事実確認調査責任者 (決定権者) □明らかな虐待が確認又は施設・事業者から虐待の報告があり早急に対応が必要 →指示・指導等 指摘の有無 □事実確認のみを行い、市町村にもどり検討 □その他( □通報対象となった障害者の安全が確保されていない ①障害者の安全確保について □通報対象外の障害者の安全が確保されていない 指示・指導内容 (指示・指導を行っ た場合) 施 設 指示・指導に対する (事業所 施設・事業所の回答 大確定 ②虐待を行った職員について (特定された場合) 確認調査当品の名の指示・ 指示·指導内容 (指示・指導を行っ 月指 た場合) 指示・指導に対する 状 施設・事業所の回答 況 ③その他の指示・指導事項 指示・指導内容 (指示・指導を行っ た場合) 指示・指導に対する 施設・事業所の回答 【事実確認の内容について関係機関等への連絡】 特記事項 通報者 □連絡(連絡日□ 年 月 日( )連絡者: ) 特記事項 家族•後見人等 □連絡(連絡日: 年 月 日()連絡者: ) 特記事項 都道府県 □連絡(連絡日: 年 月 日()連絡者: ) 特記事項 支給決定者 □連絡(連絡日: 月 日()連絡者: )

公益社団法人日本社会福祉士会作成 「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待対応帳票Ver I」 (出典:東京都健康長寿医療センター研究所(東京都老人総合研究所)、神奈川県作成帳票類を参考に作成)

特記事項

特記事項

)

月

年 月

日()連絡者:

日()連絡者:

警察

その他

□連絡(連絡日:

□連絡(連絡日:

ш 蓝 Щ 担当者 欄 (例) # Ш 栽 展 初回計画作成日 氷 寐 町 # 展 퐱 会議日時:

虐待対応ケース会議記録・計画書(1)~判断会議用

第1表

障害者本人氏名 計画作成者所属

計画作成者氏名	名			会議日時:  年	月 目 時 分~	時分
会 議目的			出席者	所属: 氏名 所属: 氏名 所属: 氏名	所属:	-
   虐待事実の   判断	□虐待の事実なし □虐待の事実あり →□身体的虐待 □性的虐待 □心	□判断できず	事実確認調査の総	□事実確認を継続(期限を区切った継続方針 □専門家・関係機関への意見職取( □都道府県への対応・協力依頼	方金ト)	_
虐待の内容と 判断根拠	いつ どこで 離が 離から 氏名 何をされたか	職種	<b>₩</b>	□その他( □緊急保護 □入院 □通院 □他施設転居 【措置の適用】 □有:	标居 ⇒ (	<u> </u>
緊急性の有無の対断の対断	判断根拠:   □緊急性なし   □緊急性あり :		を記しています。	□無□機討中(理由:	A .	^
緊急性の内容と判断根拠	□入院や通院が必要 □障害者本人、家族 □虐待者が変わりな。 □その他(	(重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等) ・後見人等が保護を求めている く勤務している	STATE OF THE STATE	□成年後見制度又は日常生活自立支援事業の活用 □経済的支援(生活保護相談・申請/各種減免手続き等) □その他(	業の活用 種蔵免手続き等)(	~~
			路。 电栅	□施設・事業所に対する改善指導の必要性 □施設・事業所からの改善計画の提出要請 □虐待者への指導、勤務変更等	杜 禮	a-1
総合の数なのである。	22	1 65	 	□障害者総合支援法に規定する勧告・改善命令処分 □その他(	善命令処分 )	
※ - / / / / / / / / / / / / / / / / / /	w F		関係者・ の対域関	□都道府県への報告 □関係部署・関係機関への連絡 ( □通報者への対応 ( □その他 (		

公益社団法人日本社会福祉士会作成 「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待対応帳票Verl」 (出典:東京都健康長寿医療センター研究所(東京都老人総合研究所)作成帳票類を参考に作成)

9	
(例)	担当者
決裁欄	係長
	課 長

1			Į				黙	麻	平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 中 一 中 一 中 一 中 一 中	
どのように関係機関・担当者等実施目時・期間	通便先		細語	加	,=					
	「順位			ź		何を・どのように	関係機関・担き	当者等		評価日
	變色			50.	,					
		- Set	4	15					e B	. 2
		21					-		1	
	与布			3				ЭНТ,		2
	摇毂•						*		-	
								c	-	
				-20		1-	1		41	
	医梅				ē				io	
		-		-	-				54	
						. ?				

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

公益社団法人日本社会福祉士会作成 「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待対応帳票Ver I」 (出典:東京都健康長寿医療センター研究所(東京都老人総合研究所)作成帳票類を参考に作成)

# アセスメント要約票

対応計画\_\_\_\_回目用

セスメント要約日: 年 月 日( ) 要約担当者:	
害者本人氏名: 性別・年齢:□男□女 歳 居所: □自宅 □入所・院	
居所の希望:□在宅 □現在の施設での入所継続 □他施設への入所 □不明	
居所・今後の   虐待者(疑いを含む)との分離希望: □有 □無 □不明(	)
・ 性格上の傾	
f │向、こだわり、│ 5 │ 対人関係等 │	
対入関係等	難 □不明
	JAE □-1-91
計	強ける 体)
博香名の仏態   生活息紙・口息紙でメガかは「しているわて40(無太が、無及心、おじた、品をためらう、八百と	正いる、 47
最近の状況:□職員への暴言や暴力がある □不穏な状態が続いている	
	虐待
連絡の取れる親族・後見人等(キーパーソン)】	97
The state of the s	[
氏名: 本人との続柄: 住所: 電話番号: 電話番号:	
健康状態等】	
疾病·肠内:   SLIT.E:	1
受診状況: 服薬状況(種類):	
BUNDANCE . SINIT CHANT CANT CENTER	2 7
具体的症状等⇒	
障害支援区分 : □非該当 □区分( ) □申請中(申請日: 年 月 日) □未申請	4x*\
生活状況の変化:□体重減少 □食欲減退 □身体の異臭や汚れ □住環境が不適切(異臭・汚れ・乱雑、冷暖房の欠如	等)
□医療処置がなされていない □その他(	)
	□疑い)
精神状態 : □認知症(□診断あり □疑い)→認知症の程度、周辺症状(	)
□うつ病(□診断あり □疑い) □その他(	)
危機への対処】	8
危機対処場面において:□自ら助けを求めることができる □助けを求めることが困難	
避難先・退避先 :□助けを求める場所がある ( ) □ない	
支援の状況	A .
□支援に対する拒否がある(拒否される場面:	,   [
□身体拘束の有無、場面・状況(	)
□その他、当該障害者の支援に関する特記事項(	)
成年後見制度の利用】	
成年後見人等: □あり(後見人等: ) □申立中(申立人: /申立年月日: ) □なし	
各種制度利用】	
□介護保険  □障害者総合支援法   □その他(	)
<b>経済状況</b>	
収入額 月万円(内訳: □年金 万円、□工賃 万円、□その他 万円) 預貯金等万円 借金_	万円
1か月に本人が使える金額万円	
目 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.	1
具体的な状況(生活費や借金等):	
<b>央仲</b> 的な <b>八</b> 杌(生 <b>佰賀</b> や信金寺):	
具体的な状況(生活質や信金等):  □生活保護受給 □国民健康保険料滞納 □その他( )	
□生活保護受給 □国民健康保険料滞納 □その他( ) 金銭管理 : □自立 □一部介助(判断可) □全介助(判断不可) □不明	
□生活保護受給 □国民健康保険料滞納 □その他( )	)
□生活保護受給         □国民健康保険料滞納         □その他(         )           金銭管理: □自立         □一部介助(判断可)         □全介助(判断不可)         □不明           金銭管理者: □本人         □家族・後見人等         □施設・事業所(金銭預かり契約)         □その他(           【生活状況】         【生活状況】	)
□生活保護受給         □国民健康保険料滞納         □その他( )           金銭管理 : □自立         □一部介助(判断可)         □本明           金銭管理者 : □本人         □家族・後見人等         □施設・事業所(金銭預かり契約 )         □その他(           【生活状況】         食事(□一人で可□一部介助□全介助□拒否□不明)	)
□生活保護受給 □国民健康保険料滞納 □その他( ) 金銭管理:□自立 □一部介助(判断可) □全介助(判断不可) □不明 金銭管理者:□本人 □家族・後見人等 □施設・事業所(金銭預かり契約 ) □その他( 【エコマップ】 【生活状況】 食 事(□一人で可 □一部介助 □全介助 □拒否 □不明) 調 理(□一人で可 □一部介助 □全介助 □拒否 □不明)	)
□生活保護受給       □国民健康保険料滞納       □その他(       )         金銭管理:□自立       □一部介助(判断可)       □本門         金銭管理者:□本人       □家族・後見人等       □施設・事業所(金銭預かり契約)       □その他(         【生活状況】       食事(□一人で可□一部介助□全介助□拒否□不明)         調理(□一人で可□一部介助□全介助□拒否□不明)       □全介助□拒否□不明)         移動(□一人で可□一部介助□全介助□拒否□不明)	)
□生活保護受給 □国民健康保険料滞納 □その他( ) 金銭管理 : □自立 □一部介助 (判断可) □全介助 (判断不可) □不明 金銭管理者 : □本人 □家族・後見人等 □施設・事業所 (金銭預かり契約 ) □その他( 【エコマップ】 【生活状況】 食 事 (□一人で可 □一部介助 □全介助 □拒否 □不明)	)
□生活保護受給 □国民健康保険料滞納 □その他( ) 金銭管理 : □自立 □一部介助 (判断可) □全介助 (判断不可) □不明  金銭管理者 : □本人 □家族・後見人等 □施設・事業所 (金銭預かり契約 ) □その他 ( 【エコマップ】	)
□生活保護受給       □国民健康保険料滞納       □その他(       )         金銭管理:□白立       □一部介助(判断可)       □本明         金銭管理者:□本人       □家族・後見人等       □施設・事業所(金銭預かり契約)       □その他(         【生活状況】       食事(□一人で可□一部介助□全介助□拒否□不明)         調理(□一人で可□一部介助□全介助□拒否□不明)       □全介助□拒否□不明)         移助(□一人で可□一部介助□全介助□拒否□不明)       □全介助□拒否□不明)         掃除洗濯(□一人で可□一部介助□全介助□拒否□不明)	)
□生活保護受給 □国民健康保険料滞納 □その他( ) 金銭管理 : □自立 □一部介助 (判断可) □全介助 (判断不可) □不明 金銭管理者 : □本人 □家族・後見人等 □施設・事業所 (金銭預かり契約 ) □その他 ( 【生活状況】 食 事 (□一人で可 □一部介助 □全介助 □拒否 □不明) 務 動 (□一人で可 □一部介助 □全介助 □拒否 □不明) 育 物 (□一人で可 □一部介助 □全介助 □拒否 □不明) 指除洗濯 (□一人で可 □一部介助 □全介助 □拒否 □不明) 持除洗濯 (□一人で可 □一部介助 □全介助 □拒否 □不明) 持除洗濯 (□一人で可 □一部介助 □全介助 □拒否 □不明) 排 泄 (□一人で可 □一部介助 □全介助 □拒否 □不明) 排 泄 (□一人で可 □一部介助 □全介助 □拒否 □不明) 服薬管理 (□一人で可 □一部介助 □全介助 □拒否 □不明)	
□生活保護受給       □国民健康保険料滞納       □その他(       )         金銭管理:□白立       □一部介助(判断可)       □本明         金銭管理者:□本人       □家族・後見人等       □施設・事業所(金銭預かり契約)       □その他(         【生活状況】       食事(□一人で可□一部介助□全介助□拒否□不明)         商額       理(□一人で可□一部介助□全介助□拒否□不明)       □全介助□拒否□不明)         移助(□一人で可□一部介助□全介助□拒否□不明)       □全介助□拒否□不明)         掃除洗濯(□一人で可□一部介助□全介助□拒否□不明)       □全介助□拒否□不明)         入浴(□一人で可□一部介助□全介助□拒否□不明)       □全介助□拒否□不明)         排泄(□一人で可□一部介助□全介助□拒否□不明)	□不明)

公益社団法人日本社会福祉士会作成 「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待対応帳票Ver I」 (出典:東京都健康長寿医療センター研究所(東京都老人総合研究所)作成帳票類を参考に作成)

Ⅱ. 虐待者(疑いを含む)の情報 面接担当者氏名:	虐待発生 リスク
【唐待者(疑いを含む)1の状況】	
虐待者(疑いを含む)1氏名: 性別・年齢: □男 □女 歳 施設・事業所名:	
職 位:□理事長 □施設長 □管理職 □サービス管理責任者・主任・リーダー □一般職	]
職 種:□支援員 □看護職員 □生活相談員 □相談支援専門員 □事務職 □その他(送迎、清掃、他)	
保有資格:□介護福祉士 □介護職員初任者研修修了者 □看護師 □社会福祉士 □社会福祉主事任用資格 □相談支援専門員 □その他 ( ) □特になし	
経験年数:年か月 当該施設・事業所での勤務年数:年か月	
勤務状況:月日勤務(夜勤日/月・早番日/月・遅番日/月) 雇用形態(□常勤、□非常勤、□派遣)	
特記事項(虐待者(疑いを含む)の性格的な偏り、利用者への言葉遣いや態度、勤怠状況、健康面での課題等)情報提供者:	1
【虐待等の発生時の状況、理由】(虐待者(疑いを含む)の面接結果等から記載)	
【被虐待障害者への支援】	
□被虐待障害者の支援に負担感を感じている(具体的な場面等を記入)	
□支援方針の理解が十分できていない    □支援方針に則った支援の実践ができていない	
□建物構造、介護機器や設備、配置等で介護がしづらい  □その他(    )	
【障害者虐待防止や身体拘束廃止、行動障害に対する支援への意識や取り組み】	. Fore
□障害者支援に携わる専門職としての倫理観に問題がある  □障害者虐待防止・身体拘束廃止にむけた意識や取り組みが不十分	
□行動障害への支援に対する知識・技術が不十分    □その他(     )	
【勤務体制】	
□夜勤時、職員数が少なく負担を感じる □夜勤回数が多く負担を感じる □職務分掌が明確でなく負担を感じる	
□その他(	5 1
【職場環境(コミュニケーション、運営等)】	
□相談できる人がいない □上司や同僚、他職種間でコミュニケーションが取りにくい □その他 ( )	3.7
【待遇面】	
□待遇面で不満がある(	
【虐待者(疑いを含む)2の状況】	
虐待者(疑いを含む)2氏名: 性別・年齢: □男 □女 歳 施設・事業所名:	
職 位:□理事長 □施設長 □管理職 □サービス管理責任者・主任・リーダー □一般職	1
職 種:□支援員 □看護職員 □生活相談員 □相談支援専門員 □事務職 □その他(送迎、清掃、他)	İ
	1 _
経験年数:年か月 当該施設・事業所での勤務年数:年 か月	
勤務状況:月日勤務(夜勤日/月・早番日/月・遅番日/月) 雇用形態(□常勤、□非常勤、□派遣)	
特記事項(虐待者(疑いを含む)の性格的な偏り、利用者への言葉遣いや態度、勤怠状況、健康面での課題等)情報提供者:	
A STATE OF THE STA	
<b>【虐待等の発生時の状況、理由】</b> (虐待者(疑いを含む)の面接結果等から記載)	
	2 □
【被虐特障害者への支援】	
□被虐待障害者の支援に負担感を感じている(具体的な場面等を記入)	V 18
□支援方針の理解が十分できていない    □支援方針に則った支援の実践ができていない	= >:
□建物構造、介護機器や設備、配置等で介護がしづらい □その他 (	
【障害者虐待防止や身体拘束廃止、行動障害に対する支援への意識や取り組み】	
□障害者支援に携わる専門職としての倫理観に問題がある □障害者虐待防止・身体拘束廃止にむけた意識や取り組みが不十分	
□行動障害への支援に対する知識・技術が不十分 □その他( )	1
【勤務体制】	
□夜勤時、職員数が少なく負担を感じる □夜勤回数が多く負担を感じる □職務分掌が明確でなく負担を感じる	
□その他(	
[職場環境(コミュニケーション、運営等)】	
□相談できる人がいない □上司や同僚、他職種間でコミュニケーションが取りにくい □その他 ( ) 【 <b>待遇面</b> 】	
□待遇面で不満がある(	

Ⅲ. 施設・事業所の状況	虐待発生 リスク
【障害者の支援に関する取り組み】	
□障害者の状態に応じたアセスメント、支援計画の作成・評価・変更が十分行われていない	
□行動障害などで支援が困難な場面での対応方針が立てられていない  □職員間で対応方針が共有化されていない	
□サービス担当者会議の開催頻度が少ない  □サービス担当者会議に家族や専門職が参加していない	
E CAIR (	
【虐待防止に関する施設・事業所全体の取り組み】	
□方針が不明確 □マニュアルやチェックリスト等が未整備	
□虐待発生時・発見時の対応のしくみ(通報報告窓口等の設置)、周知が不十分  □その他(      )	
【身体拘束廃止に関する施設・事業所全体の取り組み】	
□方針が不明確 □マニュアル等が未整備 □緊急やむを得ない場合の対応のしくみや記録が不十分	
□身体拘束廃止にむけた現場での取り組みが不十分 □その他(            )	
【権利擁護、障害特性、支援の質の向上に関する研修体制】	
(組織内での研修回/年 参加者延べ名、管理者の参加:有・無) (外部研修会への参加:有・無回/年 参加者数名)	9,14
【事故への対応体制】	
□事故の発生が多い  □事故・ヒヤリハットの報告体制ができていない  □事故報告が市区町村に報告されていない	-
□家族等への連絡がなされていない  □事故やヒヤリハットの再発防止に向けた取り組みがなされていない・不十分	
□その他(	
【身体拘束廃止や利用者の権利擁護を検討する委員会活動等】	
□利用者の権利擁護を検討する委員会がない □委員会はあるが十分な検討が行われていない  □開催回数が少ない	
	1
□その他(	
【苦情処理の体制】	_
□苦情処理窓口が周知されていない □苦情処理マニュアルが作成されていない □マニュアルが適切に運用されていない	
□第三者委員やオンブズマンを配置していない □その他( )	
【開かれた施設・事業所運営】	
□サービス評価(第三者評価・自己評価)を実施していない □地域住民との交流機会がない □ボランティアや実習生の受入がない	
□家族会などを通した家族との連携や参加のしくみがない □家族への連絡や報告がない・頻度が少ない	
□サービス計画や各種記録の閲覧が制限されている    □障害者への面会に制限がある  □管理者との面会に制限がある	11
゚□その他( )	
【業務負担軽減への取り組み】	
□基準以下の職員体制である  □夜間帯の職員が不足している □看護師等専門職が不足している  □無資格者が多い	
□役割分担が明確化されていない □ストレス等への配慮が不十分 □その他(	
『職員の相談体制、評価システム』	1.6
□職員から相談を受けるしくみがない □人事考課を行っていない □職員トラブルが多い □その他(	, 🗆
【業務改善への取り組み】	18
日来の以下 の取り起かれた T ガー・	虚待発生
Ⅳ.その他(家族・後見人・通報者・近隣・地域住民・民生委員・相談支援専門員・医師等関係機関からの情報、関わり等)	リスク
□事故等の発生が他の施設・事業所に比べて多い  □周りから虐待等の相談がよく入る	
〔全体のまとめ〕:I ~IVで抽出された虐待発生の要因の結果を踏まえて、分析、課題を整理する。	
※計画書(1)の「総合的な対応方針」、計画書(2)の「対応因難な課題/今後検討しなければいけない事項」に	反映す
I. 障害者本人	
7. IFH H1174	
  Ⅱ. 虐待者 (疑いを含む)	
11. 万円で有(元く)を自任)	*
777 4714M AL-M-1 (4014M	
皿. 組織体制(組織の抱える問題等)	
IV. その他(家族・後見人・通報者・近隣・地域住民・民生委員・相談支援専門員・医師等関係機関からの情報、関わり等)	
V. 今後の課題	

2015   1995	第1表		あなせって、この報告の	小型性 (4)	=	次 数	裁欄(例)
計画作成政権			高さがら、一く対象的契			承	$\vdash$
計画作成政階   見道し   指電解除   指検移籍   計画作成政階   1 回   加回計画作政   4 月 日   分 目   金 月   分 間   加			#2 #				
計画作成日   1   1   1   1   1   1   1   1   1	障害者本人氏名		12				虐待終結
中国   中国   中国   日   日   日   日   日   日   日   日   日	計画作成者所屬		8		-	1(初回計画作成日	
所属: 年 月 日 時 分~ 時 所属: 圧名 所属: 下口名 下足名 下足名 下足名 下足名 下足る 下口名	計画作成者氏名				計画作成日:		
所属: 氏名   所属:   上版者   所属:   所属: 氏名   所属:   所名:   而る:   而 :   而					枡	月日時	盐
山麻者   所属: 氏名   所属: 氏名   所属: 所属:   大名   所属:				別		所属:	氏名
所属: 氏名   所属:   ではスメント要約票」の皿: 「Vを集約する	女 総 日 経					所属:	氏名
所属: 氏名   所属:   関係者・関連機関マップ	大器 THI					所屬:	氏名
※ 「アセスメント要約票」のII、				是		所属:	氏名
※「アセスメント要約票」				8)	関係者・関連権	機関マップ	
	障害者本人の				要約票」のII、IVを集約する	**	25
	意見·希望			2			
	0						
	家族·後見人	2.5					
	等の意見・希望	F1		ű			
	ĸ			1			
## # # # # # # # # # # # # # # # # #	整 画 制 署	e		ž.			
総合的な対応 方針 大学アマスメント要称を含まれています。 大学	の意見・希望						
総合的な対応 方針 ※「アセスメン ト要約票」全体							
総合的な対応 方針 ※「アセスメント要約票」全体		×.1	A				
総合的な対応 方針 ※「アセスメン ト要約票」全体							
総合的な対応 方針 ※「アセスメン ト要約票」全体 では、よい。		2.					
総合的な対応 方針 ※「アセスメン ト要約票」全体	10	ā					
*/「アセスメン ト要約票]-全体 ラユ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ	総合的な対応						
ト要約票」全体のサードをよっては、	グド ※「アセメメン						
	ト要約票」全体のサールを			×			

公益社団法人日本社会福祉士会作成 「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待対応帳票Ner I」 (出典:東京都健康長寿医療センター研究所(東京都老人総合研究所)作成帳票類を参考に作成)

200   20	×				1	T. T.
目標	2				<u>*</u>	H, H
目標   何を・どのように   関係機関・担当者等	0.5		a a		100	
日標		and mak	ğ		的な役割分担)	9
(唐徐終結に向けた課題等を記載) 計画評価予定日 年 月		聯盟	日標	何を・どのように	担当者等	実施日時・期間/評価日
(連移終結に向けた課題等を記載) 計画評価予定日 年 月	0.0				8.	
(連存終結に向けた課題等を記載) 計画評価予定日 年 月	₩ <del>////////////////////////////////////</del>			*		
(連待終結に向けた課題等を記載) 計画評価予定日 年 月	- 型:	-	e e	0.00	F37	
(虐待終結に向けた課題等を記載) 計画評価予定日 年 月	存施	5		A 25 A A A A A A A A A A A A A A A A A A	ā:	
(虐待終結に向けた課題等を記載) 計画評価予定日 年 月	掲	3		9	1	8
(虐待終結に向けた課題等を記載) 計画評価予定日 年 月	設・事業	3		ж ъ		
(連待終結に向けた課題等を記載) 計画評価予定日 年 月	<b>米</b>			2 ×	i.	
(虐待終結に向けた課題等を記載) 計画評価予定日 年 月	関係者				72	
(虐待終結に向けた課題等を記載) 計画評価予定日 年 月	通報布					
(虐待終結に向けた課題等を記載) 計画評価予定日 年 月	かの割	2	200			×
	付応が困	唯な課題/今後検討しなければならない事		計画評価予定日	A H	
			22			

公益社団法人日本社会福祉士会作成 「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待対応帳票Ver I」 (出典:東京都健康長寿医療センター研究所(東京都老人総合研究所)作成帳票類を参考に作成)

※記入欄が足りない場合は、様式を迫加して記入

414										
a 古 有	障害者本人氏名	To the state of th			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					C
十画作	<u>計画作成者                                    </u>		· ·		計画評值: 一份難口罪:	回田	記入年月日 月 日	時名	宝 也	<sup>□</sup> �
					300	4 7			4.4	
会議	会議目的		4	15	四馬 田席者 所屬: 所屬:	<b>以</b> 氏 氏 免 名 名 名	丹馬 所属 所属		<b>以</b> 民民 名名名	
課題番号	目標 ※計画書(2)の「目標」欄を記載	実施状況(離がどのように取  計画通りの役割分担・対応プ   か場合には、ロビチュ	こ取り組んだか) 応方法を実施し チェック	確認	<b>旛認した事実と日付</b>	3	目標及び対応方法の 目標及び対応方法に変更の場合、	目標及び対応方法の評価 5方法に変更の場合、(	評金の	内に記載
							□目標達成 □目	□目標の継続	□対応方法の継続	10.7
				8	12	*		□目際の変更	対応力符の後更	
					*)	]	○その他(			
			0				□目標達成 □目	□□極の継続□□軸の無能	□対応方法の総続□サポーギの振動	
-		×						帰り変更	□対応力符の後尺)	
							「水の街(		` ^	
					20		□目標達成 □目	□目標の継続	□対応方法の継続	<b>,</b>
-	8							標の変更	口対応方法の変更	٠
							~ ~ ~ ~			
1							ا ا -	The second second		
							二三条通及 二百二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	日保の継続  目標の変更	□対応方法の権続□対応方法の後更□	
						553	$\smile$			
						_	□その他 (		^	
			=				□目標達成 □目□□目□□目□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	<ul><li>□目標の継続</li><li>□目標の変更</li></ul>	□対応方法の継続 □対応方法の変更	16.7
	4						$\smile$		^	4
			26	14		1			(	
			8				□目標達成 □目 □目 □目 □目	目標の継続 目標の変更	□対応方法の継続 □対応方法の変更	10.7 · ·
							こからあっ		1	
	要件		判定	障害者本人、家族	家族・後見人等の状況(意見	·希望)	₹×	事業所の状況	(意見・希望)	
虐待発		持が解消されている	□確認済					(6)		
_		じていない	口確認済							
ティントシー		<b>産成された</b>	□確認済						9	
		<b>続し</b> て行むれている	□確認済							
	た場合の対応策が	帯じられている	□確認済					- 1		
Mintz.	とめ ( 年	月 日現在の状況)				新たな	新たな対応計画の必要性	- 1	※計画書(1)(2)へ反映	A
1. 庫待	唐待対応の終結	1	●□通常の実施指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・定期監査		「一番たな」	□新たな改善指導の実施□無されませば、	¥.		
2. 現在3. アセ	4.現在の道存込ら計画に各にありさどらを務然(次回評価日3.アカスメント、 唐待対応計画の見直し		人 文可明   人 公型的   人 公型的	公岡電宜アルロ 定期的に監査を実施(4	年ごと)	こがには	ログによび音引回い近日を受調 D法に基づく勧告・改善命令処分	8.数晶 命令処分		
4. 20	その街(					「トの名				_

相談・通報・届出受付票

電話 □自宅 □ 内 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	艺者
氏 名	
### 2 所	<b>」□医療機関</b>
E-mail   連絡の可容	5
□離析内容の   担連状況   図望等   「本業所の状況   事業所名   事業権別   事業所名   事業権別   事業所名   事業権別   電話   信託   信託   信託   信託   信託   信託   信託   信	
注題状況   三本語のの状況   三本語のの状況   三本語の   三本語の	. (
事業所名         事業種別           所在地         電話           備考         (株人の状況)           氏名         (保験者)           (世別)         (口男口女)           (保験者)         (日当該市町村)           (日)         (日本)           (日)         (日本)           (日)         (日本)           (日本)	)
事業所名         事業種別           所在地         煮 話           備 考         (本人の状況)           氏名         □未確認         生年月日         □明治□大正□昭和□平成         年           性別         □男□女         保験者         □当該市町村 □他市町村(         日	
所在地	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :
# 考 [本人の状況] 氏 名	249
【本人の状況】       氏名       □末確認       生年月日       □明治□大正□昭和□平成       年         性別       □男□女       保険者       □当該市町村       □他市町村(         居所       □自宅 □施設(       ) □石の他(         世所       □不明       全の他連絡先       □不明         世間       □本の他連絡先       □不明       生活保護受給       □なし       □あり(         山田サービス       □不明       生活保護受給       □なし       □あり	ST 138
氏名       □未確認       生年月日       □明拾□大正□昭和□平成       年         性別       □男□女       保険者       □当該市町村       □他市町村(         居所       □自宅       □流数(       ) □清院(       ) □その他(         電話       □自宅       □不明       その他連絡先       (         産者状況       □不明       生活保護受給       □なし       □あり         経済状況       □不明       生活保護受給       □なし       □あり         利用サービス       □不明       相談支援専門員       □なし       □あり         財際書の開示       □所示       □不明       財力を受力を受力を受力を受力を受力を受力を受力を受力を受力を受力を受力を受力を受力	
性 別	
世 別	月 日 歳 □不明
世 所	)
電話 □自宅 □携帯	)
電 話 □携帯	票登録住所 口同左 口異
経済状況  年 金 □あり ( ) □なし □不明 生活保護受給 □なし □あり 利用サービス □不明 相談支援専門員 事業所への 障害の開示 □非開示 □不明 就労支援 サービスの有無 □あり ( ) ① □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	(続柄: ).□不明
年 金 □あり ( ) □なし □不明 生活保護受給 □なし □あり 利用サービス 事業所への 障害の開示 □ 非開示 □ 不明	) 口無 口不見
利用サービス	□不明
事業所への 障害の開示       □開示 □非開示       □不明         就職日       年 月 日       財力・ビスの有無       □あり(         状態       □助けを求めている □訴えがない (無反応) □その他(       )         【家族等の状況】       氏名       □不明       「個報者に同じ □不明         性別       □男       □女       続柄       「個報者に同じ □不明         連絡先       □知っている(□通報者である)       「日報者である)	□不明
下下   「	口不明
大 能	
【家族等の状況】	)口なし 口不明
(家族等の状況)         氏名       □不明         性別       □男       □女       続柄         住所       □ 通報者に同じ       □不明         連絡先       □通報者に同じ       □不明         通報内容       □知っている(□通報者である)	□不明
性 別	0
家族 住所 〒 □通報者に同じ □不明 連絡先 □通報者に同じ □不明 □知ので □知っている (□通報者である)	家族構成】
家族 住所 □通報者に同じ □不明 連絡先 □通報者に同じ □不明 □加報者に同じ □不明 □知っている (□通報者である)	
□知っている(□通報者である)	7 - 7
7 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	
□ 団 団 田 日 田 日 田 日 田 日 田 日 田 日 田 日 日 日 日 日	3 × · · ·
□なし □補助 □保佐 □後見 □任意後見 □申立て中(□補助 □保佐 □後見)	□不明
氏 名 (法人名:担当者名)	□不明
後見人連絡先	□不明
通報内容 □知っている (□通報者である) □知らない □不明	
備考	Đ

# 【主訴・通報の概要、虐待(疑い)の状況】

ź						40				
to ak to to					a .					-
相談内容				ř						
								5	**	
	年	月	日( )				_			
発生日時	午前/午後	時	分頃		発生	場所				
虐待を行った										
疑いのある使				□ネ	复数 □7	明 役職				
用者又は特徴									2.	口不明
	□平手打ちを	でする、殴っ	る、蹴る、つ	ねる、やけどさ	せる、首	を絞める、異物	を飲ませ	とる・食べさせる		
	ロナイフやク	ケ刀などを打	版り回される:	など、恐怖を感	じる態度					
	□閉じ込める	5、縄や手針	定などで拘束	する		Ä.				
	□休憩時間が	らたられれ	ない、トイレ	に行かせてくれ	ない、食	事をとらせてく	れない			
	□身体を触り	っれる、卑犯	隈な言葉を言:	われる、性的行	為を強要	される				
	□怒鳴る、0	つのしる、	「辞めさせる・	ぞ」など威嚇的	な発言や	態度				
	□「バカ」	「死ね」「泊	汚い」など侮!	辱的な発言や態	度		5			
	□「来るな」	「休め」	「来てもさせ	られる仕事はな	い」と言	<b>りれる</b>				
	□「休むな」	と言われ	る、休むと叱	られる						
	  □無視される	5、仕事を	数えてくれなり	<b>(</b> )						
	□長時間勤務	そや残業が	多い、休日を	もらえない、有	給休暇で	はなく欠勤あつ	かいにた	. გა	383	
虐待の可能性	1		要な業務をさ						5	
(具体的行為)	□仕事が与え									
	, -		話しかけて	も無視される						
				くても防寒着を	与ラアく	れきい				
					-		領される	る、残業代などの	モ当てがわい	
			け・贈与する。		\ M441 \ \	TAN 5 100/13 194	IBA CA VA	J. 22 *   Wa C V	T= (%,%,	
	□その他	ZEEG C HI	1 74 7 7 6	C / JMX / U						
- 15.										
	:e: X		7. 1h							
									G .	
										2 2
情報源	□実際に見た	 と・聞いた	□本人から	聞いた □従業	員から聞い	ハた 口その他	( )		)	-
	1						77			
			(a)							
##=n=#=	6.5									
特記事項		7.7		19						
· ·										
										· ·
						Ni Ni				
【虐待の可能性	(通報段階)	1				0				
虐待の可能性	□身体的虐待		□性的虐待		理的虐待		棄・放置	骨の疑い □経	済的虐待の疑い	
(通報段階)			ハが不適切な				700		)	
[A# a##]			4	,						
【今後の対応】										
□使用者によ	る障害者虐待	の疑いとし	/て対応							
□障害者	虐待通報受付	対応所管調	長への報告	( 月	日 (	)午前/午後	時	分)		
	署への報告			( 月	日 (	)午前/午後	時	分/担当者:	)	
			1 1 1 3 A						,	
□事実確	認に向けた検	討会議の開	權予定	(月	日 (	)午前/午後	時	分~/場所:	)	
□都道府	県への連絡			( 月	目 (	)午前/午後	時	分/担当者:	)	
□その他(									)	

# 情報共有・協議票

	協議日時協議参加	: 者:	年 月 日( )午前/午後 時 分	決定者:
【基本	情報】			1
障害	香本人	氏名: □特定	できず	生別:男・女・不明 年齢:歳・不明
專	業所	名称: 業種	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	主所:
【情報 1.	収集依頼項 関係部署		額裏項	
障害者			□年齢 □性別 □障害者手帳の有無 □障害福祉サービス利用状況 □障害の種別 □成年後見人等の有無 □自立支援医療	依頼日時 (月日()午前/午後時分) 依頼先 ()依頼者 ()
本人の	就労	状 況	□雇用契約書 □給与明細 □就職に関する利用サービス等	依頼日時 (月日()午前/午後時分) 依頼先 ()依頼者 ()
情 報	その	他		依頼日時(月日()午前/午後時分) 依頼先())佐頼者()
す事 る業 情所	使用者	虐待	□ (過去) 虐待が疑われる通報等の有無 □ (過去) 虐待の有無と対応状況	依頼日時 ( 月 日 ( ) 午前/午後 時 分) 依頼先 ( ) 依頼者 ( )
報に関	その	他		依頼日時(月日()午前/午後時分) 依頼先() ) 依頼者()
2.	その他の関	連部署	等への依頼事項	
住	民 票	等	口住民票	依頼日時( 月 日( )午前/午後 時 分) 依頼先( ) 依頼者( )
生	活 保	護	□生活保護受給状況	依頼日時(月日()午前/午後時分) 依頼先()依頼者()
医		療	<ul><li>□事業所が加入する健康保険</li><li>□国民健康保険</li><li>□自立支援医療</li></ul>	依頼日時( 月 日( ) 午前/午後 時 分)   依頼先( )   依頼者( )
そ	。 の	他		依頼日時(月日()午前/午後時分) 依頼先() 依頼者()
3.	都道府県・	労働機	関等関係機関への依頼事項	¥ 0
労	働機	関	□事業所に関する情報 □同行	佐頼日時 (月日()午前/午後時分) 佐頼先 ()佐頼者 ()
保	健機	į Ę	□医療的ケア □同行	佐頼日時 (月日()午前/午後時分) 佐頼先 ()佐頼者 ()
就労	支 援	機関	□本人への支援状況 □事業所への支援状況 □同行	佐頼日時 (月日()午前/午後時分) 佐頼先 ()佐頼者 ()
そ	<sub>o</sub>	他		佐頼日時(月日()午前/午後時分) 佐頼先()佐頼者()

			事	実確認	忍準	備票					
事実確認の方法と 協議日時 :		( )	午前/午往	多時		分				39	
協議参加者:	1 21 H	,	1 1947   1	× "1		73	決定者				E
20 20 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 0						11	2.72				
	□任意調査 理由:	14				5			7		
事実確認調査 の 根 拠	<b>建</b> 田 .							2.			
_	555									_ 82	
事実確認調査日時	被虐待者:	年年	月 月	日(	-	午前/午往		·分			
7.4	□有(連絡予定		年	月 (月	_	午前/午1日(	を	<u>分</u> 後 時	分)		_
事業所への 事前連絡	連絡者:役職	H MT	氏名	Л		. , ,	・一門ノーで 絡相手:	<b>&amp;</b> №1	77)	□ ##	
	使用者による障	害者虐待		(部署名	9	X=1	рити .			)	_
	参加者:役職		氏名	(H) H		s 1	没職	氏名			
	役職		氏名			50.	<b>没職</b>	氏名			
	関係部署(部署	名。	-4-H				X-194	≯4-H′		)	_
事実確認調査	参加者:役職	-н -	氏名			,	没職	氏名		,	
の参加者	関係部署(部署	夕。	144				X48X	八石	_	)	_
181	参加者:役職	ч.	氏名			* 4	没職	氏名		Je: 7	
	事実確認調査の	現場責任		<b>z</b> .		,	役職	氏名			_
	□医療専門				补仝	<b>海祉士等</b> (	の福祉専門駅				_
57		1,7, - 2, 10	·		,		- Ibri Ive (1   1 / 1)	A 2 741	4.15		_
事前確認・調整署			a 1								
	□無□有	□事建	確認調查	実施の連	絡	□調査・	への同行依頼	頁			
		し口その	)他(							)	
都道府県との	[連携が必要な理	里由〕									
神通が殊との連携	口市町村が行う	事実確認	等に、事	業者が応	じな	い可能性は	が高い場合				
100	□重篤な事態が	想定され	い、早急に	章害者虐	待防	止法によ	る指導検査等	穿が必要と考え	られる場	合	
3	□指導等を繰返	している	事業所で、	都道府	県と	して早期に	介入が必要と	ヒ考えられる場	合		
**	□その他(									)	
White to a sale life	□無 □有	□通輔	内容に犯	作性が認	めら	れる場合	□事実研	を認の妨害があ	る場合		
警察との連携 の必要性		日市町		<b>府県職員</b>	<b>〜</b> の	脅し・恫	喝等危害を加	叩えられる場合	Gr.	)	
障害者の入院	□無□有						_				_
保護が必要な場合の調整							-				
家族・成年							+			×-	
後見人等への 連絡説明	□しない □する(	年	月	日 (	)	午前/午往	後時	説明者:	1,5	)	

【使用機材】

E 100/12 196 173 2					à	
□カメラ (	台) (	(口フィルム・メ	モリーカード/口予備電池)			
□ビデオカメラ	( 台)	(□テープ(	本) /口予備電池/充電の確認]	)		-
□ICレコーダー・	録音テープ	(台)	(□予備電池/□予備テープ)	□関係法令集		
□その他(	54					)

#### 【事実確認調査実施体制】

	美傩 認調宜 美施 時間	役割	担当者氏名	実施場所	使用書式等
開査前	午前/午後 時 分~	調査理由・根拠法の説明 協力依頼 (調査手順の説明等)	担当:		□身分証明書 □通知文書
	午前/午後 時 分~ 時 分迄	【 <b>虐待を受けた疑いのある障害者面接</b> 】 対象者 <u></u> 名 (氏名: ) (氏名: )	担当: 担当:		□面接調査票(障害者本人用)
	午前/午後 時 分~ 時 分迄	【その他の障害者面接】対象者名 (氏名: ) (氏名: )	担当: 担当:	4	□面接調査票(障害のあるその他 の従業員用)
	午前/午後 時 分~ 時 分迄	【使用者面接】対象者名 (職名・氏名: ) (職名・氏名: )	担当: 担当:		□面接調査票(使用者用)
	午前/午後 時 分~ 時 分迄	【主任・リーダー面接】対象者名 (職名・氏名: ) (職名・氏名: )	担当:	18	□面接調査票(現場主任・リーダー用)
周	午前/午後 時 分~ 時 分迄	【一般従業員面接】対象者名 (職名・氏名: ) (職名・氏名: ) (職名・氏名: )	担当:		□面接調査票(一般従業員用)
1	午前/午後 時 分~ 時 分迄	【 虐待を行った疑いのある使用者への面接】 対象者名 (職名・氏名: ) (職名・氏名: )	担当: 担当:		□面接調査票(虐待を行った疑いの ある使用者用)
	午前/午後 時 分~ 時 分迄	【その他関係者への面接】	担当: 担当:		a j
X .	午前/午後 時 分~ 時 分迄	各種書類等確認	担当:		□各種書類等確認票
1	午前/午後 時 分~ 時 分迄	事業所内の状況把握・点検	担当: 担当:		□事業所の状況把握・点検票
	午前/午後 時 分~ 時 分迄	全体の統括・調整	担当:		
調査	午前/午後 時 分~ 時 分迄	調査結果の確認と課長への報告 事業所に対する、当日の指示・指導内容 の検討	担当:		
至後	午前/午後 時 分~ 時 分迄	管理者への結果報告 指示・指導内容の伝達 今後の予定等の説明	担当:	in .	e
			Ä	8	3
	事実確認調査を拒				5
		用者が不在の場合 :			
		等で不在の場合 :			× ,
۔ ٰٰٰ	その他(	) :	^ ,	-	

【判断会議】
開催予定日時: 年 月 日( )午前/午後 時 分~ 開催場所:\_\_\_\_\_\_\_
会議参加者:\_\_\_\_\_\_

# 面接調査票 (障害者本人用)

)午前/午後

面接日:

	+>					面接	者:				記録者			
害者本人氏名				**		性別	□男	□女	生年月日	年	月	日生	年齢	
接場所	□居宅	□事業	(新内 (	(			2-1)	□来所	□その他	(				)
直接時の同席者	□無	□有(	氏名、	職種・職	位:									)
	発言	内容や	状態・	行動・見	態度なる	ど(見	聞きし	たこと	をそのまま	記入)				
障害者本人】※	章害者本。	人と面接	そした際	祭の発言	内容、	犬態・	行動	・態度や	面接者が気	<b>〔づいた</b>	こと等	を記	成	
		-												
	- 5													
4														
											5			5
a														
												72		
		¥.												
							-							
						,			0.00					
			*:					- 3						
		*									0			
A.							30				2		8	
障害者本人に関す	する情報】											39		
〇事業所従業員	からの情	報												
18											a			
											¥			
			7					7						
														,
**	-													
n e			7											
						1				. 02				
【第三者】(					)	からの	の情報							
									4					
											9			
	6	-												
	6	2								8				
	e e									8				
	é g									8				
	e o	N		ē		į		٠		5				

# 面接調査票(障害者本人用)ーチェックシート

### 【対象者の状況】

※1 「通」:通報があった内容にOをつける。「確認日」:事実確認調査で確認した日付を記入。 ※2 太宇項目の各項目が確認された場合は、緊急性の有無について適切な判断が必要。

	通	確認日	確認項目	サイン;当ではまるものがあれば〇で囲み、 他に気になる点があれば ( ) に簡単に記入	確認方法(番号に〇印又はチェック) 確認者(カッコ内に「誰が」、「誰 (何) から」を記入)1. 写真、2 目視、 3. 配録、4. 聴き取り、5. その他
			外傷等	顕部外傷(血腫、骨折等の疑い)、腹部外傷、その他(	1, 2, 3, 4, 5
	17		<b>全身份额</b> 。	部位: 大きさ: 全身衰弱、意識漲濁、その他( )	( )が( )から確認した 1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
身	П			重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、軽い脱水症状、その他(	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
体のは			栄養状態等	栄養失調、低栄養・低血糖の疑い、その他 ( )	1、2、3、4、5
伏態			精神症状	輸乱、自傷行為、過剰股薬、その他 ( )	1、2、3、4、5
<del> </del>			あざや傷	身体に複数のあざ、頻繁なあざ、やけど、刺し傷、打撲痕・腫張、その他 ( ) 部位: 大きさ: 色:	1、2、3、4、5
が等			体重の増減	念な体重の減少、やせすぎ、その他(	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
			出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え、その他(	1、2、3、4、5
			その他		1、2、3、4、5
T	Г		衣服の清潔さ	作業着の汚れやにおいの強さ、その他(	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認し
	Г		身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪、その他(	1、2、3、4、5
生			適切な食事	空腹を訴える、拒食や過食が見られる、その他(	1、2、3、4、5
活の			適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、その他(	1、2、3、4、5
状況			行為の制限	休憩できない、休日でも仕事にでかける、出動時間が早い、帰りが遅い 従業員と自由に会話ができない、長時間特定の部屋に入れられている その他 (	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認し
			勤務環境	異臭がする、極度に乱雑、冷暖房の欠如、その他(	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認し
			その他	ē, " A	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認し
	Г		恐怖や不安の訴え	「怖い」「痛い」「怒られる」「變られる」「静めさせられる」などの発言、	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認し
	Н		保護の訴え	その他 ( ) 「表される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」「会社に行きたくない」 「帰りたい」などの発言、その他 ( )	1、2、3、4、5 ( ) がら確認し
	Г		強い自殺念蔵	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す、その他(	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認し
話の			あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、その他(	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認し
内容			金銭の訴え	「 <b>給料をもらえない・少ない」「お金をとられた」</b> 「金銭を寄付・贈与させられた」 などの発言、その他 ( )	1、2、3、4、5
			性的事柄の訴え	「触られた」「骨されている」などの発言、その他(	1、2、3、4、5 ( ) が ( ) から確認し
			話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、その他(	1、2、3、4、5
			その他	P 1	1、2、3、4、5 ( ) が( ) から確認し
表			おびえ、不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他(	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認し
情・			無気力さ	無気力な表情、問いかけに無反応、その他(	1、2、3、4、5 ( ) が( ) から確認し
態度			態度の変化	使用者や従業員のいる場面といない場面で態度が異なる、なげやりな態度、 急な態度の変化、その他( )	1、2、3、4、5
ザー			適切な医療の受診	事業所が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない、その他 ( )	1、2、3、4、5
ビス			適切な服薬の管理	本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない、 その他 ( )	1、2、3、4、5
など	T		入退院の状況	入退院の繰り返し、教急搬送の繰り返し、その他 ( )	1、2、3、4、5
の利用			支援のためらい・ 拒否	支援を受けたがらない、拒否的な言動や行動、その他(	1、2、3、4、5
用状況			その他		1、2、3、4、5 ( )が( )から確認し

# 面接調査票(障害者本人用)-聞き取りシート

. 分

日( )午前/午後

面接日:

- E	18 oz. 184.			面談者			記録者	:	
1	を収 名	7 調査対象障害者		生年月日	口大口昭	]平	年 月	日	
年	齡		歳	性 別	□男性〔				
障害	状況								
障害	者手帳	□有(等級:	種別	1:		)	□無		
居	所		-	面接場所					
同儿	席 者	□無 □有→ □家族等	□支援者 □ そ	の他(		)同席者	氏名(		)
		り内容(ゆっくり、端的に限 ください。)	いかけ、回答を	:待ってくださ	い。回答が	ない場合	<b>入反応があ</b>	れば様子な	z 2* i
						п	答や様子等の	の記入欄	
o est	仕事i	は楽しいですか		はい・いいえ	・反応無			10	2
1	仕事に	は大変ですか		はい・いいえ	・反応無			8	
事業所	仕事を	と休むことはありますか	*	はい・いいえ	・反応無				
での	休憩時	<b>時間はありますか</b>		はい・いいえ	. · 反応無				
状況	寒い	(暑い) ことはありますか		はい・いいえ	・反応無		8		
	給与額	質には満足していますか	F 4	はい・いいえ	・反応無			-	
	社長等	や従業員はやさしいですか		はい・いいえ	・反応無				
	従業』	員は呼ぶとすぐ来てくれます。	ð»	はい・いいえ	・反応無				h
2 虐	社長がか	と上司、従業員に怒られるこ	とはあります	はい・いいえ	・反応無				
待(怖	何か特	おいこと等はありますか		はい・いいえ	・反応無			4	
いこ		、が社長や従業員に嫌なこと ころを見たことがありますか	を言われてい	はい・いいえ	・反応無	-			N
と等)	他の)を見7	、が社長や従業員に叩かれた とことがありますか	りしているの	はい・いいえ	・反応無	g			
	何か嫁	₩なことをされたことはあり <sup>*</sup>	ますか	はい・いいえ	・反応無			2	
		W等内容の確認) 社長や従業 とことはありますか	員から○○を	はい・いいえ	・反応無				
3	何かり	して欲しいことはありますか		はい・いいえ	・反応無		W .		
要望その他				Þ	8		E		

# 面接調査票(障害のあるその他の従業員用)ー聞き取りシート

面接用	1 :	年 月 日( )午前/午後	9 .	~ 時	<b>分</b>	•	
			面談者:		S R	2録者:	
1	き取	り調査対象障害者	-				
氏	名		生年月日	□大□昭	口平 年	月	日
年	齡	歳	性 別	□男性	□女性		
障害	状況	2 2			16		
障害者	皆手帳	□有(等級: 種類	N :		)  □無		¥/
居	所		面接場所	2			
同原	ま 者	□無 □有→ □家族等 □支援者 □-	その他(		)同席者氏名	(	)
_		り内容(ゆっくり、端的に問いかけ、回答 ください。)	を待ってくださ	い。回答			10
	_			3	回答や根	様子等の記	.入欄
	仕事	は楽しいですか	はい・いいえ	• 反応無			- 2
1	仕事	は大変ですか	はい・いいえ	・反応無		25	D-1
事業所	仕事:	を休むことはありますか	はい・いいえ	・反応無			
のサー	休憩	時間はありますか	はい・いいえ	・反応無			
ビス	寒い	(暑い) ことはありますか	はい・いいえ	・反応無			
5	給与	額には満足していますか	はい・いいえ	・反応無	e:		7
	社長·	や従業員はやさしいですか	はい・いいえ	・反応無	72		
	従業	員は呼ぶとすぐ来てくれますか	はい・いいえ	・反応無	1 11 V		)0 (5
2 虐	社長か	や上司、従業員に怒られることはあります	はい・いいえ	・反応無			6.
待(怖	何か	怖いこと等はありますか	はい・いいえ	・反応無			
V		人が社長や従業員に嫌なことを言われてい ころを見たことがありますか	はい・いいえ	・反応無	1		18
こと等)	1	人が社長や従業員に叩かれたりしているの たことがありますか	はい・いいえ	・反応無	14 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	何か	嫌なことをされたことはありますか	はい・いいえ	・反応無			16
		報等内容の確認)社長や従業員から○○を たことはありますか	はい・いいえ	.•反応無	1 858		
3	何か	して欲しいことはありますか	はい・いいえ	.• 反応無	F 8 8		

公益社団法人日本社会福祉士会作成 「使用者による障害者虐待対応帳票Ver I」 (出典:東京都健康長寿医療センター研究所(東京都老人総合研究所)、神奈川県、大阪府作成帳票類を参考に作成)

要望その他

# 面接調査票 (使用者用)

)午前/午後 面接日: 月 ( 分~ 時 分 面接者: 記録者:

# 【調査開始時の確認事項】

氏名	i-			5
役職			□管理職(	)
勤務年数等	勤務年数(	)	現在の役職従事年数(	)
動伤什数等	前役職 (	)	その他(	)

### 【聞き取り事項(1/3)】

	X	はい	いいえ	聞き取り内容
	<ul><li>①通報のあった○○さんの事案(けが等)について 心当たりはありますか(報告を受けていますか)</li></ul>			
【聞 通報等内容の確認 虐待が	②○○さんの事案(けが等)について、発生した状況や原因を把握していますか		N N	78
報	③○○さんやご家族等に対して何らかの対応を行いましたか。	,		
内容	④事業所の従業員に対して何らかの対応を行いまし たか			
確	⑤以前にも、○○さんに同様のことがありましたか	) i	75. <sup>18</sup> 18	
	⑥○○さんに関して、雇用のしづらさや困難なこと はありましたか			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	⑦○○さんへの雇用に関して、配慮をされていることはありますか		1:	
诗	(虐待を行った疑いのある者が特定されていない場合) ①使用者や従業員の中で、○○さんとの接し方等が 気になる人、苦情等が寄せられる人はいますか			
が疑われ	②(いる場合)どのように対応しましたか			
る東用	(虐待を行った疑いのある者が特定されている場合) ③△△さんの日頃の勤務状況に問題を感じること はありますか			
<b>音</b>	④ (問題を感じる場合) どのように対応しましたか			V 1
通級等:	①従業員から苦情を言われたりすることはありま すか、どのように対応していますか			
以外の倉	②他の使用者や従業員が、障害のある従業員を怒鳴ったり叩いているのを見たり、そのような噂を聞いたことはありますか		Ψí	.e
音符等発	③障害のある従業員が特定の使用者や従業員を怖がったりしているという噂を聞いたことはありますか			8
生状况	④事業所内で、不適切な発言や行為が行われていた という噂を聞いたことはありますか			

# 【聞き取り事項(2/3)】

		はい	いいえ	聞き取り内容
	①障害者虐待が発生したり、発見した際の報告手順 は決まっていますか			
虐待	②事業所で、障害者虐待防止に関する取り組みは行 われていますか			e e
防止の	③障害者虐待防止に関するマニュアルやチェックリ スト等はありますか (活用していますか)			4241 A
取組	④障害者虐待防止法の内容を知っていますか			=
· ,	⑤障害者雇用における配慮や取り組みについて、事業所内で共有していますか		et i	
事故へ	①事故等が発生した際にはどのようにしていますか		ı X	
の対応	②事業所では事故等の再発防止に向けてどのよう な取り組みを行っていますか		-	3
苦情	①事業所内での苦情処理マニュアルは作成されてい ますか、適切に運用されていますか			
処理	②第三者委員やオンブズマンを配置していますか		S.	S
	①事業所ではどのような研修を開催していますか、従 業員全員が参加できるよう工夫していますか		10	8
研修	②研修には管理職も参加していますか		* 12	7 x x
相談	③従業員を外部研修に参加させていますか、その内 容をどのように共有化していますか	-		4
	④障害者雇用に関して相談できる支援機関はありますか、それはどこですか	-		t s eg

# 【聞き取り事項(3/3)】

	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	はい	いいえ	聞き取り内容
事業所	①定期的に事業所内を見回っていますか		i i	
の運営	②従業員の意見を反映させる機会を設けていますか			
×	①従業員が仕事で困ったときなどに相談しやすい環 境づくりに取り組んでいますか	3. 1		(5)
min.	<ul><li>②職場の上司や部下とのコミュニケーションはうまく取れていますか</li></ul>	2		
職場環境	③従業員は会議等で自由に発言ができていますか			
94	<ul><li>④従業員間でのトラブルはありますか(把握していますか)</li></ul>			
	⑤従業員の定着率が低いと感じていますか			
	①従業員の業務や担当は理解しやすいですか			
業務	②業務マニュアルは使用していますか	547		
負担	③従業員のストレスケアに関して、何らかの取り組 みを行っていますか	, ,	2 10	
	④従業員から、職場や仕事に対する不満はあります か		4	
	※追加的な質問等			
			7	
			3	2 N
その				
他	W =			
			. ,	
				(x 0 0
	12	16		^

面接対象者署名

# 面接調査票(主任・リーダー用)

面接日: 年 月 日( )午前/午後 時 分~ 時 分

400	,	 	, , ,,,,	, , ,	•	~ •	-	
						面	接者:	記録者

# 【調査開始時の確認事項】

201-1000-1	<del></del>			
氏名	12			g.
役職	4	-		
HEL The her Wall have	勤務年数(	8.1	) 現在の役職従事年数(	)
勤務年数等	前役職(	2 8	)その他(	)

#### 【聞き取り事項(1/2)】

		はい	いいえ	聞き取り内容
	①通報のあった○○さんの事案(けが等)について、何か心当たりはありますか(知っていますか)			
通報等	②○○さんの事案(けが等)が発生した原因について、知っていることはありますか			
内 容	③以前にも、○○さんに同様のことがありましたか		:7	- 5
の確認	④○○さんに関して、指導のしづらさや困難なことはありましたか			
	⑤○○さんに関して、配慮をされていることはあり ますか			
直待が	(虐待を行った疑いのある者が特定されていない場合) ①使用者や従業員の中で、○○さんとの接し方等が気になる人、苦情等が寄せられる人はいますか	~~		- I
疑わ	② (いる場合) どのように対応しましたか			21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 2
れる使用	(虐待を行った疑いのある者が特定されている場合) ③△△さんの日頃の勤務状況に問題を感じることは ありますか			
者等	④ (問題を感じる場合) どのように対応しましたか	\$.		exe:
通報等	<ul><li>①従業員から苦情を言われたりすることはありますか、どのように対応していますか</li></ul>	19		F.,
以外のに	②使用者や従業員が、障害のある従業員を怒鳴った り叩いているのを見たり、そのような噂を聞いた ことはありますか			
虐待等発	③障害のある従業員が特定の使用者や従業員を怖が ったりしているという噂を聞いたことはあります か			ž y
生状况	④事業所内で、不適切な発言や行為が行われていたという噂を聞いたことはありますか			- S
1	①障害者虐待が発生したり、発見した際の報告手順 は決まっていますか			- 11
虐待防	②事業所で、障害者虐待防止に関する取り組みは行 われていますか	-	(4	
止の取	③障害者虐待防止に関するマニュアルやチェックリスト等はありますか (活用していますか)			
り組み	④障害者虐待防止法の内容を知っていますか			ė ė
	⑤障害者雇用における配慮や取り組みについて、事業所内で共有していますか	72.1		2

# 【聞き取り事項(2/2)】

		はい	いいえ	聞き取り内容
	①事故等が発生した際にはどのようにしていますか			
事故へ	②障害のある従業員に傷やあざ等を発見した場合、 その状況を使用者に報告していますか		e e	
の対応	③他の従業員が障害のある従業員を怒鳴ったり叩い たりしているのを見た場合、その状況を使用者に 報告していますか	××		2 · 2
	④事業所では事故などの再発防止に向けてどのような取り組みを行っていますか			
研	①事業所ではどのような研修を開催していますか、従 業員全員が参加できるよう工夫していますか			
修	②従業員を外部研修に参加させていますか、その内 容をどのように共有化していますか			
	①従業員が仕事で困ったときなどに相談しやすい環 境づくりに取り組んでいますか			
職場環境	②職場の上司や部下、他部署とのコミュニケーショ ンはうまく取れていますか			
26	③従業員は、会議等で自由に発言ができていますか		82	
業	①疲れやストレスを感じやすいのはどのようなとき ですか			5"
務負担	②従業員の業務負担に対して、どのような配慮や取り組みを行っていますか	14		
感	③職場や仕事に対して、不満はありますか			
	※追加的な質問、又は従業員が言いたいこと等	4		
その他	*	n .		
8	, and the second	25		H

対象者署名	(	1

### 面接調査票(一般従業員用)

					面接者:	記録	者:	
( 1	査開始時の確認事	項】						W.
L Inea	従業員氏名				3			
6	勤務年数等	勤務年数( 勤務形態( □常勤	) □非常勤:	日/週	□パート	:日/週	□派遣:	日/近
【聞	き取り事項(1/	2)]			2 0			
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		はい	いいえ	聞	き取り内容	
		○○さんの事案(けが等) )ますか(知っていますか		3				
通報		客(けが等)が発生した原 ることはありますか	因につい				2	
等内容の	③以前にも、〇(							
確認	④○○さんに関して、指導のしづらさや困難なこと							
	⑤〇〇さんに関 <sup>1</sup> ますか	して、配慮をされているこ	- a c					
通		業員から苦情を言われたり どのように対応していま						
報等以外	②使用者や従業」 り叩いているの ことはありま	員が、障害のある従業員を のを見たり、そのような噂 すか	と怒鳴った すを聞いた				6	1
イの虐待	③あなたは、障害 たりしたこと	害のある従業員を怒鳴った はありますか	とり、叩い					
等発生は	④障害のある従 ったりしてい か	業員が特定の使用者や従業 るという噂を聞いたことに	美員を怖が はあります			127		
状況		虐待や適切とは思えないぞ う噂を聞いたことはありま					,	
	①障害者虐待が は決まってい	発生したり、発見した際 <i>0</i> ますか	の報告手順		-			
虐待防	②事業所で、障 われています	害者虐待防止に関する取り か	)組みは行	2 =		8		6
的止の取	③障害者虐待防 スト等はあり	止に関するマニュアルや? ますか(活用しています!	チェックリ シシ)					
り							+)	

公益社団法人日本社会福祉士会作成 「使用者による障害者虐待対応帳票Ver I」 (出典:東京都健康長寿医療センター研究所(東京都老人総合研究所)、神奈川県、大阪府作成帳票類を参考に作成)

④障害者虐待防止法の内容を知っていますか

⑤障害者雇用における配慮や取り組みについて、事 業所内で共有していますか

み

### 【聞き取り事項(2/2)】

	11	はい	いいえ	聞き取り内容
	①事故等が発生した際にはどのようにしていますか	7.		^
事故へ	②障害のある従業員に傷やあざ等を発見した場合、 その状況を上司に報告していますか			-
の対応	③使用者や他の従業員が障害のある従業員を怒鳴ったり叩いたりしているのを見た場合、その状況を 上司に報告していますか	- x		:
	④事業所では事故などの再発防止に向けてどのような取り組みを行っていますか	B		
研	①事業所で開催する研修に参加していますか			
修	②外部の研修に参加していますか			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
raid.	①仕事で困ったときなどに上司や同僚など相談できる人はいますか			7-1
職場環境	②職場の上司や同僚、他部署とのコミュニケーションは取りやすいですか			
90	③会議等で自由に発言ができますか			
業	①仕事をしていて疲れやストレスを感じていますか	*		-
務負担	②業務の負担に対して、職場では配慮をしてくれま すか			
感	③職場や仕事に対して、不満はありますか			
	※追加的な質問、又は従業員が言いたいこと等	7.		
その他				
				4 4
	** a:	Э.		5.

面接対象者署名

# 面接調査票(虐待を行った疑いのある使用者用)

面接日 年 月 日( )午前/午後 時 分~ 時 分

面接者:

記録者:

【調査開始時の確認事項	頁】								
氏名			V (V2)			ži.	11		E1 V
部署	D.			ű.				14	
#L 76 F- #L 65	勤務年数	(			)	現在の役職従事年数(			)
勤務年数等	前役職	(			)	その他(			)

#### 【聞き取り事項(1/2)】

	さ取り事項(1/2)』	はい	いいえ	聞き取り内容
	①通報のあった○○さんの事案(けが等)について、何か心当たりはありますか(知っていますか)	181		
	②以前にも、○○さんに同様のことがありましたか			-
通	③○○さんに関して、指導のしづらさや困難なことはありましたか	2 "		
報等内	④○○さんに関して、配慮をされていることはありますか。			: :
容の確	⑤ (虐待等を認めた場合)○○さんにそのようなことをしたのはどうしてですか(状況や理由を確認)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10:	2
謡	<ul><li>⑥(虐待等を認めた場合)○○さんに行った行為が 虐待に該当すると認識していますか</li></ul>	, W		
	⑦ (虐待等を認めた場合) その行為を行ったあと、 あなたは〇〇さんにどのような対応をしましたか			=
	⑧ (虐待等を認めた場合) その行為を行ったあと、 あなたは上司に報告しましたか		-	: 12
通報等以	①従業員が、障害のある従業員を怒鳴ったり叩いて いるのを見たり、そのような噂を聞いたことはあ りますか	2		
以外の虐	②あなたは、他の障害のある従業員を怒鳴ったり、 叩いたりしたことはありますか			
上 一 待 等 発	③障害のある従業員が特定の他の使用者や従業員を 怖がったりしているという噂を聞いたことはあり ますか			
生状況	④事業所内で、虐待や適切とは思えない行為が行われていたという噂を聞いたことはありますか	/ - <u>-</u> _	i.	90 1
	①障害者虐待が発生したり、発見した際の報告手順 は決まっていますか			,
虐待防	②事業所で、障害者虐待防止に関する取り組みは行われていますか、あなたは参加していますか			
止の取	③障害者虐待防止に関するマニュアルやチェックリスト等はありますか(活用していますか)	10		
り組み	④障害者虐待防止法の内容を知っていますか			× 8 6
	⑤障害者雇用における配慮や取り組みについて、事業所内で共有していますか			

# 【聞き取り事項(2/2)】

		はい	いいえ	聞き取り内容
	①事故等が発生した際にはどのようにしていますか		B- 2	ii e
事故へ	②障害のある従業員に傷やあざ等を発見した場合、 その状況を上司に報告していますか		à	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
の対応	③他の使用者や従業員が障害のある従業員を怒鳴ったり叩いたりしているのを見た場合、その状況を 上司に報告していますか			3
	④事業所では事故などの再発防止に向けてどのような取り組みを行っていますか	i 4	12	
研	①事業所で開催する研修に参加していますか		P.	
修	②外部の研修に参加していますか			1.4
mile.	①仕事で困ったときなどに上司や同僚など相談でき る人はいますか			2 2
職場環境	②職場の上司や同僚、他部署とのコミュニケーションは取りやすいですか			
96	③会議等で自由に発言ができますか			
業	①仕事をしていて疲れやストレスを感じていますか			21,
務負担	②業務の負担に対して、職場では配慮をしてくれま すか			
感	③職場や仕事に対して、不満はありますか			111111111111
	※追加的な質問等		9	- I R -
その		3	2	4, -
その他		19		9 2
				SC_ 1

而接対象者署名		

# 各種書類等確認票

1	障害者本人に関する記録等	
己好	・書類等	備考
1	□雇用契約書	
2	□タイムカードあるいは出勤簿	1)
3	□給与支払い明細	
4	□業務記録	· V
(5)	□通帳等 □出納帳 □領収書	
6	□その他 ( )	
		at a
2	管理等に関する記録等	
①	□事業計画	
2	□就業規則	
3	□勤務表	3
4	17 0 lb	
4	口その他	
3	□ 字 条 所 に 関する 書 類 □ 安 全 管 理 に 関する 書 類	
<b>3</b> ①	事業所に関する書類	
3 ① ②	事業所に関する書類 □安全管理に関する書類	
3 ① ② ③	事業所に関する書類  □安全管理に関する書類  □負担軽減・ストレスマネジメントなどの取り組み記録	
3 ① ②	事業所に関する書類  □安全管理に関する書類  □負担軽減・ストレスマネジメントなどの取り組み記録  □会議録	
3 ① ② ③ ④	事業所に関する書類  □安全管理に関する書類  □負担軽減・ストレスマネジメントなどの取り組み記録  □会議録	
3 ① ② ③ ④	事業所に関する書類  □安全管理に関する書類  □負担軽減・ストレスマネジメントなどの取り組み記録  □会議録  □その他	
3 ① ② ③ ④	事業所に関する書類  □安全管理に関する書類  □負担軽減・ストレスマネジメントなどの取り組み記録  □会議録  □その他  法人に関する書類	
3 ① ② ③ ④	事業所に関する書類  □安全管理に関する書類  □負担軽減・ストレスマネジメントなどの取り組み記録  □会議録  □その他  法人に関する書類  □組織図 □会議開催記録	
3 ① ② ③ ④	事業所に関する書類  □安全管理に関する書類  □負担軽減・ストレスマネジメントなどの取り組み記録  □会議録  □その他  法人に関する書類  □組織図 □会議開催記録	

# 事業所の状況把握・点検票

記録者:

記録年月日:

年

月

日(

)

【確認事項】	Ti-						x.
〈確認のポイント〉	9				30.		
・業務の負担につなる	こ労働や職場生活のしづらさに がるような環境かどうかという るような状況がないかというも	視点で	確認する	0	いないかと	いう視点で確	認する。
〈確認事項〉							
*.	* * *	*					
	£"						
具体的状況を記録					**		
	* -					f e	
	* 4		1				2
8		. 9					
*		<u> </u>					
	- 4,						2
				× ×			
							2
	*			18		9	
	a 5						80
	4						× * *
3							*
	* V. g		# 8				*

# 事実確認調査結果報告書

告年月日: 年	月 日( )	報告者:	印	
告年月日: 年	я п ( )		Н,	
調査開始時の確認・訪	说明事項】		*-	
説明した時間	時	分		
41th 1 th	(職名:	)(氏名		)
対応した 事業所の者	(職名:	)(氏名	F <sub>N</sub> =	. )
于 <b>木</b> /八〇〇	(職名:	)(氏名	1	)
事実確認調査σ	□調査の理由の	説明		
根拠法の説明	□調査の根拠法	の説明	(説明者:	
	□調査手順の説	短明	90	
6	口打合计及び面	「接のための部屋の借用(借用する部) 「おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお	量:	
調査への協力依然		-のための機材の使用(費用:		
8.	口従業員との面			
	□事業所内に所			
管理者の所在		T在無(→□当日面接可 □当日面接)	ः 承司)	
	ロ事業がいたが		1,41)	
<b>伊朗王拉从务</b> 名				
個別面接対象者】	/st h	* \ / 天校相子 *	)(担当者:	
障害者	(氏名:	)(面接場所:		)
	(氏名:	)(面接場所:	)(担当者:	
使用者	(職名・氏名:	)(面接場所:	)(担当者:	,
	(職名・氏名:	)(面接場所:	)(担当者:	)
主任・リーダー	(職名·氏名:	)(面接場所:	)(担当者:	. )
土圧・ケーケー	(職名・氏名:	)(面接場所:	)(担当者:	)
	(職名・氏名:	)(面接場所:	)(担当者:	)
公平日	(職名・氏名:	)(面接場所:	) (担当者:	)
従業員	(職名・氏名:	) (面接場所:	)(担当者:	)
	(職名・氏名:	) (面接場所:	) (担当者:	)
虐待を行った疑いの	① (職名・氏名:	)(面接場所:	)(担当者:	
ある使用者	② (職名・氏名:	) (面接場所:	) (担当者:	
	(職名・氏名:	)(面接場所:	) (担当者:	)
その他関係者	(職名・氏名:	)(面接場所:	) (担当者:	)
1	CONT.	, (12, 11)		
事実確認調査で確認さ	された事項】		× .	
		F 5		
通報內容				
	確認方法	収集さ	れた情報の内容	
	MEDICOU (A)	□詳細は添付資料(	4 - 7 - 11 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	)参照
318	z. v	Little interest 1 Mail Control of the Control of th	*	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
障害者の安全確認				
	-	□詳細は添付資料(		)参照
				452
	15	□詳細は添付資料(		)参照
通報等内容に関する 事実		7 = 34 6m 1-1 3r (1 3/20 1/10) /		) ±>m
尹夫		□詳細は添付資料(		)参照
	27		8	E1
				)参照
		□		) @S-HH
	1 2	□詳細は添付資料(		)参照
通報等内容以外に関		□詳細は添付資料(	7	)参照

#### 【障害者及び障害のある従業員の状況】 氏名 口男 性別 □女 年齡 歳 面接日 担当者 □資料( )参照 意向 □資料( )参照 心身の状態 □資料( )参照 特記事項 【事業所の状況】 氏名 (性別·年齡) □左記項目につ 待 いては面接調査票 を 職種・職位 行っ 勤務年数 た疑 現在の勤務状況 □変わりなく勤務中 □その他( ) 当該従業員についての の 特記事項 ある 使用 調査結果のまとめ (確認された事実) 者① 虐待 口左記項目につ 氏名 (性別·年齢) いては面接調査票 職種・職位 参照 行っ 勤務年数 た疑い 現在の勤務状況 □変わりなく勤務中 □その他( 当該従業員についての Ø 特記事項 ある使用者② 調査結果のまとめ (確認された事実) □左記項目につ 氏名 (性別・年齢) いては面接調査票 職種・職位 参照 使 勤務年数 用 者 調査結果のまとめ (確認された事実) 氏名 (性別·年齡) □左記項目につ 主 いては面接調査票 職種・職位 任 参照 勤務年数 IJ 調査結果のまとめ ダ (確認された事実) 聞き取りを実施した 職種( □左記項目につ )、従業員( )人 いては面接調査票 職種及び従業員数 その他( )人

公益社団法人日本社会福祉士会作成 「使用者による障害者虐待対応帳票Ver I」 (出典:東京都健康長寿医療センター研究所(東京都老人総合研究所)、神奈川県作成帳票類を参考に作成)

参照

参照

口左記項目につ

いては面接調査票

経験年数(勤務年数)

調査結果のまとめ (確認された事実)

調査結果のまとめ

(確認された事実)

般 職 員

設 事

営

備員所の

<b>2</b> 待の状況】	虐待の	の全体的状況			
					× 1
*					
5					
					2
					*
			5		
n :4		発生状況		-	×
1. 虐待が始まったと思われる時期:	年	月頃			
					14
				1	
	A)				
2. 虐待が発生する頻度:					
X .				20.0	
N 4		- 4			
		39			
3. 虐待が発生するきっかけ:					
					,
		92			
60				4	

	事実確認調査 (決定権者		Ti'						ři.			
a	指	簡の有無	<ul><li>□明らか</li><li>□事実確</li><li>□その他</li></ul>	認のみ					の報告があ	り早急に対	応が必要 →指示・ )	指導
	①障害者の多	安全確保について		□通幸	0.50				とが確保されてい			
	(指示	示・指導内容 示・指導を行っ た場合)	10		9				V	(6	÷	
事 ( 業 事所		指導に対する 業所の回答							**	e e		
実へ 確の 認指	②虐待を行	った使用者につい	て(特定さ	された場	<del>  </del>							
調 ・ ・ ・ ・ も は は に に に に に に に に に に に に に	(指示	<ul><li>○ 指導内容</li><li>○ 指導を行っ</li><li>○ た場合)</li></ul>								5		
) 状 况	指示、事	・指導に対する 業所の回答										
	③その他の打	<b>指導事項</b>						*				_
	(指示	<ul><li>・指導内容</li><li>・指導を行っ</li><li>た場合)</li></ul>						H			3	
		・指導に対する 業所の回答				ų.	2					
事実確認	この内容につい	で関係機関等へ	の連絡】							2		
通	報者	□連絡(連絡日	: 年	月	B	( )	連絡者:	)	特記事項		0	
家族・	後見人等	□連絡(連絡日	: 年	月	Ħ	(, )	連絡者:		特記事項	12		
都道府!	県・労 <b>働</b> 局	□連絡(連絡日	: 年	-月	日	( )	連絡者:	)	特記事項	8		
就労	支援機関	□連絡(連絡日	: 年	月	月	( )	連絡者:	)	特記事項			
福祉サー	ービス機関	□連絡(連絡日	: 年	月	B	( )	連絡者:	)	特記事項			
4	警察	□連絡(連絡日	在	Ħ			<b>声</b> 级		特記事項	2		9

公益社団法人日本社会福祉士会作成 「使用者による障害者虐待対応帳票Ver I」 (出典:東京都健康長寿医療センター研究所(東京都老人総合研究所)、神奈川県作成帳票類を参考に作成)

)

)

特記事項

日( )連絡者:

日()連絡者:

月

月

年

□連絡(連絡日:

□連絡(連絡日:

その他

第1表		-			決裁権	棚 (例)	
		<b>罪~</b> (一)	~ 担壓所關用	難	来	担当者	•
本人氏名							
計画作成者所屬	選		初回計画作成日	枡	Я В		
計画作成者氏名	K		会議日時:	年 月	В ( )	時 分~	時分
会議目的		田席者					£.
虐待事実の 判断	□虐待の事実なし □判断できず □虐待の事実あり →□身体的虐待 □性的虐待 □心理的虐待 □心理的虐待 □心理的虐待 □松薬・放置 □経済的虐待 □その他	障害者本	<i>y</i>		n		n (1)
虐待事実の 判断根拠		人の意 見・希望	· ·				
緊急性の 判断	<ul><li>□緊急性なし</li><li>□判断できず・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>		N	-	is .	8	
	□入院や通院が必要 (重篇な外傷、 睨水、栄養失調、 衰弱、 心的ストレス等) □本人が保護を求めている			LE.	- 56		
緊急性の 判断根拠	われている 、繰り返されるおそれが高い状態 スク要因がある	使用者の 意見・希 望	e			8	8
	□本人の安全確認ができていない □その他 (	**	※支援の必要性 □あり	0 ロなし	口不明		
		□ •	□事実確認を継続(期限シ	(期限を区切った継続方針)	(方針)		
			□立入調査 □警り □通院・入院(	□警察への援助要請 )			
		<b>1</b>	□就労支援サービス導入	) 編解。			_
総今的な	4	F.	□相談支援事業所(		^		14
ならいからいます。	- B		口かの街(		^		,
※ -アセスメント要約票」 全体のまため		対応の存める		- 4	į K		
より※事実確認票				11 bet			ā
r S							
		i.		ŧ			
	S .	ř					
	公益社団法人日本社会福祉士会作成 「使用者による障害者/虐待対応帳票Ver I」	対応帳票Ver I	」(出典:東京都健康長寿医療センター研究所「支援計画書(第2版)」を参考に作成)	<b>詩医療センター研</b>	究所「支援計画	書 (第2版) 」を	参考に作成)

	紙	第2表	中	唐徐对応ケ—7个藩钌碌。 計画車		田熊小黒正へ(~)	1 1	辮	欄 (例)	
							<b>業</b>	係長	担当者	
		X.		£		W.				
华	優先	開離		—————————————————————————————————————	2	対応方法(	(具体的な役割分担)	祖)		
	河口		ą	ž I		何を・どのように	関係機関・担当者等	担当者等	実施日時・期間/評価日	引/評価
						è				
障害者			165 187		2	11				
			14				e: !			
			364	,						
使用者		3.7						8	. \	,
		1+1 2				8			\	
₩ €				ja So						
3名						\$ S		i a	14 14 1	
関係者				(a)	ž e			31		-
が行対	困難な影	対応が困難な課題/今後検討しなければならない事項など	ければならない事功	賓など(「アセスメント要約粟」の全体のまとめから記載)	全体のまとめから記	域) 計画評価予定日:	年 月	) Н	•	
<u>₹</u>	後檢討	[今後検討が必要な事項]		9 7			17	2	*	
		4		· x						
				() ()	*		D:	h		

### アセスメント要約票

対応計画 回目

年 要約担当者: アセスメント要約日: 月 歳居所: □自宅 □入所 障害者本人氏名: 性別・年齢: □男 □女 |希望:□就労継続〔□該当事業所、□別事業所〕 □退職 □不明 今後の希望 性格上の傾向、 者 だわり 対人関係等 口不明 意思疎通:□可能 □特定条件のもとであれば可能( の 本人の状態 話の内容: 口一貫している □変化する 心的状況:□意欲や気力が低下しているおそれ(無気力、無反応、おびえ、話をためらう、人目を避ける等) 虐待発生 リスク I. 障害者本人の情報 面接担当者氏名: 【健康状態等】 既往歷: 疾病・傷病 服薬状況(種類): 受診状況: 診断の必要性: □内科 □精神科 □外科 □整形外科 □その他( ) 具体的症状等⇒ □未申請 障害支援区分: □非該当 □区分( ) ) ) □知的障害(□あり・療育手帳( ) □疑い) 障害者手帳 : □身体障害(障害者手帳( □精神障害(□あり・精神障害者保健福祉手帳( □疑い) 【危機への対処】 危機対処場面において:□自ら助けを求めることができる □助けを求めることが困難 【成年後見制度の利用】 /申立年月日: □なし 成年後見人等:□あり(後見人等: ) 口申立中(申立人: 【各種制度利用】 □障害者総合支援法 □障害者雇用促進法 □各種雇用制度 □介護保険 □その他( 【経済情報】 ) 障害基礎年金:□1級 □2級 □不明 \_\_\_万円(内訳: 収入額 月\_\_\_\_ \_\_万円 借金 金銭管理者:□本人 □その他( ) 【就労状況】 □不規則) 就労時間(□\_\_\_ 時~ 時 口不規則) 勤務日数(□ 日~ 日/週 残業(□あり(月\_\_\_\_\_\_時間) □なし) 雇用形態 (□正規 □非正規:パート・アルバイト □派遣 □不明) 障害開示 (□開示 □非開示) 通勤手段(□公共交通機関 □自家用車 □自転車 □徒歩) 【エコマップ】 【生活状况】 事(□一人で可 □一部介助 □全介助 □不明) 理(□一人で可 □一部介助 □全介助 □不明) 動 (□一人で可 □一部介助 □全介助 □不明) 物(□一人で可 □一部介助 □全介助 □不明) 掃除洗濯 (□一人で可 □一部介助 □全介助 □不明) 浴(□一人で可 □一部介助 □全介助 □不明) 泄(□一人で可 □一部介助 □全介助 □不明) 服薬管理(□一人で可 □一部介助 □全介助 □不明) 預貯金年金の管理(□一人で可 □一部介助 □全介助 □不明) 【その他特記事項】 

Ⅱ. 使用者の情報 面接担当者氏名:		虐待発生 リスク
【雇用契約状况】	——————————————————————————————————————	
勤務日数( 日/週~ □不規則) 雇用契約時間(□ 時~	・ 時 □不規則) 残業(□あり(月_時間 )□なし)	
賃金(□月 円 □時給 円) 通勤手当(□あり □な	まし)	
雇用形態(□正規 □非正規: アルバイト) □不明 🏻 🗎		
加入保険(口雇用 口労災 口公災 口健康 口厚生 口財形)		
【雇用の希望】雇用継続の希望:□あり □なし		
Ⅲ. その他(地域の社会資源、関係者・関係機関の関わり等)	* * *	
		0
〔全体のまとめ〕 I. 障害者本人		-14
Ⅱ.使用者		
Ⅲ. その他(地域の社会資源、 関係者・関係機関の関わり等)		u.
四、 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)		٧.
Ⅳ. 今後の課題		

計画作成段階	第1表		虐待对应	虐待対応ケ─ス会議記録・計画書(1)	書 (1)	. 8	ui #	次 数 車	葡(例) 拓北米	
「中国本人 A 本社 A 版本社 小会市 A 日本 本 上 A 職業 孝 唐 徐牧 社 6 編 1 下 7 職業 孝 唐 徐牧 社 6 編 1 下 7 職業 孝 唐 徐牧 社 6 編 1 下 7 職 1 下 7 工 7 工 7 工 7 工 7 工 7 工 7 工 7 工 7 工 7						41		11.	H H	
次文本社团共 k 日 本社 全域加工 全体形 [4] 用 考广 广 名 體 素 孝 唐 徐 封 阮 锡 翼 [6] [7]	本人氏名		· 1			計画作成段階	見直し	虐待終結	[	î
(中国华人) (中国李广广为隆建孝唐林刘元昭集) (中国李广广为隆建孝唐林刘元昭集) (中国李广广为隆建孝唐林刘元昭集) (中国李广广为隆建孝唐林刘元昭集) (中国李广广为隆建孝唐林刘元昭集) (中国李广广为1980年) (中国李广广) (中国李广) (中国李广广) (中国李广) (中) (中国李广) (中国李广) (中国李广) (中国李广) (中国李广) (中国李广) (中国李广) (中国李) (中国李广) (中国李广) (中国李广) (中国李广)	計画作成者所屬					計画の作成回数:	回位) 日回	計画作成日	# 月	Î
次	計画作成者氏名			e P	, in	\* <u>*</u>	争 匠	円 皓	日 分~ 時 分	
「他田本ドドス略等者債益が応帰業/0+1	· 一般			P24	田席者	,				
本文字			12.			関連機	関等連携マ	37		
小社社·旧社·A.日本社会抵加十合作的	障害者本人の 意見・希望	2.1	N N N N N N N N N N N N N N N N N N N		* [742x	_	皿を集約す	r0		
小社社団体 / 日本社会協計十合化成 [使用者に上名隨套者自徐対応隠棄Ver ]	使用者の 意見・希望	24141	234 	3			TA SA		42	
小社社団体 / 日本社会 / 由本 / 日本社会 / 市 / 市 日本 / 日本社会 / 市 / 市 / 市 日本 / 日本 / 日本 / 日本 / 日本 / 日本		2 2 2		a		*	٠			
————————————————————————————————————			j 1	t	9		¥		3 0	
(毎用者によろ簡集者 <b>周</b> 徐対応隠棄Ver I	総合的な対応 方針 ※「アセスメント 要約票」全体のま とめより	÷ ×			16 2 2	÷ ·				
「使用者による確実者虐待対応帳票Ver.」										
		公益社団	~ 公益社団法人日本社会福祉士会作成	「使用者による障害者虐待対応帳票Ver I」		7健康長寿医療センター	-研究所「支払	等計画書(第2	坂)」を参考に作成)	(強

第2表

<b>央 裁 欄 (例)</b>	系 長 担当者
**	課 長 (
春年对方 7—7 今漢訂錄。計画集(2)	ロケンパンへ大成品に要べ

対象 優先 順位		型			使用者		₩ E	3 名	图係布	时応が困 <u>。</u>
ま 課題 変	E <sub>E</sub>	180			5 0	S			4 100	対応が困難な課題/今後検討しなければならない事項など
目標			3		2			1		・事項など(虐待終結に向けた課題等を記載)
対応方法 (具体的な役割分担) 何を・どのように 関係機関・	2. 4.	15	×				* '	8		計画評価予定日
:的な役割分担) 関係機関・担当者等   実施日時・期間/評価日	,		**	\			* E	*		年 ・ 月 ・ 日( )

公益社団法人日本社会福祉士会作成 「使用者による障害者虐待対応帳票Ver I」 (出典:東京都健康長寿医療センター研究所「支援計画書(第3版)」、新潟県三条市作成構式を参考に作成)

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

		<b>TU</b>	虐待対応評価会議記録票	記錄票		課 長 係 長 担当者
本人氏名 計画作成者所属 計画作品者正夕	[編]		224	## <u></u> 신원	計画評価:回目会議日時:	記入年月日 年 月 日 ( ) 時 分~ 時
江門下成有以						0
会議目的			9. 2	田馬者	2	
機 番号	田種	実施状況 (雑がどのように取り組んだか)   計画通りの役割分担・対応方法を実施した   出金にけ □じキェック	組んだか) ・珍実施した ク	確認した事実と	: 目付	目標及び対応方 対応方法に変更の対
						□目標達成 □目標の継続 □対応方法の継続 □目標の変更 □対応方法の変更 (
				₹ .		□目標達成 □目標の継続 □対応方法の継続 □目標の変更 □対応方法の変更 (
			live c			□目標達成 □目標の継続 □対応方法の継続 □目標の変更 □対応方法の変更
						日標達成 □目標の継続 □対応方法の機能 □日標達成 □目標の変更 □対応方法の変更   □対応方法の機能
			2.			□目標達成 □目標の継続 □対応方法の機続 □目標の変更 □対応方法の変更 ○対応方法の変更 □対応方法の変更
E.						□目標達成 □目標の継続 □対応方法の継続 □目標の変更 □対応方法の変更 /
-				-	€.	(日標達成 □目標の継続 □対応方法の機能 □日標達成 □目標の変更 □対応方法の変更 / ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	20				-	□目標達成 □目標の継続 □対応方法の継続 □目標達成 □目標の変更 □対応方法の変更 □対応方法の変更 □対応方法の変更 □対応方法の変更 □対応方法の変更 □対応方法の変更 ( )
		当 定 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。		障害者本人の状況	(意見・希望)	使用者の状況(意見・希望)
虐待発生の リスク状況	<b>新春</b>		7離性 7	28	4	
新た	thin.	評価結果のまとめ	( 年 月	日現在の状況)		今後の対応
	5 2 2	<ol> <li>1. 虐待対応の終結</li> <li>2. 現在の虐待対応計画内容</li> <li>3. アセスメント、虐待対応</li> <li>4. その他(</li> </ol>	画内容に基づき、対応を継続 待対応計画の見直し	12: 1 A		38

# 労働相談票 (使用者による障害者虐待)

																															( 5	受付	台	帳	番号	-		)	処理	1欄
		作	ţ	年	月	日	令	Ŧ			白	F			月			日		来厅	等	1	. 3	<b>卡</b> /			2. 🖺						書				見		来庁等	
受 付		主才	医唇	待」	こ関す	トス		t	町	村	前	3 /	λ :	欄	] [	都	道	府!	県	記)	、欄	1	l		i 督		動 · 等	后	_	等 安	-		記 f ŧ		入	- 杉 均	等			
等	通報	₩.	発.	見等	の対	諸緒	(								)(							)			企		画		室					そ		の		他	発見等 端緒	
								1 j	通報	B		2	届	出		3	通	報		4 届	出						5 木	目言	炎		•	6	発	見					ERME	
	通载	報 (	届	出)	者氏	名																								_			性	別			_		2000	******
诵										`#	.±p		ш,	の有	· fm						`不:	ᇣ	k IT	47.0	<b>レ</b> :宝	τΠ		1		男	<b>уф</b> =	2. ►⁄±		Σ τ 42	3.		不	明	*******	******
通 報	事通	当知	É O	所の	へ諾	の否				進		'油 渃			ж.						进			· 石()	D通 、	川					悦原			大石	のi r	サンド			******	*******
(届 出																									-							-						╁	*******	-
出 )者の	被,	虐	待者	皆と	の関	係	5.葛	孩	き・亲	見族	6	.虐	待者	旨自	身	7.	当言	亥市	X	町村	行政	女職	損	8.1	警察	9		易の[	司係	₹ 1	0.都	道	苻県	労	動局				関係	
事項	住					所																																		ARRERAGE
<b>7</b> 只					_																																		seeeeee	,,, <u>,</u>
	電		話		番	号	Т	ΕL			-		-			携	帯	TE	L			-			-														<u> </u>	
	被	虐	往	主	f 氏	名																		性		別		-	4	<u> </u>	F /	1	日			年(	龄		性別	
해수																						1	. 男	2	. 女	3.	. 不 !	- 明												
被虐待者	年		龄	ا	X	ת	8.	45	~	49	9	芆	9.	50	~	54	4	起	10	). 5	55 ~	- 5	59 声	裁	11.	60	0 ~	64	歳	1	2.	65	歳	以	上	13.	~ 44 不	明	干断	
者に	障	1			種																																の障			
関す	雇		用		形 E 区																						契												形態	
る事	障 心				状		1.	스	<i>ח</i>	1		Z.	<u>^</u>	<u>ה</u>	_	3	). L	<u>스</u> 기	ים,	3	4.	스	<i>ח</i>	4	Э.	. L	② 分	5		). L	. 万	י ט		1. 1	<b>4</b> L	<i>)</i> 8.	. 不		程度区分	
項	住					所																																1		******
	電		話		番	号	Т	ΕL				_			-							担	隽帯	TE	L			-		-										******
																																							******	
	事		業	J	昕	名																																		
	/15	_		∠ Uri	· r	<i>k</i> 7	(	1	事	業	所	が		就	労	継	続	支	援	爰 A	型	] (	ひ 扌	旨に	臣 を	ž 🕏	受け	て	11	る	か	ど	う 7	か	有	ī · ‡	<b>無</b>	)		
					比氏	- 1																																	/	/
		<b>当</b>			氏																																		/	
事	所			在		地																																	/	
未所に	電		話	ŧ	番	号	T	ΕL			-		-				FΑ	Χ				-			-															
関す	事	詳	Ě	所	規	模	1. 5	人	未	満 2	2. 5	~ 2	9人	3.	30	~ 49	9人	4.5	0 ~	99,	<b>\</b> 5.	100	) ~ :	299,	人 6.	.300	) ~ 4	99人	. 7.	500	~ 9	99 J	8.	100	0人	以上	9. 不	明	事業所	
事業所に関する事項	企		業		規	模	1. 5	人	未	満 2	2. 5	~ 2	9人	3.	30	~ 49	9人	4.5	0 ~	99,	<b>\</b> 5.	100	) ~ :	299,	人 6.	.300	) ~ 4	99人	, 7.	500	~ 9	99ノ	8.	100	0人	以上	9. 不	明	企業	
項	資			本		金	1.	500	00万	5以	下	2 .	500	00万	超1	l億P	円以	下	3 .	. 1億	円超	3億	円以	下	4 . 3	3億	円超	5.	不	明								T		
	業					種	· 7 11. 14.	k 不生	道動活	業産関	7. 忄 業、 連:	青 <sup>ュ</sup> 、牧 サ・	報: か品 - と	通信に	言貸業	業 業 、 、 、 人	8. 12 娯楽	運 学業	輸出	〕業 可 15.	、垂究、 致育	事、	更 門 学	業 ・技 習 さ	9. â 術 z 援	卸サ業	売	k ス . 医	小業療、	売 13. 福	業宿祉	10 泊 17	). 金 業、 7. 複	飲食	! 業 食 t サ -	、 保 ナー - ビ:	熱保ビス事.	業業業	業種	

使	使	用		者	名														1. 男		性 2. 女			明	生	年	月	日			年	龄		性別	
用 者	年	龄	,	X	分	1.	~	29	歳	2.	30	) ~	39	歳	3	. 40	0 -	~ 4	19	灵	4.	50	~	59	歳	5.	60	歳	以	上	6.	不	明	年齢	
に関	IX F	虐待	者と	: の 🎚	関係	1.	事	業	主	2.	所	属	の	上言	1	3.	所	属	以	外	の	上	司	4.	. そ	の	他	(		)	5	. 不	明	関係	
する事項		待	Ø	種	別	10. 41.	身放	体置	等	虐(身	待 <b>身体</b>	20 的	). 性	t 的 待)	虐	· 待 42. 7	· (	30. 置:	心 等(	理 性	的	虐虐	待	40	)。 43.	t 置 放	等置	5( 等(	0. 纟	圣 済 理	的的	点 虐 虐 ?	: 待 寺)	種別	
虐待の内容・対応等	発	待 の生	内	容要	<b>及 び</b> 因																														
	市都が	町 道 行:	村 ; o #	又 府 는 対	は県応																														
	が ? に が	用者: 行わ: お採ら 合に	れた て改 れ	: 事美 な善す てし	業所 昔置																														

特に色をつけた部分は、省令により都道府県から労働局に報告する内容であるため、確認の上、記載すること

(受付台帳番号

年	·月·日	処 理 経 過
備考		

### 様式2 「労働相談票(使用者による障害者虐待)」の記載要領

本様式は、使用者による障害者虐待の通報等を受けた又は発見等を行った機関において、「処理欄」も含めて、可能な限り記載することとし、「被虐待者」や「使用者」が複数いる場合は、同内容の記載事項は、適宜、省略し、該当者のそれぞれについて、本様式を作成することとして差し支えない。

また、受付時に不明な点については、処理経過において確認することとし、「処理経過」 欄にその旨を記載すること。また、当該労働相談票をどの部署で受付、どこに送付したの かを処理経過欄に明記すること。

例: 年 月 日 A県 障害福祉課にて様式2「労働相談票(使用者による障害者虐待)」を作成した。当該案件は、使用者による障害者虐待の疑いがあるので、A労働局総務部企画室に当該労働相談票を送付した。

なお、「受付台帳番号」の欄については、労働局総務部企画室で記載すること。 また、記載欄に該当番号があり、右に処理欄があるものは、該当番号に をつけ、右 の「処理欄」に番号を記載し、該当番号があり、右に処理欄がないものは、番号に をつけること。

### 【受付等】

- 1 「受付年月日」の欄は、障害者虐待の通報等を受けた又は発見等を行った機関において、 通報等を受けた又は発見等を行った日を記入すること。
- 2 「来庁等」の欄の「文書等」とは、FAX・郵送・電子メール受信等の場合とし、「発見等」は、事業所を訪問等した際に虐待を発見した場合に記入すること。
- 3 「障害者虐待に関する通報・発見等の端緒」の欄については、市町村・都道府県・労働局等のそれぞれの記入欄に、以下により記載し、右の処理欄に該当番号を記載すること。 《市町村・都道府県記入欄》
  - ・( ) に対応した部局名を記載し、通報又は届出のいずれかを で囲むこと。 《労働局等記入欄》
  - ・ ~ の対応した部局のいずれかを で囲み、直接相談等を受けた場合は「相談」を、事業所訪問等で発見した場合は「発見」のいずれかを で囲むこと。なお「監督署等」には労働基準部、「安定所等」等には職業安定部が含まれるものとし、「その他」には需給調整事業部等、労働局内のその他の部局が含まれること。

#### 【通報(届出)者の事項】

- 1 「通報(届出)者氏名」の欄については、行政機関に対しても匿名の場合は匿名と記載すること。また、通報者が複数いる場合には代表者氏名を記載すれば足りること。
- 2 「事業所への通知の諾否」の欄については、通報(届出)者に、「通報・届出の有無」、「通報者氏名の通知」(通報の時のみ)、「被虐待者氏名の通知」の諾否など、内容を事業所に明らかにして処理をすることを望むかどうかを聴取の上、諾・否のいずれかをで囲むこと。なお、どの程度の情報を伝えていいのかの具体的な範囲は「処理経過」に記載すること。
- 3 「被虐待者との関係」の欄については、1~14のいずれかに該当する項目をで囲み、処理欄に該当番号を記載すること。なお、通報者が複数いる場合には代表者と被虐待者との関

係を記載すれば足りること。

#### 【被虐待者に関する事項】

- 1 「被虐待者氏名」の欄については、被虐待者が届出を行っている場合は、届出者と同一な ので、「同上」と記載すること。また、不明の場合は不明と記載すること。
- 2 「生年月日」、「年齢」の欄については、できる限り把握し、記載すること。
- 3 「障害の種類」の欄については、区分が複数ある場合には、該当項目を複数 で囲み、処理欄に全て記載すること。
- 4 「障害者区分」の欄については、市町村・都道府県にて記載する内容であり、労働局等に おいて記載する必要は無いこと。
- 5 「心身の状況」の欄については、被虐待者について特筆すべき事項があれば、記載すること。

### 【事業所に関する事項】

- 1 「担当者職氏名」の欄については、使用者による障害者虐待が行われた事業所における労務管理担当者の職氏名がわかれば、記載すること。
- 2 「業種」の欄については、日本標準産業分類(平成 19 年 11 月改訂)に基づき、1~21 の いずれかに該当する項目を で囲み、処理欄に該当番号を記載すること。

### 【使用者に関する事項】

- 1 「使用者氏名」の欄については、使用者による障害者虐待を行っている者の氏名を記載し、 不明の場合は不明と記載すること。
- 2 「性別」、「生年月日」、「年齢」、「年齢区分」、の欄については、できる限り把握し、記載すること。なお、虐待を行った使用者が複数名存在する場合には、代表的な使用者について記載し、その他の虐待を行った使用者については「処理経過」に記載すること。
- 3 「被虐待者との関係」の欄の 4 その他については、1~3 に該当しない場合の上司等を記載すること。

# 長崎県内の各市町障害者虐待防止センター (2 - )

れいわ ねん がつ にちげんざい 令和3年7月1日現在

				令和3年7月1日現在
し ちょう 市 町	<del>せっちばしょ</del> 設置場所	でんわばんごう電話番号	ファックス	きゅうじつやかん れん らくさき 休日 夜 間 連 絡 先
なが さき し 長 崎 市	しょうがいふくしか 障害福祉課	095 - 829 - 1800	095 - 823 - 7571	でんわ 電話:095-829-1800
させぼし佐世保市	<sub>しょう</sub> ふくしか 障 <b>がい</b> 福祉課	0956 - 24 - 1111	0956 - 25 - 2281	でんわ 電話:0956-24-1111
lまばらし 島 原 市	ふくしか しょうがいふくしはん 福祉課 障害福祉班	0957 - 62 - 8025	0957 - 62 - 2923	でんわ 電話:0957-63-1111
いさはやし 諫 早 市	しょうがいふくしか 障害福祉課	0957 - 22 - 1500	0957 - 24 - 0901	でんわ 電話:0957-22-1500
ぉぉむら し 大 村 市	ぉぉむらし そうごうふくし 大村市総合福祉センター	0957 - 52 - 5063	0957 - 54 - 1365	でんわ 電話:0957 - 52 - 5063
ひらど し 平戸市	ふくしか しょうがいふくしはん 福祉課 障害福祉班	0950 - 22 - 9130	0950 - 22 - 4421	でんわ 電話:0950 - 22 - 4111
まつうら b 松 浦 市	ふくしじむしょ しょうがいふくしかかり 福祉事務所 障害福祉係	0956 - 72 - 1111	0956 - 72 - 1115	でんわ 電話:0956ー72ー1111
つしま 対馬市	ふくしじむしょ ふくしか 福祉事務所 福祉課	0920 - 58 - 1119	0920 - 58 - 2551	でんわ 電話:0920 - 58 - 1111
き岐市	いきしょうがいしゃ ちいき 壱岐障害者地域 かつどう しえん 活動支援センターひまわり	0920 - 47 - 0116	0920 - 47 - 6100	でんわ 電話:0920-47-0116
ごとう b 五島市	ごとうしそうだんしえんじぎょうしょ 五島市相談支援事業所 サポートセンターゆうなぎ	0959 - 72 - 4710	0 9 5 9 - 7 2 - 4 7 0 9	でんわ 電話:0959-72-4710
さいかいし 西海市	ふくしか 福祉課 そうだんしえんじぎょうしょ なご さと 相談支援事業所 和みの里	さいかいしゃくしょ ふくしか 西海市役所 福祉課 0959-37-0069	さいかいしゃくしょふくしか 西海市役所 福祉課 0959-29-0050	そうだんしえんじぎょうしょなご さと 相談支援事業所 和みの里 でんわ 電話:095-840-7132
うんぜん し雲 仙 市	ふくしじむ しょ 福祉事務所 ふくしか しょうがいはん 福祉課 障害班	0957 - 36 - 2500	0957 - 36 - 8900	でんわ 電話:0957-36-2500
みなみしまばらし 南島原市	ふくしか しょうがいふくしはん 福祉課 障害福祉班	0957 - 73 - 6651	0957 - 85 - 3142	でんわ 電話: 0 9 5 7 - 7 3 - 6 6 5 1

# **養崎県内の各市町障害者虐待防止センター (2 - )**

れいか ねん がつ にちげんざい 令和3年7月1日現在

した。 市 町	せっちばしょ 設置場所	でんわばんごう電話番号	ファックス	きゅうじつやかんれんら(ざき 休日夜間連絡先
ながよ ちょう 長 与 町	ふくしか 福祉課 そうだんしえんじぎょうしょ なご さと 相談支援事業所 和みの里	ながよちょう やくば ふくしか 長与町役場 福祉課 095-801-5827	ながよちょうやくば ふくしか 長与町役場 福祉課 095-883-2061	そうだんしえんじぎょうしょなご さと 相談支援事業所 和みの里 でんわ 電話:095-840-7132
とぎつちょ <sup>う</sup> 時津町	ふくし か 福祉課 そうだんしえんじぎょうしょ なご さと 相談支援事業所 和みの里	とぎつちょうやくば、ふくしか 時津町役場 福祉課 095-865-6940(直通) だいひょう 095-882-2211(代表)	とぎつちょうやくば ふくしか 時津町役場 福祉課 095-881-2764	そうだんしえんじぎょうしょ なご さと 相談支援事業所 和みの里 でんわ 電話:095-840-7132
ひがしそのぎちょう 東彼杵町	ちょうみんか_ふくしがかり 町民課 福祉係	0957 - 46 - 1155	0957 - 20 - 1032	でんわ 電話: 0957 - 46 - 1111 ファックス: 0957 - 20 - 1032
かわたなちょう 川 棚 町	<sup>じゅうみんふくしか</sup> 住民福祉課	0956-82-5411	0956-82-3134	でんわ 電話:0956-82-3131
はさみちょう 波佐見町	じゅうみんふくしか しゃかいふくしはん 住民福祉課 社会福祉班	0956 - 85 - 2973	0956 - 85 - 8161	でんわ 電話:0956-85-2111
ぉぢかちょう 小値賀町	ふくしじむしょ ふくしがかり 福祉事務所 福祉係	0959 - 56 - 3111	0959 - 43 - 3077	でんわ 電話:0959 - 56 - 3111
<sup>さざ ちょう</sup> 佐々町	じゅうみんふくしか 住民福祉課	0956-62-2101	0956-62-3178	ファックス:0956-62-3178
しんかみごとうちょう 新上五島町	ふくし か <b>福 祉</b> 課	0959 - 53 - 1165	0959 - 52 - 3741	でんわ 電話:0959-53-1111

# 長崎県障害者権利擁護センター



	せっちばしょ 設置場所	でんわばんごう 電話番号	ファックス	きゅうじつやかん れん らくさき 休日夜間連絡先
なが さき けん長 崎 県	ながきき しょせいしょうがいしゃしえん 長崎こども・女性・障害者支援 ちてきしょうがいしゃしえんはん) センター (知的障害者支援班)	フリーダイヤル 0120 - 294210 50 120 - 294210 50 120 120 120 120 120 120 120 120 120 12	095 - 844 - 1849	ファックス:095 - 844 - 1849